袋井市一般廃棄物処理基本計画

令和６年３月

（令和８年 10 月一部修正）

袋　　井　　市

一般廃棄物処理基本計画　目　次

第１章　計画策定の考え方 …… 1-1
　第１節　計画策定の趣旨 …… 1-1
　第２節　計画の基本理念・基本方針 …… 1-2
　第３節　計画の目標年度 …… 1-3
　第４節　計画の構成 …… 1-3

第２章　地域の概要 …… 2-1
　第１節　自然特性 …… 2-1
　　１　地理的特性 …… 2-1
　　２　気候 …… 2-2
　第２節　社会特性 …… 2-3
　　１　人口 …… 2-3
　　２　産業 …… 2-4
　　（１）産業別就業者数 …… 2-4
　　（２）産業別事業所数 …… 2-4
　　３　土地利用 …… 2-5
　第３節　環境特性 …… 2-6
　　１　大気質 …… 2-6
　　２　水質 …… 2-6
　第４節　将来計画 …… 2-7
　　１　総合計画 …… 2-7
　　２　環境基本計画 …… 2-7

第３章　ごみ処理基本計画 …… 3-1
　第１節　ごみ処理の現状と課題 …… 3-1
　　１　ごみの処理・処分の流れ …… 3-1
　　２　ごみの排出量 …… 3-2
　　３　リサイクル率 …… 3-6
　　４　ごみの性状 …… 3-7
　　５　ごみ処理の現状 …… 3-8
　　（１）収集・運搬 …… 3-8
　　（２）中間処理 …… 3-9
　　（３）最終処分 …… 3-11
　　（４）ごみ処理に係る経費 …… 3-12

６　ごみの削減・資源化 …… 3-13
（１）古紙、古布のリサイクル …… 3-13
（２）草木のリサイクル …… 3-14
（３）資源ごみの分別収集 …… 3-15
（４）中間処理施設での資源回収 …… 3-16
（５）生ごみの堆肥化 …… 3-16
（６）歯ブラシ・使用済みペン等回収プログラム …… 3-16
（７）ふくろい５３３０運動 …… 3-17
７　廃棄物・リサイクル関連の動向 …… 3-18
（１）廃棄物・リサイクル関連の法制度 …… 3-18
（２）国の廃棄物処理の目標 …… 3-20
（３）静岡県の廃棄物処理の目標 …… 3-20
８　ごみ処理における課題 …… 3-21
（１）家庭系ごみの削減 …… 3-21
（２）事業者への対応 …… 3-21
（３）食品ロス対策・プラスチック資源循環への対応 …… 3-21
（４）ごみ処理に必要な財源の確保 …… 3-22
（５）啓発方法の検討 …… 3-22
（６）リサイクル率の向上 …… 3-22
（７）新たな技術の活用 …… 3-23
（８）効率的なごみ処理体制の整備 …… 3-23
（９）持続可能なごみ処理体制の維持 …… 3-23
(10) 不法投棄等への対応 …… 3-24
(11) 災害への備え …… 3-24
第２節　ごみの排出量の予測 …… 3-25
１　将来人口の予測 …… 3-25
２　ごみの排出量の予測 …… 3-26
３　リサイクル率の予測 …… 3-28
第３節　ごみ処理基本計画 …… 3-29
１　計画の目標（削減目標） …… 3-29
２　計画の目標（資源化目標） …… 3-35
３　ごみ処理基本計画の体系 …… 3-36
４　目標実現に向けた基本施策 …… 3-37
（１）市民・事業者・行政による資源循環型社会への推進 …… 3-37
（２）豊かな環境を継承するための環境教育の推進 …… 3-41
（３）豊かな環境を保全するための廃棄物の適正処理、処分の推進 …… 3-43

第４節　食品ロス削減推進計画 …… 3-49
１　基本的事項 …… 3-49
（１）計画策定の趣旨 …… 3-49
（２）計画の位置付け …… 3-49
２　食品ロスの現状と課題 …… 3-50
（１）食品ロスの現状 …… 3-50
（２）食品ロス発生量の推計 …… 3-52
（３）全国推計との比較 …… 3-52
（４）食品ロス削減に向けた取組状況 …… 3-52
３　計画の目標 …… 3-54
（１）食品ロス削減の考え方 …… 3-54
（２）計画の目標 …… 3-54
４　具体的な施策 …… 3-56
（１）食品ロスの削減 …… 3-56
（２）事業系生ごみの資源化 …… 3-57

第４章　生活排水処理基本計画 …… 4-1
第１節　生活排水処理の現状と課題 …… 4-1
１　生活排水の処理状況 …… 4-1
（１）生活排水処理人口の実績 …… 4-1
（２）水洗化率の実績 …… 4-2
（３）公共下水道の状況 …… 4-3
（４）農業集落排水処理施設の状況 …… 4-4
（５）合併処理浄化槽の状況 …… 4-4
２　し尿・浄化槽汚泥の処理状況 …… 4-5
（１）し尿・浄化槽汚泥の処理実績 …… 4-5
（２）し尿・浄化槽汚泥の収集運搬状況 …… 4-6
（３）し尿・浄化槽汚泥の処理経費 …… 4-7
３　生活排水処理における課題 …… 4-8
（１）生活排水の処理における課題 …… 4-8
（２）し尿・浄化槽汚泥の処理における課題 …… 4-8
第２節　生活排水処理基本計画 …… 4-9
１　計画の目標 …… 4-9
（１）汚水処理人口普及率 …… 4-9
（２）将来人口、生活排水処理形態別人口及びし尿浄化槽汚泥処理量の見通し・4-9
２　生活排水処理基本計画の体系 …… 4-14

３　目標実現に向けた基本施策 …… 4-15
（１）郷土の豊かな水辺環境保全、改善に向けた取組の推進 …… 4-15
（２）豊かな環境を継承するための環境教育の推進 …… 4-16
（３）豊かな環境を保全するための廃棄物の適正処理、処分の推進 …… 4-18

第１章　計画策定の考え方

第１節　計画策定の趣旨

国は平成 13 年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、３Ｒの取組や家電リサイクル法等個別リサイクル法の整備など、循環型社会構築に向けた政策を進めてきました。その結果、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会から、廃棄物等の発生や資源の消費をできるだけ抑え、再生可能な資源を有効に活用する「循環型社会」への転換が図られ、省エネルギーなど環境に配慮した生活スタイルや事業活動が着実に定着しています。

また、生活排水については、公共下水道の整備や合併処理浄化槽設置の普及活動などが行われ、公共用水域の水質改善に一定の成果がみられます。

このような状況の中、本市は平成 28 年度に「袋井市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、快適な生活環境を将来に渡り引き継ぎ、更なるごみの減量化や再資源化の推進、ごみの適正処理・処分の推進、生活排水の適切な処理と水環境の保全を図るため、それぞれの政策ごとに目標値を定め、目標達成に向けて取り組みを推進してきました。

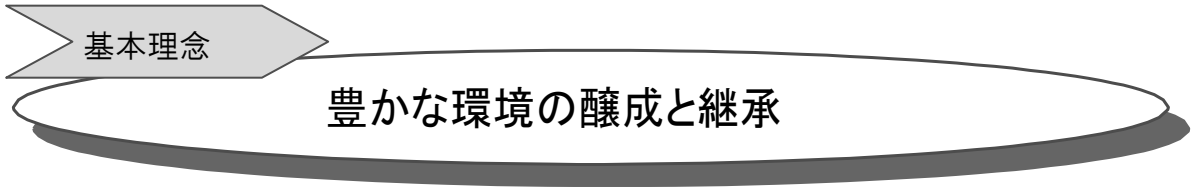
しかし、計画策定から７年が経過し、この間に中遠クリーンセンターでは可燃ごみの処理が逼迫し、処理限界量の 96.8%に達しました。さらに、処理経費は処理量の増加や電気代などの高騰により増加しています。また、本市は令和４年２月に、「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするため、市民、事業者と一丸となって全力で取り組むことを宣言しました。これらの理由から、可燃ごみの更なる削減が必要であり、令和４年度から「ふくろい５３３０運動」を推進しています。それに加えて、製品プラスチックリサイクルへの対応、食品ロスの削減などの新たな課題に直面しています。

このようにごみ処理行政を取り巻く状況が変化していることから、計画の見直しを行いました。

第２節　計画の基本理念・基本方針

令和２年 12 月に策定した「第２次袋井市総合計画後期基本計画」（以下「総合計画」という。）では、まちの将来像を「活力と創造で　未来を先取る　日本一健康文化都市」と位置づけ、環境に係る政策を「快適で魅力あるまちを目指します」としています。

総合計画では、このまちの将来像を環境面から実現するため、「豊かな環境の醸成と継承」を施策に掲げています。本計画では、この総合計画の基本的な考え方を受け継ぎ、基本理念を次のように定めます。



また、総合計画では、「豊かな環境の醸成と継承」を達成するため、「資源循環型社会の推進」「環境保全意識の高揚」「快適な生活環境の保全」「郷土の豊かな水辺環境の保全」の４つの基本方針を定めています。本計画では、この総合計画の基本方針を基に、基本理念を実現するための基本方針を次のように定めます。

基本方針	１　市民・事業者・行政による資源循環型社会への推進 ２　豊かな環境を継承するための環境教育の推進 ３　豊かな環境を保全するための廃棄物の適正処理、処分の推進 ４　郷土の豊かな水辺環境保全、改善に向けた取組の推進

第３節　計画の目標年度

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて策定することが定められています。国が定める「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年９月）」では、計画目標年度は「10 年～15 年の長期計画とする」とされています。

当初、本計画は平成 29 年度から令和７年度までの９年間の計画として策定されました。通常であれば、令和３年度が計画の見直しの時期でしたが、ごみ処理有料化の議論が進行中であったため、見直しを延期しました。さらに、計画期間については、「ふくろい５３３０運動」の目標年度に合わせて延長し、令和 12 年度までとします。

ただし、国における廃棄物行政や社会経済情勢に大きな変化があった場合には、その都度見直しを行うものとします。

第４節　計画の構成

本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成され、ごみ処理基本計画には、新たに食品ロス削減推進計画を含むものとします。

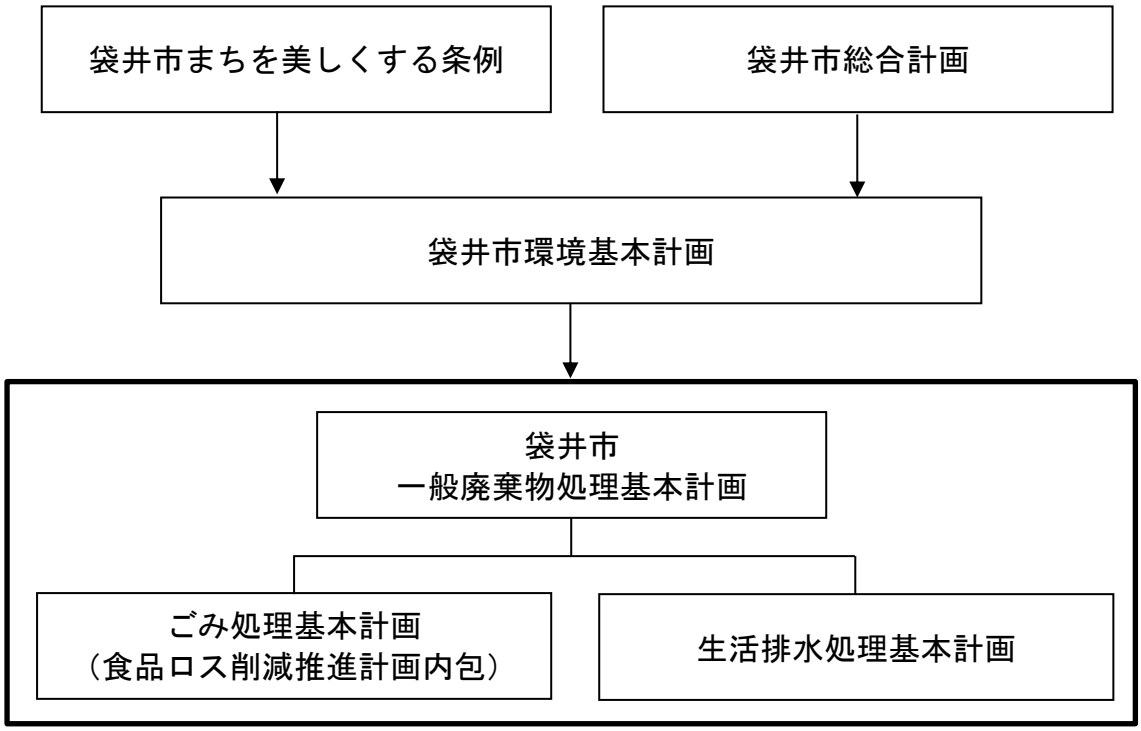


図１－４－１　袋井市一般廃棄物処理基本計画の構成

第２章　地域の概要

第１節　自然特性

１　地理的特性

本市は、静岡県西部に位置し、東は掛川市、西は磐田市、北は森町に接しています。東西約 15km、南北約 17km に広がり、総面積は 108.33km^2 です。このうち、78.4%を平坦地が占めています。本地域は、豊かに広がる田園地帯と美しい茶畑、さらには太田川や原野谷川、南には遠州灘と、自然環境にも恵まれています。

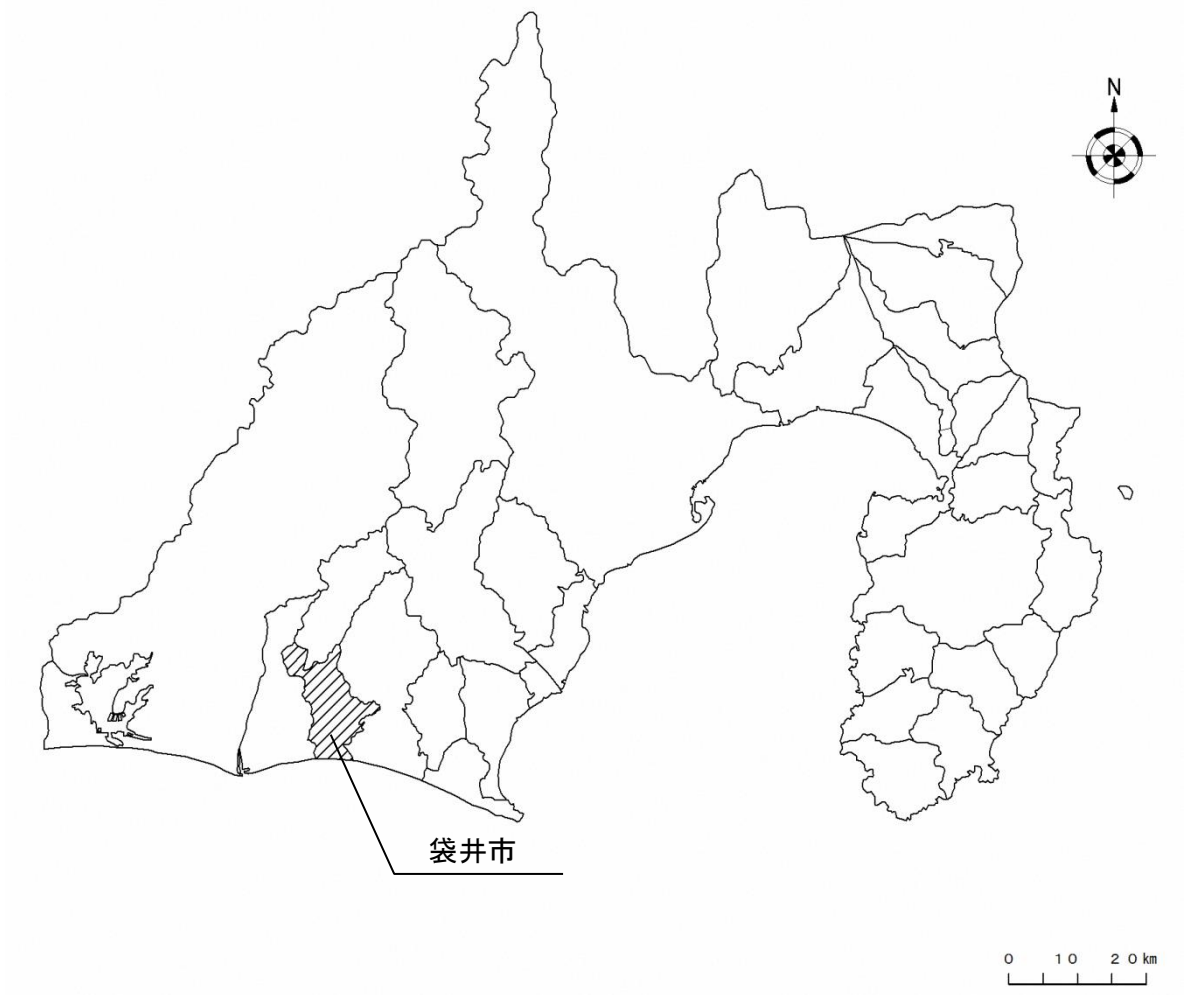
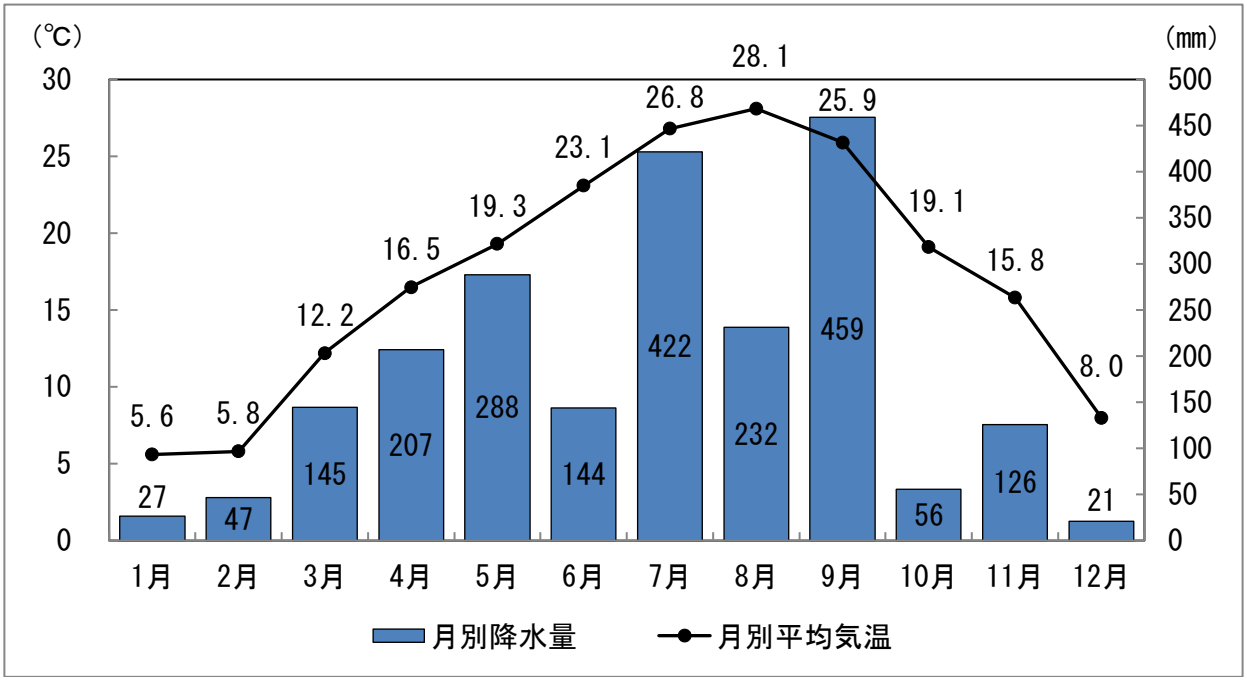


図２－１－１　袋井市の位置

２　気候

本市は太平洋に面し、温暖多雨の太平洋岸式気候が特徴です。夏は南寄りの風のため、高温多湿で雨の日が多くなっています。冬は西からの季節風のため、低温で乾燥した晴れの日が多く、この地域独特の「遠州の空っ風」と呼ばれる寒風が吹き、実際の気温より寒く感じられます。

また、全国でも日照時間が長い地域であり、年平均気温は約 17℃となっています。



資料：「統計台帳」（令和５年７月）

図２－１－２　月別降水量及び平均気温（令和４年）

第２節　社会特性

１　人口

本市の人口は増加傾向にあり、令和４年度時点での人口は88,615人です。平成25年度と比較して 1.9%の増加となっています。同様に、世帯数も増加傾向にあり、令和４年度時点での世帯数は 36,460 世帯です。ただし、１世帯当たりの人口は減少傾向にあり、令和４年度は2.4人/世帯となっています。

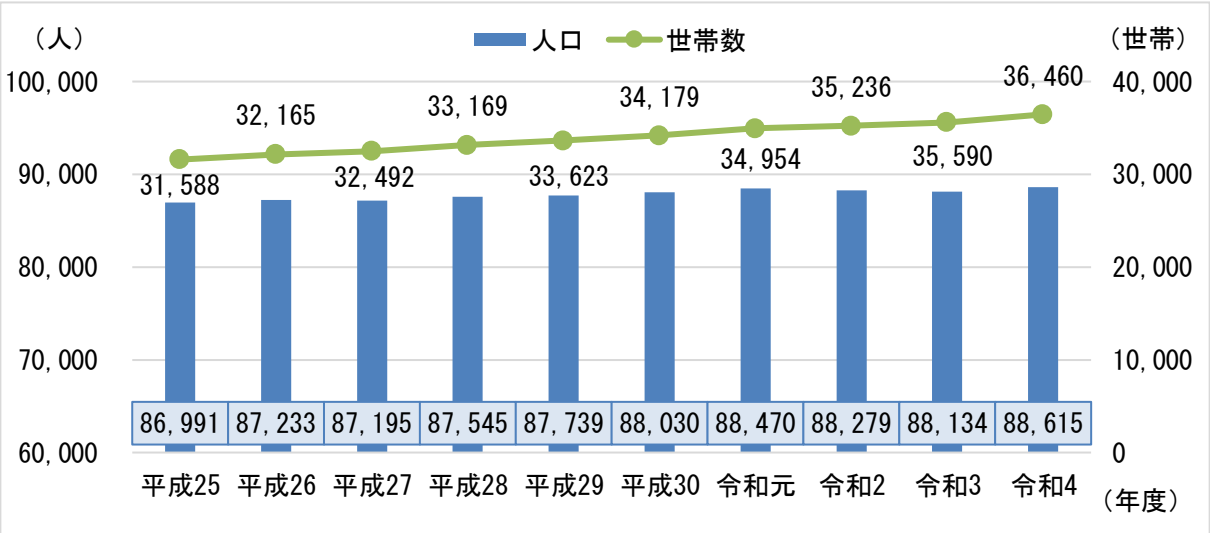
年齢別人口では、65歳以上の人口が全体の25.0%を占め、高齢化が進行しています。ただし、県平均の27.7%と比較すると、やや低い値となっています。

表２－２－１　人口の推移

区分＼年度	平成 25 年	平成 30 年	令和 4 年
人口（人）	86,991	88,030	88,615
世帯数（世帯）	31,588	34,179	36,460
１世帯当たり人口（人／世帯）	2.8	2.6	2.4

注）各年度 10 月１日現在。

資料：「住民基本台帳」



注）各年度 10 月１日現在。

資料：「住民基本台帳」

図２－２－１　人口の推移

表２－２－２　年齢別人口の構成

区分	袋井市[資料１]				静岡県平均[資料２]			
	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	合計	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	合計
人口（人）	12,415	54,065	22,135	88,615	214,194	1,046,905	482,972	1,744,071
構成比（%）	14.0	61.0	25.0	100.0	12.3	60.0	27.7	100.0

注）令和４年 10 月１日現在。

資料１：「統計センターしずおか」（静岡県）

資料２：「住民基本台帳」

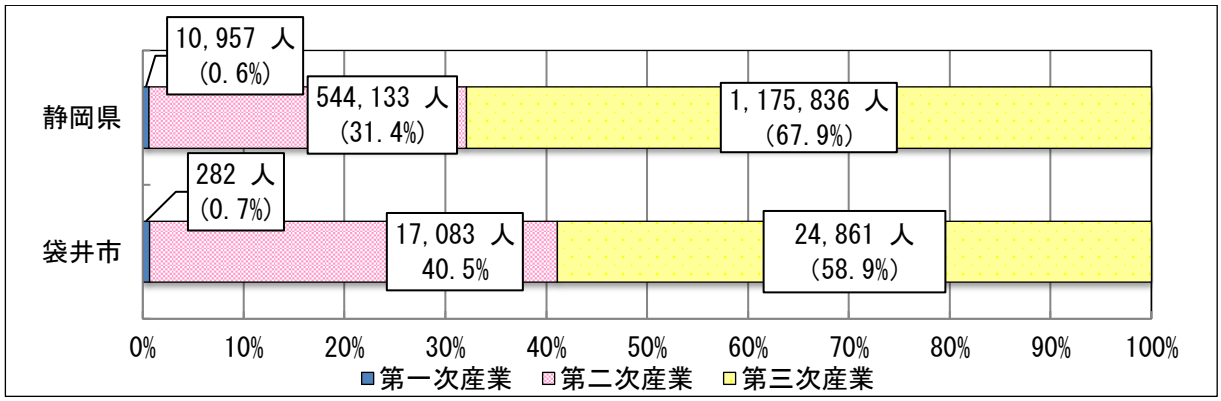
２　産業

（１）産業別就業者数

令和３年における第１次産業の就業人口比率は 0.7%と、県全体と同程度です。

また、第２次産業の就業人口比率は、令和３年で 40.5%と、県全体の 31.4%と比較して約９ポイント上回り、相対的に「ものづくり」が盛んなことを示しています。

第３次産業の就業人口比率は、令和３年には 58.9%と、県全体の 67.9%と比較して約９ポイント下回っています。



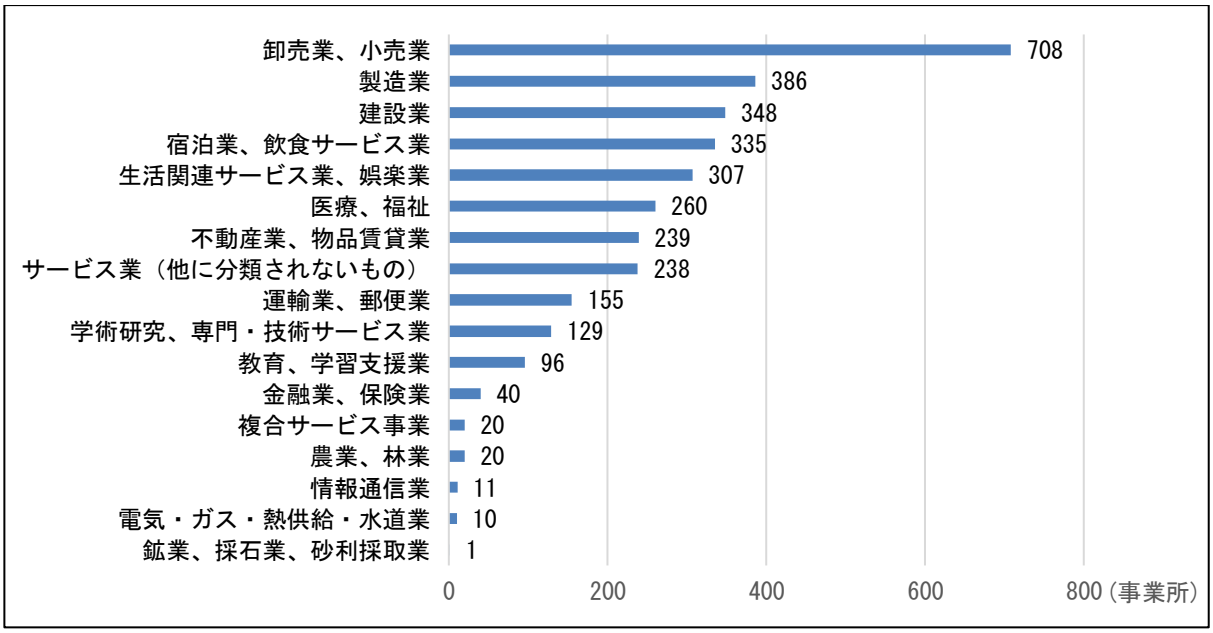
注）各項目の比率は端数処理されているため、その合計が 100.0%にならないことがあります。

資料：「令和３年経済センサス-活動調査」（経済産業省）

図２－２－２　産業別就業者数（令和３年）

（２）産業別事業所数

令和３年度における本市の事業所数の内訳を見ると、「卸売、小売業」が最も多く、次いで「製造業」、「建設業」の順となっています。



資料：「令和３年経済センサス-活動調査」（経済産業省）

図２－２－３　産業別事業所数（令和３年度）

３　土地利用

本市の総面積は、108.33㎡ です。令和５年１月１日現在、本市の土地利用状況を見ると、「田」及び「その他」が 22.8%と最も高く、次いで「山林」が 19.1%、「宅地」が 18.5%となっています。

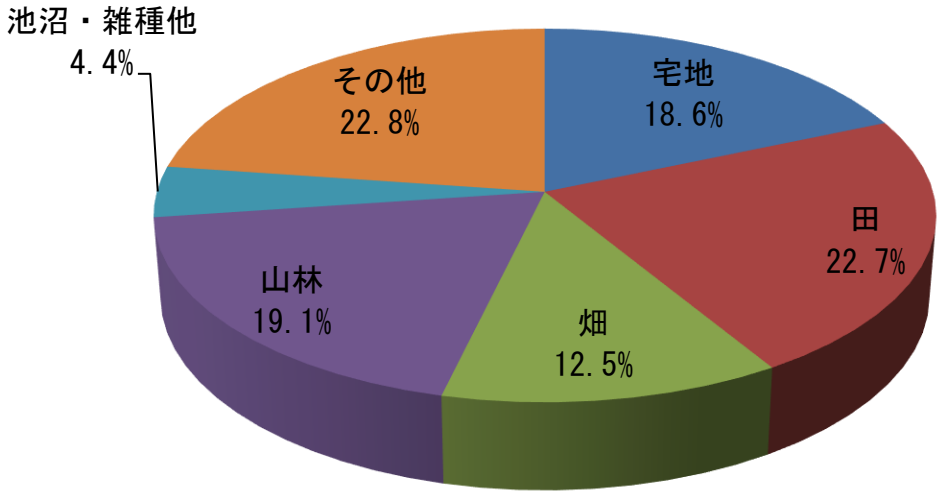
また、本市は、全域が都市計画区域に指定されています。そのうち用途地域の指定面積は 15.06㎢ で、市域全域の 13.9%を占めています。

表２－２－３　地目別面積

	単位	総面積	宅地	田	畑	山林	池沼 雑種他	その他
面積	㎢	108.33	20.16	24.57	13.55	20.65	4.74	24.66
比率	%	100.0	18.6	22.7	12.5	19.1	4.4	22.8

注）令和５年１月１日現在。

資料：「袋井市の統計 2023」（令和５年７月）



注）令和５年１月１日現在。

資料：「袋井市の統計 2023」（令和５年７月）

図２－２－４　地目別面積

第３節　環境特性

１　大気質

袋井市役所に設置された一般環境大気測定局での測定結果を以下に示します。光化学オキシダントについては、環境基準が未達成となっていますが、近年、光化学オキシダント注意報等の発令はありません。

光化学オキシダントの生成原因物質の１つである揮発性有機化合物（VOC）の排出については、大気汚染防止法により規制されています。この法令に基づき、本市は事業者に対して引き続き、VOC 排出施設の静岡県への届出や排出基準の遵守を促していきます。

表２－３－１　大気の状況（令和４年度）

区分		測定結果	環境基準
微小粒子状物質	年平均値（μg/m³）	7.4	１年平均値 15μg/m³ 以下 １日平均値 35μg/m³ 以下
	長期的評価による環境基準の適否	適	
	日平均値の年間 98%値（μg/m³）	17.0	
	短期的評価による環境基準の適否	適	
光化学オキシダント	昼間の１時間値が 0.06ppm を越えた日数	15	１時間値 0.06ppm 以下
	昼間の１時間値が 0.12ppm 以上の日数	0	
	短期的評価による環境基準の適否	否	

資料：「令和４年度 大気汚染及び水質汚濁等の状況」（令和５年８月　静岡県）

２　水質

袋井市内において、環境基準の類型指定がされている河川での水質調査結果を以下に示します。

表２－３－２　河川の状況（令和４年度）

河川名	調査地点	水域類型	ｐＨ	ＢＯＤ (mg/ℓ)	ＤＯ (mg/ℓ)	ＳＳ (mg/ℓ)
逆川	曙橋	Ｃ	7.4～8.2	1.8	9.0	6
原野谷川	二瀬(東)橋	Ａ	7.2～7.6	1.6	7.5	9
太田川	二瀬(西)橋	ＡＡ	7.3～7.9	0.9	9.4	13
（環境基準）		ＡＡ	6.5～8.5	1 以下	7.5	25 以下
		Ａ	6.5～8.5	2 以下	7.5	25 以下
		Ｃ	6.5～8.5	5 以下	5 以上	50 以下

資料：「令和４年度 大気汚染及び水質汚濁等の状況」（令和５年８月　静岡県）

第４節　将来計画

１　総合計画

令和２年 12 月に本市の基本方針となる総合計画を策定しました。総合計画の「まちの将来像」「まちづくりの基本目標」「行政経営方針」は次のとおりです。

表２－４－１　第２次袋井市総合計画後期基本計画の概要（１）

計画期間	令和３年度～令和７年度（５か年）
まちの将来像	活力と創造で　未来を先取る　日本一健康文化都市
まちづくりの基本目標	【心と体の健康】 子どもがすこやかに育ち　みんなが健康で幸せに暮らすまち 【都市と自然の健康】 活力にあふれ　潤いと安全・安心を実感できるまち 【地域と社会の健康】 つながりと交流を大切にし　豊かな市民力で未来を拓くまち
行政経営方針（第２次行政改革大綱の３つの基本方針）	①市民とともに高め合う　行政経営 ②自主性・自立性の高い　行政経営 ③コストと成果を重視した　行政経営

また、政策として４つの項目があげられており、一般廃棄物処理に関する政策と取組・基本方針については、次のとおりです。

表２－４－２　第２次袋井市総合計画後期基本計画の概要（２）

政策	取組	基本方針
快適で魅力あるまちを目指します	豊かな環境の醸成と継承	１　資源循環型社会の推進 ２　環境保全意識の高揚 ３　郷土の豊かな水辺環境の保全 ４　快適な生活環境の保全

２　環境基本計画

平成 31 年３月に本市の環境保全等に関する基本方針となる環境基本計画を策定しました。「望ましい環境像」の実現に向けて、具体的に取り組む政策目標として、５つの「基本目標」と 12 の「個別目標」を定め、施策を展開しています。

また、平成 26 年度に実施した市民意識調査では、「ごみ減量化・リサイクル」について、市民が重要度、優先度ともに高いと判断していることから、「可燃ごみ削減プロジェクト」を展開し、市民、事業者と協働で、「使い捨てプラスチックごみの削減」「生ごみの削減」「紙・布類のリサイクル」「協働によるごみ削減対策の推進」の４つの取組を進めています。

表２－４－３　第２期袋井市環境基本計画の概要

計画期間	令和元年度～令和 10 年度（10 か年）
望ましい環境像	人と自然にやさしい環境を　みんなで　創り　守り　育てる まち　ふくろい

基本目標	個別目標
１　自然共生社会の構築 豊かな自然環境や緑地など、生物多様性を保全していくため、私たち一人ひとりが身近な自然環境や緑地を市民共有の財産として、守りながら育てていきます。	①森林保全と緑化の推進 ②海岸・河川・農地の保全 ③生態系の保全
２　快適な生活環境の保全 私たちが快適な環境を営むため、事業活動や人の活動によって生じる公害の防止や、協働による環境美化活動を実施していきます。	④生活環境の保全 ⑤環境美化・不法投棄対策の推進
３　循環型社会の構築 持続可能な社会の実現のため、社会のあり方や、ライフスタイルを見直し、３Ｒやバイオマス資源の有効利用に取り組んでいきます。	⑥ごみの減量・再資源化の推進 ⑦バイオマスの利用推進
４　低炭素社会の推進 地球環境への影響を一人ひとりが自覚し、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入など持続可能な社会の実現のため、低炭素社会を推進します。	⑧地球温暖化対策の推進 ⑨省エネルギーの推進 ⑩再生可能エネルギーの推進
５　環境保全意識の高揚 市民、事業者、市それぞれが環境教育や環境学習などを通じて、知識を身につけ、理解を深め良好な環境を次世代に引き継いでいくため、協働による環境保全活動を推進していきます。	⑪環境教育の推進 ⑫環境保全活動の推進

第３章　ごみ処理基本計画

第１節　ごみ処理の現状と課題

１　ごみ処理・処分の流れ

本市における令和５年度のごみ処理の流れは、以下のとおりです。燃やせるごみは、中遠クリーンセンターで溶融処理し、燃やせないごみは、中遠広域粗大ごみ処理施設、中遠広域一般廃棄物最終処分場及び民間処理施設において処理・処分を行っています。

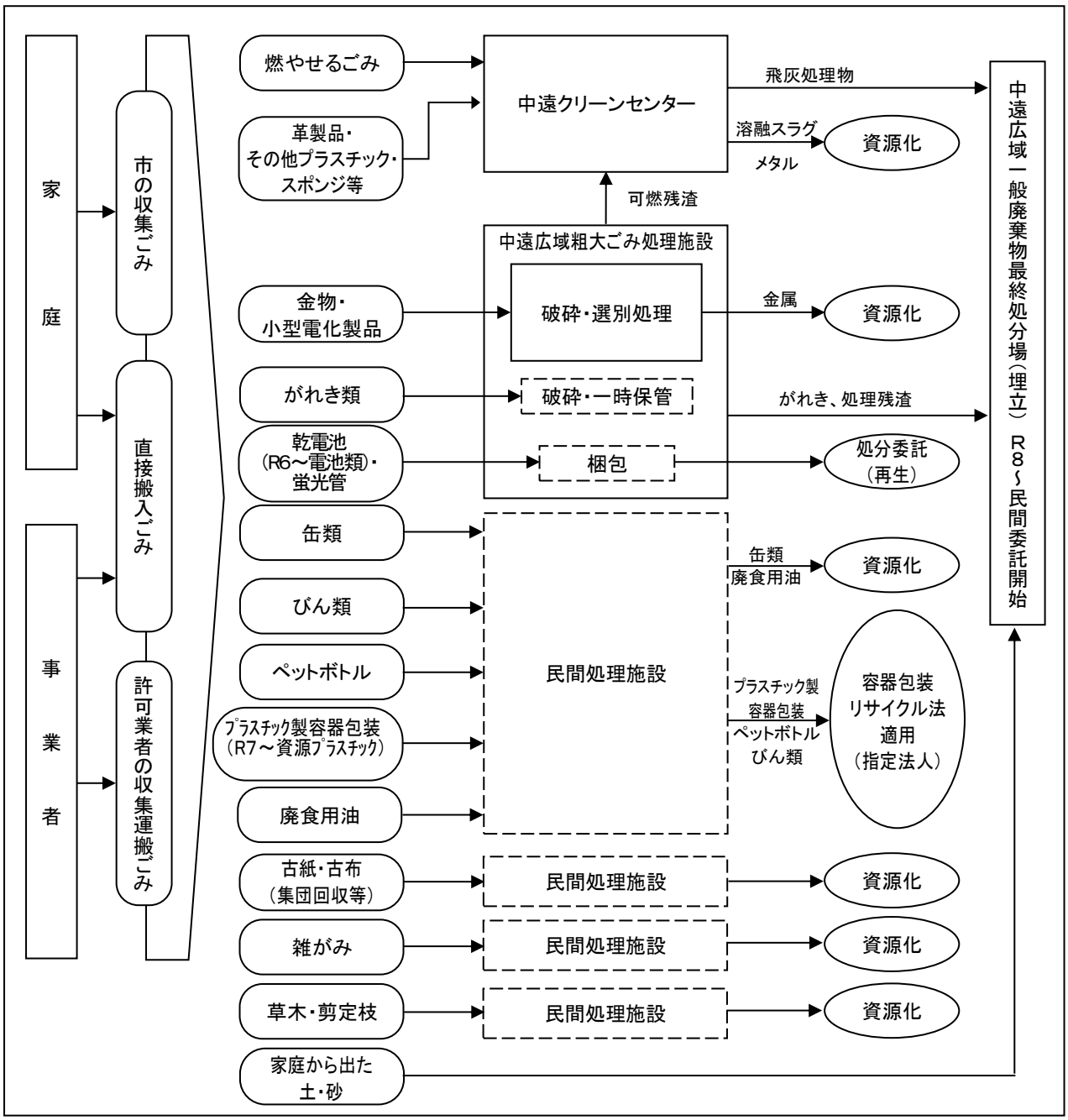


図3－1－1　ごみ処理の流れ

２　ごみの排出量

本市のごみの総排出量（家庭系ごみ量＋事業系ごみ量＋集団回収量）は約28,000t程度、家庭系可燃ごみ排出量は平成 27 年度から令和２年度まで約 17,000t 程度と横ばいで推移していましたが、令和３年度以降、家庭系ごみと事業系ごみはいずれも減少傾向にあります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛やテレワークの普及など生活様式の変化したことに加え、製造業や飲食業を中心とする事業活動の低下の影響が考えられます。

特に家庭系可燃ごみについては、令和２年度から令和４年度にかけて排出量が 10.9%減少し、令和４年度は、15,396t となっています。この減少の一因として、令和４年度から展開している「ふくろい５３３０運動」による削減効果が挙げられます。令和２年度については、外出自粛が求められる中、多くの人々が自宅で過ごす時間が増えたため、自宅の整理整頓が行われたことで、家庭系可燃ごみが増加しましたが、これは一時的なものであり、令和３年度には再び減少しました。

なお、平成30年度の家庭系ごみについては、台風第24号で発生した災害廃棄物が含まれています。

本市の１人１日当たり平均排出量は、全国及び静岡県を下回っています。実績値のある令和３年度での比較では、本市の１人１日当たり平均排出量は、全国より 66g、静岡県より 19g 低い 824g/人・日です。令和４年度はそれよりさらに減少して 794g/人・日となっています。

また、本市の家庭系可燃ごみの１人１日当たり平均排出量は、520g/人・日～540g/人・日程度で推移していましたが、令和３年度から令和４年度にかけて減少し、令和４年度には 476g/人・日となっています。

なお、本市では、毎年度、「袋井市まちを美しくする条例」第７条に基づき、「袋井市環境報告書」を毎年作成して、環境の状況や環境の保全等に関する取組状況について報告を行っており、ごみの処理状況についても掲載しています（【参考】Ｐ３－４「袋井市のごみ処理量Ｒ５．４．１作成」）。この集計は、市独自の集計であるため、表３－１－１と異なる部分がありますが、参考として示します。

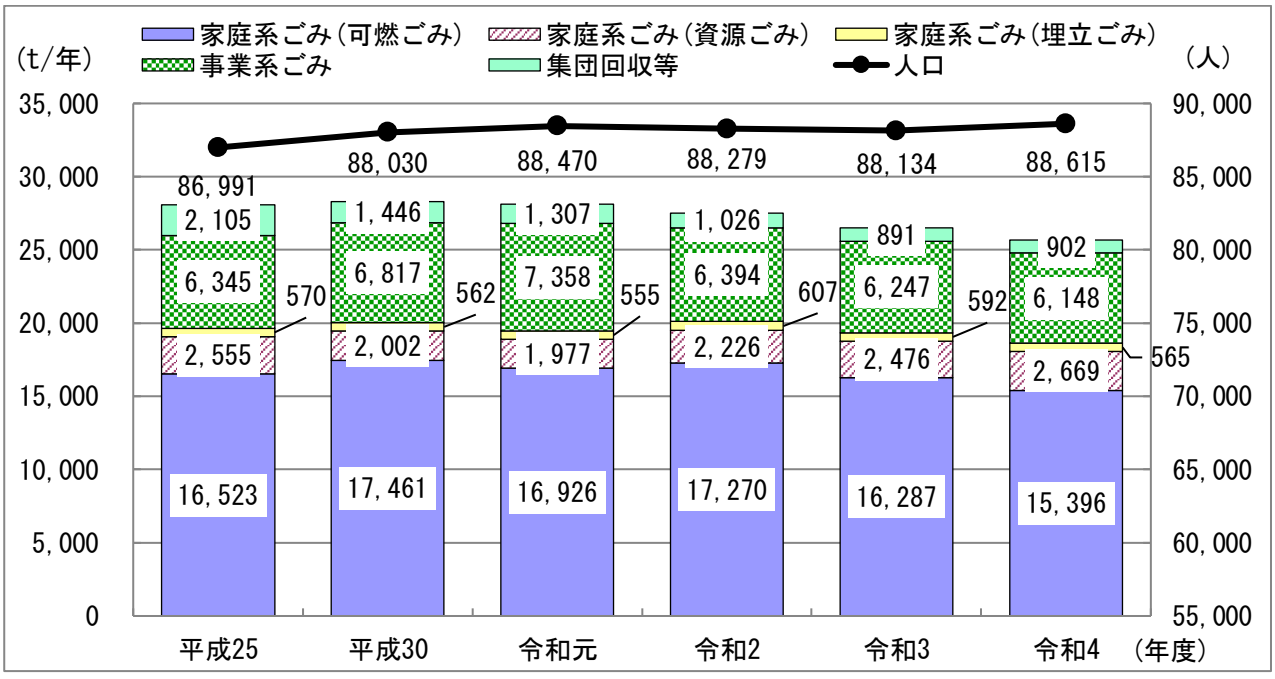
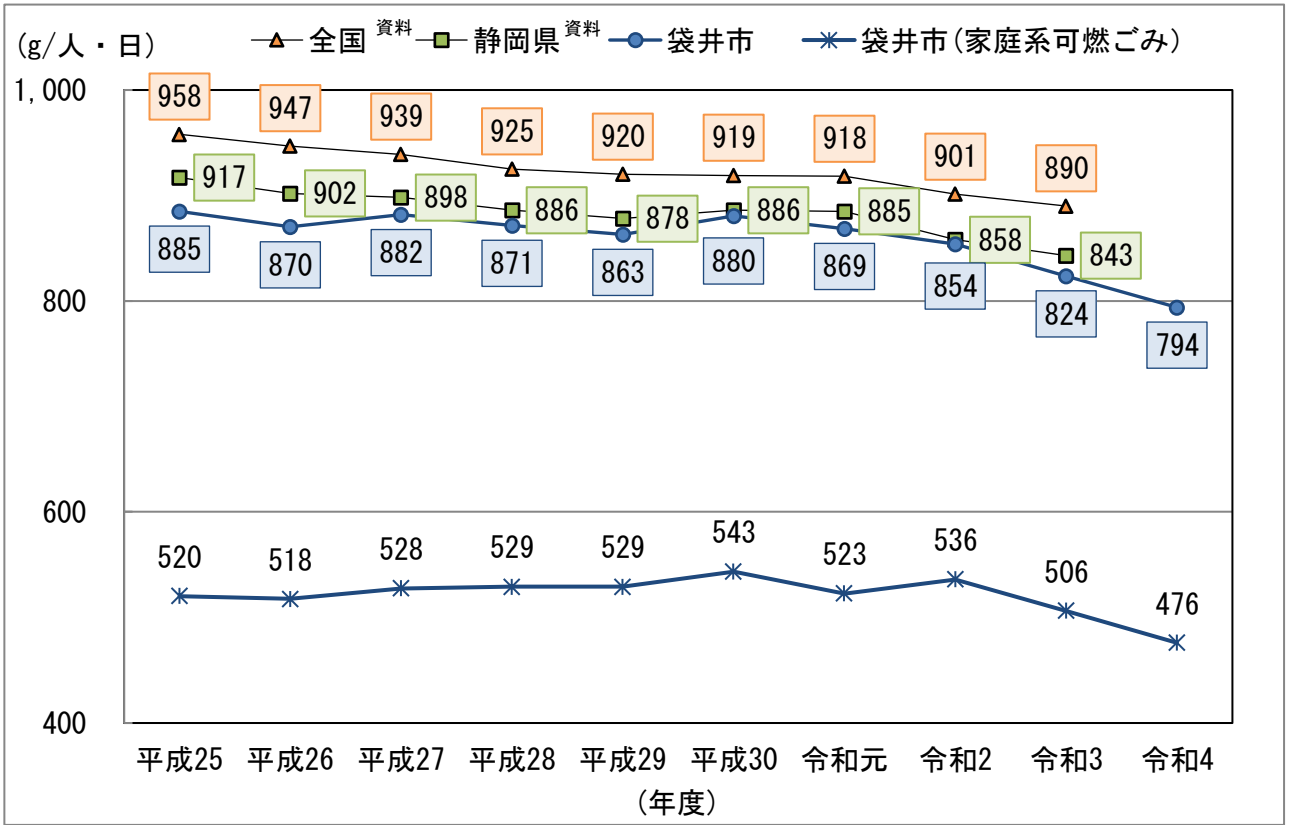


図３－１－２　ごみ排出量の推移

表３－１－１　ごみ排出量の推移

区分＼年度			単位	平成25	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
人口			人	86,991	88,030	88,470	88,279	88,134	88,615
家庭系ごみ			t/年	19,648	20,025	19,458	20,103	19,355	18,630
	収集		t/年	15,120	15,640	15,735	16,008	15,684	15,351
		可燃ごみ	t/年	12,777	13,641	13,801	13,998	13,718	13,318
		燃やせるごみ	t/年	12,231	13,219	13,388	13,562	13,319	12,950
		革製品・その他プラ等	t/年	546	422	413	436	399	368
		資源ごみ	t/年	1,914	1,529	1,484	1,541	1,495	1,574
		埋立ごみ	t/年	429	470	450	469	471	459
	直接搬入		t/年	4,528	4,385	3,723	4,095	3,671	3,279
		可燃ごみ	t/年	3,746	3,820	3,125	3,272	2,569	2,078
		資源ごみ	t/年	641	473	493	685	981	1,095
		埋立ごみ	t/年	141	92	105	138	121	106
事業系ごみ			t/年	6,345	6,817	7,358	6,394	6,247	6,148
	収集		t/年	6,345	6,817	6,711	5,740	5,664	5,598
		可燃ごみ	t/年	6,345	6,817	6,711	5,740	5,664	5,598
	直接搬入		t/年	0	0	647	654	583	550
		可燃ごみ	t/年	0	0	647	654	530	474
		資源ごみ	t/年	0	0	0	0	53	76
集団回収等			t/年	2,105	1,446	1,307	1,026	891	902
総排出量			t/年	28,098	28,288	28,123	27,523	26,493	25,680
１人１日当たり平均排出量	家庭系ごみ		g/人・日	619	623	601	624	602	576
	家庭系可燃ごみ		g/人・日	520	543	523	536	506	476
	家庭系+事業系ごみ		g/人・日	819	835	828	822	796	766
	総排出		g/人・日	885	880	869	854	824	794

注）１人１日当たり平均排出量 ＝ 各ごみ排出量（ｔ/年）÷ 人口（人）÷ 日数（日）× 1,000,000



資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）

図３－１－３　１人１日当たり平均排出量の推移

【参考】袋井市のごみ処理量（R5.4.1作成）

単位：t

			H29	H30	R1	R2	R3	R4	
人口（人）			87,739	88,030	88,470	88,279	88,134	88,615	①
可燃ごみ	収集（燃やせるごみ）		13,289	13,641	13,801	13,998	13,718	13,318	②
	直接	市民の搬入	3,659	3,820	3,125	3,272	2,869	2,418	③
		うちリサイクル業者への搬入分	***	***	***	***	(300)	(340)	③’
		事業者の搬入	***	***	647	654	583	550	④
		うちリサイクル業者への搬入分	***	***	***	***	(53)	(76)	④’
		事業系許可業者	6,735	6,817	6,711	5,740	5,664	5,598	⑤
	収集（革製品･その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ･ｽﾎﾟﾝｼﾞ等）		(404)	(422)	(413)	(436)	(399)	(368)	
	小計（②+③-③’+④-④’+⑤）		23,683	24,278	24,284	23,664	22,481	21,468	⑥
資源ごみ	分別収集	アルミ缶	43	41	40	39	38	38	
		スチール缶	66	51	47	47	47	44	
		びん	412	402	388	392	381	376	
		金物・小型電化製品	335	428	448	517	477	452	
		ペットボトル	123	129	128	133	133	141	
		プラスチック製容器包装	534	486	456	453	469	513	
		乾電池蛍光管	30	33	32	34	33	33	
		廃食用油	23	23	23	25	23	21	
		雑がみ	***	***	***	***	***	82	
	直搬	粗大ごみ処理施設への搬入	117	149	190	210	176	170	
	小計		1,683	1,742	1,752	1,850	1,777	1,870	⑦
	直搬	事業者独自処理	231	260	225	376	399	459	
	小計		231	260	225	376	399	459	⑧
	古紙等自治会回収分		***	***	***	***	***	***	
	集団回収	新聞紙	656	627	551	400	331	356	
		段ボール	170	175	162	143	116	122	
		雑誌類	269	260	225	169	139	147	
		古布	30	25	25	20	16	17	
	集団回収計		1,125	1,087	963	732	602	642	
	ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ回収ボックス分		330	321	308	252	252	223	
	市役所（支所含む）回収ボックス分		56	38	36	42	37	37	
	小計		1,511	1,446	1,307	1,026	891	902	⑨
埋立ごみ	分別収集（がれき類）		218	257	236	256	237	221	
	美化運動		193	213	214	213	234	238	
	直接搬入		115	92	105	138	121	106	
	小計		526	562	555	607	592	565	⑩
総合計 ②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨+⑩			27,634	28,288	28,123	27,523	26,493	25,680	⑪
中間処理	溶解スラグ・メタル		1,530	1,841	1,652	1,963	1,439	1,456	⑫
	焼却飛灰		1,362	1,489	1,656	1,403	1,287	1,200	
生活系ごみ総量②+③+⑦+⑧+⑨+⑩			20,899	21,471	20,765	21,129	20,246	19,532	⑬
民間回収	民間事業者の回収ボックス分		2,326	1,830	2,015	2,162	2,086	2,074	⑭
1人1日ごみ排出量(g) ⑪/①/365			**863**	**880**	**869**	**854**	**824**	**794**	
1人1日生活ごみ排出量(g) ⑬/①/365			**653**	**668**	**641**	**656**	**629**	**604**	
1人1日家庭ごみ排出量(g) (②+③-③’+⑩)/①/365			**546**	**561**	**540**	**555**	**525**	**493**	
1人1日可燃ごみ排出量(g) (②+③-③’)/①/365			**529**	**543**	**523**	**536**	**506**	**476**	⑮
リサイクル率(%) (③’+④’+⑦+⑨+⑫+⑭)/(⑪+⑭)			**23.5**	**22.8**	**22.3**	**23.6**	**22.9**	**24.2**	

注）表３－１－１との違いについては、次項の表３－１－２のとおりです。

資料：「令和４年度版袋井市環境報告書」（令和５年６月）

表３－１－２　袋井市環境報告書に掲載のごみ処理量と本計画集計との違い

項目		袋井市環境報告書 袋井市のごみ処理量（Ｐ３－４）	表３－１－１　ごみ排出量の推移 （Ｐ３－３）
集計方法		・袋井市独自の集計方法	・「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年９月　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）に準じて集計
区分（大分類）		・ごみの種類（可燃ごみ、資源ごみ、埋立ごみ）に区分して集計	・家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収等に区分して集計
資源ごみ（収集）		・容器包装資源化センター分を含めて集計 ※容器包装資源化センター分 平成 30 年度 64t、令和元年度 78t 令和２年度 99t、令和３年度 106t 令和４年度 126t ※P３-15 の表３－１-20 の資源ごみ収集の実績は、環境報告書の集計に準じて集計	・容器包装資源化センター分を含めず集計（容器包装資源化センター分については、直接搬入として集計）
資源ごみ （直接搬入）		・粗大ごみ処理施設への搬入分及び事業者独自処理分の合計	・粗大ごみ処理施設への搬入分及び事業者独自処理分、容器包装資源化センターへの搬入分、八ケ代造園（民間施設）への搬入分の合計
１人１日当たり平均排出量			
	生活ごみ	・総排出量から事業系ごみ（事業者の搬入・事業系許可業者）分を除いた量を「生活ごみ」と定義し、人口及び日数で除して算出 （総排出量 － 事業系ごみ） /人口/日数	・該当項目の記載なし
	家庭ごみ 家庭系ごみ	・家庭系可燃ごみ（収集+市民の搬入ーリサイクル業者搬入分）に埋立ごみを加えた量を「家庭ごみ」として定義し、人口及び日数で除して算出 （家庭系可燃ごみ ＋ 埋立ごみ） /人口/日数	・総排出量から事業系ごみ及び集団回収を除いた量を「家庭系ごみ」と定義し、人口及び日数で除して算出 （総排出量－事業系ごみ－集団回収） /人口/日数
	家庭系ごみ+ 事業系	・該当項目の記載なし	・家庭系ごみ及び事業系ごみ排出量を人口及び日数で除して算出 （家庭系ごみ ＋ 事業系ごみ） /人口/日数

３　リサイクル率

本市のリサイクル率は平成 25 年度には 24.9%でしたが、令和３年度には 22.9%まで低下しました。理由としては、電子化により新聞紙や雑誌類などの紙類が減少したことや平成 28 年度から、プラスチック類の出し方を変更したことが挙げられます。

しかし、令和３年度から中遠クリーンセンターに直接搬入される剪定枝や刈草等の資源化、令和４年度には雑がみの回収や資源回収場所でのプラスチック製容器包装等の分別指導を行うなどの取組を開始し、令和４年度にはリサイクル率が 24.2%まで向上しています。

表３－１－３　リサイクルの推移

区分＼年度		単位	平成25	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
総排出量 （民間古紙等回収分含む）	①	t/年	29,800	30,118	30,138	29,685	28,579	27,754
資源化量 （うち民間古紙等回収分）	②	t/年	7,429 (1,702)	6,859 (1,830)	6,726 (2,015)	7,001 (2,162)	6,546 (2,086)	6,718 (2,074)
リサイクル率	②/①	%	24.9	22.8	22.3	23.6	22.9	24.2

注）リサイクル率 ＝ 資源化量（t/年）÷ 総排出量（t/年）× 100

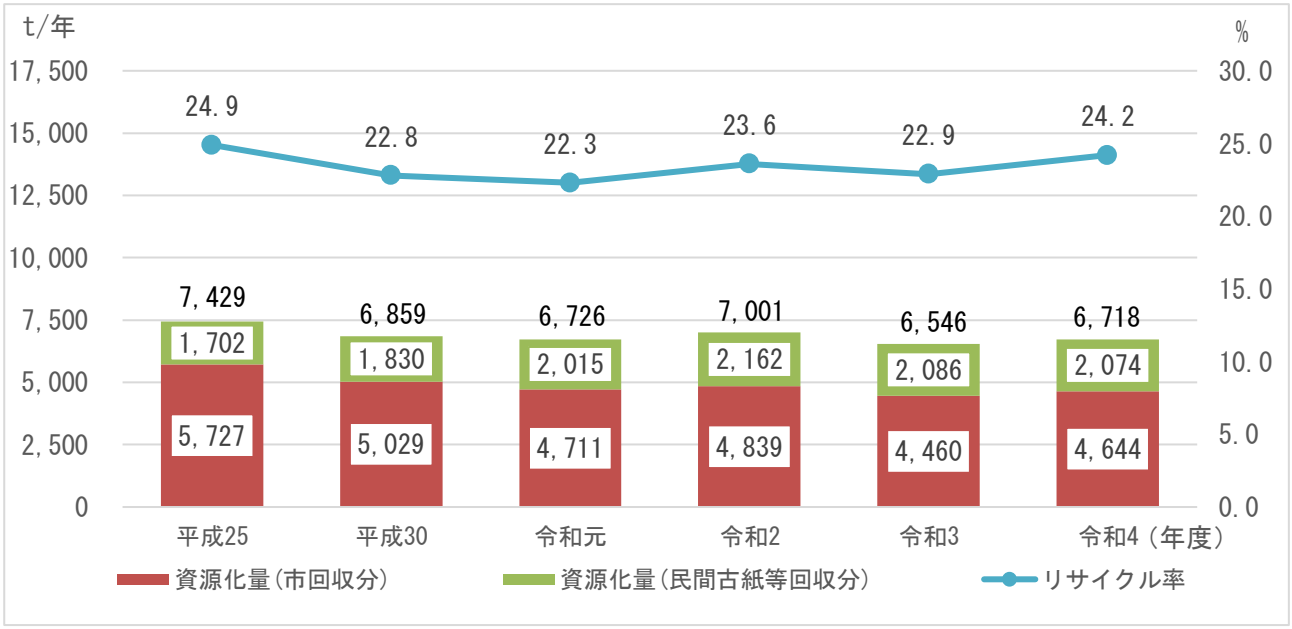


図３－１－４　リサイクルの推移

４　ごみの性状

令和４年度の可燃ごみの種類組成は、「紙類」（令和３年度から布類と区別して集計）が 37.9%と最も多く、次いで「厨芥類」が 31.9%、「ビニール等」が 20.8%の順となっています。平成 20 年度以降、「紙類（・布類）」、「木・竹・わら類」の比率が減少している一方で、「厨芥類」と「ビニール等」の比率が増加しています。ただし、「紙類」については、令和元年度以降、横ばいで推移しています。また、三成分では、水分が増加傾向にあり、令和２年度以降、60%を超えて推移しています。

表３－１－４　可燃ごみのごみ質の推移

項目＼年度		単位	平成 20	平成 25	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
乾燥後の種類組成	紙・布類	%	53.5	45.4	47.5	37.7	38.3	39.9	41.4
	紙類	%	—	—	—	—	—	38.4	37.9
	布類	%	—	—	—	—	—	1.5	3.5
	ビニール等	%	12.9	14.0	17.0	19.2	21.7	22.6	20.8
	木・竹・わら類	%	12.7	15.5	11.0	10.5	9.0	4.1	3.1
	厨芥類	%	13.1	18.5	15.9	22.1	26.7	29.5	31.9
	不燃物類	%	1.8	2.6	2.9	1.9	0.5	1.6	0.8
	その他	%	6.0	4.0	5.8	8.7	3.9	2.3	2.0
三成分	水分	%	49.0	53.3	51.7	56.2	61.7	64.1	62.4
	灰分	%	6.8	7.7	6.8	5.2	3.2	3.3	2.5
	可燃分	%	44.3	39.0	41.5	38.6	35.1	32.6	35.2
単位容積重量		kg/m³	217	267	311	315	298	305	330
低位発熱量（実測値）		kcal /kg	7,890	6,169	7,144	6,829	6,112	5,023	5,368
		kJ/kg	1,885	1,472	1,708	1,633	1,462	1,200	1,283

注１）令和３年度から紙類と布類を区別して、組成を算出しています。
注２）分析結果は、各年度の平均値。

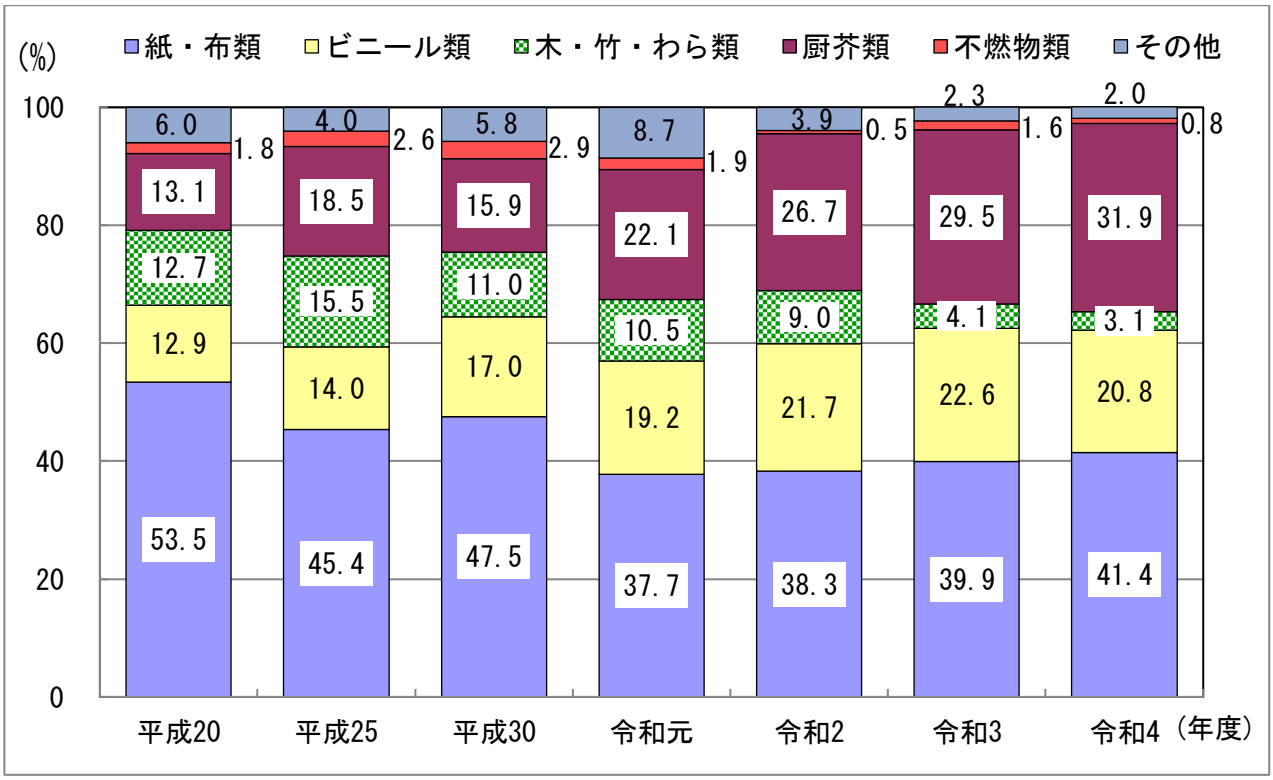


図３－１－５　可燃ごみの種類組成の推移

５　ごみ処理の現状

（１）収集・運搬

本市におけるごみの収集・運搬業務については、民間業者に委託しています。収集品目は、「燃やせるごみ」、「革製品・その他プラスチック・スポンジ等」、資源ごみと埋立ごみに大別されます。ごみの収集については、集団回収方式を採用しています。決められたごみ集積場所へ、燃やせるごみは指定袋に入れて、資源ごみは指定コンテナ等へ排出することとしています。

表３－１－５　収集品目

分別区分		出せるもの	収集頻度	排出方法
可燃ごみ	燃やせるごみ（革製品・その他プラスチック・スポンジ等含む）	台所から出る生ごみ、汚れた紙、木質ごみ、布団・じゅうたん、皮革製品、スポンジ、その他プラスチック類	週２回	指定袋
資源ごみ	缶	アルミ缶	月２回	指定コンテナ
		スチール缶	月２回	指定コンテナ
		スプレー缶・ガス缶	月２回	指定コンテナ
	びん	白色・透明色	月２回	指定コンテナ
		茶色	月２回	指定コンテナ
		その他の色	月２回	指定コンテナ
	金物・小型電化製品	金属製品、小型電化製品、傘、自転車・三輪車、ストーブ・ファンヒーター・オイルヒーター	月２回	指定コンテナ
	プラスチック製容器包装（R7～資源プラスチック）	トレイ類・ボトル類・チューブ類、フタ・キャップ類、袋類、カップ・バッグ類、包装・ラップ類、緩衝材類、（R7～プラスチック製品）	月２回	専用かご
	革製品・その他プラスチック・スポンジ等	皮革製品、スポンジ、その他プラスチック類	月２回	指定コンテナ
	ペットボトル	飲料用、焼酎、しょうゆ、本みりん、酒類用などのペットボトル	月２回	専用かご
	廃食用油（植物性油）	家庭から出された植物性油	月２回	指定コンテナ
	乾電池（R6～電池類）	筒型乾電池、ボタン電池、充電式電池	月２回	指定コンテナ
	蛍光管	蛍光管、電球型蛍光灯、体温計（水銀入り）、温度計（水銀入り）	月２回	指定コンテナ
	雑がみ	紙製の空箱、写真、レシート、カーボン紙、防水加工紙、アルミ加工紙、はがき、封筒	月２回	紙ひもやビニールひもで縛る 紙袋や透明・半透明のビニール袋
埋立ごみ	がれき類	陶磁器類、ガラス類、かがみ、レンガ、白熱電球、LED 電球、瓦、灰、アルミはく	月２回	指定コンテナ
	ライター	使い捨てライター、オイルライター	月２回	指定コンテナ

（２）中間処理

ア　中遠クリーンセンター

（ア）焼却処理施設

中遠クリーンセンターでは、ごみを高温（1,700℃～1,800℃）で溶融してスラグとメタルを取り出し、分離回収しています。

また、積極的な熱回収を行い、発電や場外への熱供給を行っています。

本施設は、平成20年３月に竣工しましたが、経年劣化による設備更新のため、平成30年度から大規模改修工事が実施されました。更なる二酸化炭素の排出抑制や長寿命化を図るため、大規模な改修工事を計画しています。

表３－１－６　中遠クリーンセンターの概要

設置主体		袋井市森町広域行政組合
所在地		袋井市岡崎6635-192
竣工		平成20年３月
敷地面積		約3.5ha
処理対象		可燃ごみ、粗大ごみ処理施設の処理残渣、下水汚泥、し尿汚泥
処理能力		132t/日（66t/日×２基）
処理方式		シャフト式直接溶融炉コークスベッド方式
設備概要	受入供給設備	ピットアンドクレーン
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
	排ガス処理設備	バグフィルタ＋有害ガス除去装置
	余熱利用	発電、場内給湯、場外への熱供給
	灰処理	薬剤処理（飛灰）

中遠クリーンセンターの処理量は、令和元年の 28,907t から減少傾向にあります。

表３－１－７　中遠クリーンセンターの処理実績

区分＼年度				平成25	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
処理（合計）			t/年	26,772	28,751	28,907	28,283	27,109	26,141
	直接焼却（ごみ）		t/年	22,868	24,278	24,284	23,664	22,481	21,468
		燃やせるごみ	t/年	22,322	23,856	23,871	23,228	22,082	21,100
		革製品・その他プラスチック・スポンジ等	t/年	546	422	413	436	399	368
	処理残渣の焼却（粗大ごみ処理施設）		t/年	78	56	44	77	72	83
	直接処理（汚泥等）		t/年	3,826	4,417	4,579	4,542	4,556	4,590
		下水道汚泥	t/年	2,817	3,187	3,262	3,265	3,275	3,312
		し尿汚泥・し渣	t/年	1,009	1,230	1,317	1,277	1,281	1,278

（イ）粗大ごみ処理施設

中遠広域粗大ごみ処理施設では、多様化する廃棄物を適正かつ効率的に処理するため、破砕機や選別機により、減容化及び資源化しています。

表３－１－８　中遠広域粗大ごみ処理施設の概要

設置主体		中遠広域事務組合(構成市町：磐田市、袋井市、森町)	
所在地		磐田市新貝 59－１	
竣工		平成９年１月	
敷地面積		17,000㎡	
処理能力		45t/５h	
処理対象		不燃ごみ、粗大ごみ、缶類、有害ごみ、古紙	
設備概要	不燃ごみ・粗大ごみ処理ライン	受入供給処理設備	貯留ヤード+受入ホッパ ２軸せん断式破砕機、衝撃せん断回転式破砕機、磁力選別機、鉄プレス機
	缶類処理ライン	受入供給処理設備	受入コンベア 磁力選別機、アルミ選別機、プレス機
	有害ごみ処理ライン	受入供給処理設備	受入コンベア 蛍光管破砕機、蛍光管梱包機

中遠広域粗大ごみ処理施設の処理量は、令和２年の 1,155t から減少傾向にあります。

表３－１－９　中遠広域粗大ごみ処理施設の処理実績

区分＼年度			平成25	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
破砕・選別処理（合計）		t/年	812	959	1,011	1,155	1,044	982
	金物・小型電化製品	t/年	307	428	448	517	477	452
	乾電池・蛍光管	t/年	32	33	32	34	33	33
	がれき類	t/年	218	257	236	256	237	221
	資源ごみ(直接搬入)注)	t/年	114	149	190	210	176	170
	埋立ごみ(直接搬入)	t/年	141	92	105	138	121	106

注）金物製品・小型電化製品、パソコン、携帯電話、乾電池、蛍光灯、ライター。

（３）最終処分

（ア）一般廃棄物最終処分場

中遠広域一般廃棄物最終処分場は、平成 19 年１月から稼動しています。この施設では、主にガラス類や陶磁器類などのがれき類のほか、中遠クリーンセンターからの焼却飛灰や、中遠広域粗大ごみ処理施設からの処理残渣、そして美化運動で収集された側溝汚泥などを埋立処分しています。

なお、埋立期間は、地元との協定により、令和８年 12 月までとなっています。

表３－１－10　中遠広域一般廃棄物最終処分場の概要

設置主体		中遠広域事務組合
所在地		森町一宮地内
竣工		平成 19 年１月
敷地面積		90,908m^2
処分対象		焼却残渣、がれき類
埋立地面積		25,158m^2
埋立容積		199,806m^3
埋立方法		準好気性埋立　セル・サンドイッチ方式
浸出水処理設備	日平均処理量	150m^3
	調整容量	9,000m^3
	処理方式	カルシウム除去＋生物脱窒＋凝集膜分離＋ダイオキシン分解＋活性炭・キレート吸着＋消毒

中遠広域一般廃棄物最終処分場の最終処分量は、令和元年の 2,528t から減少傾向にあります。

表３－１－11　中遠広域一般廃棄物最終処分場の処分実績

区分＼年度			平成25	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
最終処分		t/年	2,137	2,334	2,528	2,361	2,204	2,092
	焼却飛灰等	t/年	1,375	1,489	1,656	1,403	1,287	1,200
	処理残渣	t/年	551	632	658	745	683	654
	美化運動	t/年	211	213	214	213	234	238

（４）ごみ処理に係る経費

本市のごみ処理経費はごみ処理量の増加に伴い増加傾向にありましたが、令和４年度は、前年度に比べて減少し、約 12 億円となっています。建設・改良費が過去４年と比較して低かったため、総額は前年度より減少しましたが、処理及び維持管理費は増加が続いています。

この経費を市民１人当たりに換算すると、13,644 円、ごみ１ｔ当たりでは 48,797 円のごみ処理経費がかかっています。

なお、令和４年度に建設費・改良費が減少した理由としては、平成 30 年度～令和３年度にかけて実施していた中遠クリーンセンターの大規模改修工事が終了したことが挙げられます。

表３－１－12　ごみ処理経費の実績

区分	単位	年度				
		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
建設・改良費	千円	222,091	333,422	294,687	472,884	13,061
処理及び維持管理費	千円	656,525	917,911	982,197	925,250	1,123,971
その他	千円	38,419	53,440	49,342	40,186	72,062
合計	千円	917,035	1,304,773	1,326,226	1,438,320	1,209,094
人口	人	88,030	88,470	88,279	88,134	88,615
ごみ処理量[注1)]	t	26,842	26,816	26,497	25,602	24,778
１人当たりのごみ処理費	円/人	10,417	14,748	15,023	16,320	13,644
１ｔ当たりのごみ処理費	円/t	34,164	48,657	50,052	56,180	48,797
１人当たりのごみ処理費（建設・改良費を除く）	円/人	7,894	10,979	11,685	10,954	13,497
１ｔ当たりのごみ処理費（建設・改良費を除く）	円/t	25,890	36,223	38,930	37,709	48,270

注１）家庭系ごみと事業系ごみの合計。

注２）１人当たりのごみ処理費 ＝ ごみ処理経費 ／ 人口

１ｔ当たりのごみ処理費 ＝ ごみ処理経費 ／ ごみ処理量

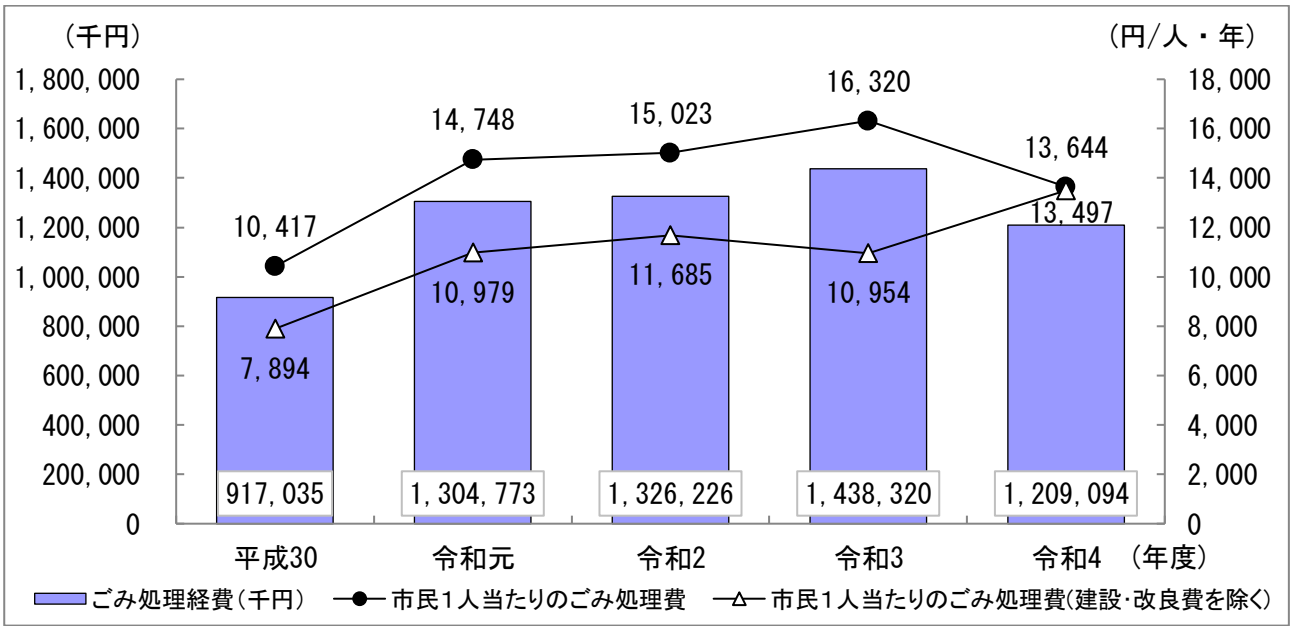


図３－１－６　ごみ処理経費の実績

６　ごみの削減・資源化

（１）古紙、古布のリサイクル

（ア）古紙等の集団回収

古紙・古布の再利用を促進し、ごみの削減を図るため、古紙等を集団で回収する団体に対して奨励金を交付しています。

申請団体数、集団回収量はいずれも減少傾向にあります。

表３－１－13　古紙等資源集団回収事業奨励金交付制度の概要

対象品目	古紙及び古布
対象団体	ＰＴＡ、子ども会、老人クラブ、自治会、その他市長が認めた団体

表３－１－14　集団回収の実績

区分＼年度		平成25	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
新聞紙	t/年	865	627	551	400	331	356
段ボール	t/年	184	175	162	143	116	122
雑誌類	t/年	397	260	225	169	139	147
古布	t/年	56	25	25	20	16	17
計	t/年	1,502	1,087	963	732	602	642
申請団体数	団体	77	78	79	68	47	43

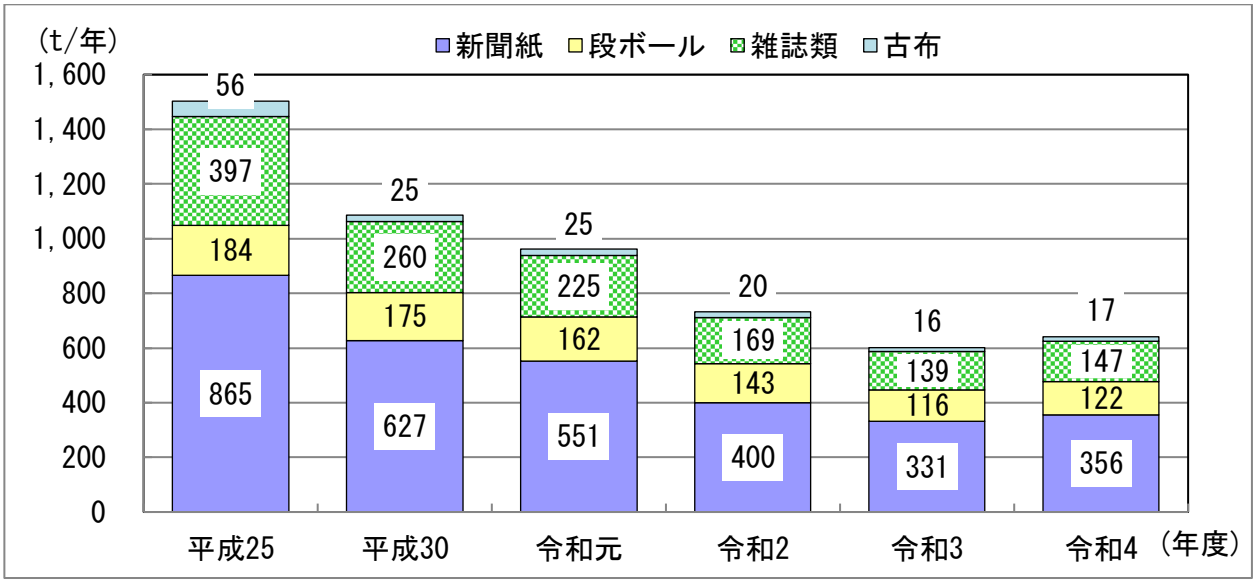


図３－１－７　集団回収の実績

（イ）古紙等回収ボックスによる回収

クリーンセンターに専用コンテナを、市役所及び支所の敷地内に専用ボックスを設置して、古紙を回収しています。

表３－１－15　古紙等回収ボックスによる回収の実績

設置場所＼年度		平成25	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
クリーンセンター	t/年	414	321	308	252	252	223
袋井市役所	t/年	73	38	36	42	37	37
合計	t/年	487	359	344	294	289	260

（ウ）民間事業者の古紙等回収ボックスによる実績

民間事業者により市内に設置されている古紙等回収ボックスなどによる回収実績は、以下のとおりです。

表３－１－16　民間事業所の古紙等回収ボックスによる回収の実績

区分＼年度		平成25	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
回収量	t/年	1,702	1,830	2,015	2,162	2,086	2,074

（エ）古布の回収

まちづくり協議会の協力を得て、令和５年７月からコミュニティセンターに古布等回収ボックスを設置し、古布等の回収を行っています。古布等の買取による収益については、まちづくり協議会の収入となり、地域づくりに活用されています。

（２）草木のリサイクル

（ア）直接搬入される草木のリサイクル

中遠クリーンセンターに直接搬入される剪定枝や刈草等を民間施設で堆肥化しています。

表３－１－17　直接搬入された剪定枝等の堆肥化の実績（袋井市分）

区分＼年度		令和3	令和4
回収量	t/年	353	416

（イ）自治会への回収コンテナの設置

令和４年度から公会堂等に回収コンテナを設置し、家庭で発生する剪定枝や刈草等を回収し、民間施設で堆肥化しています。

表３－１－18　自治会へ設置したコンテナによる剪定枝等の回収の実績

区分＼年度		令和4
回収量	t/年	407

（ウ）草木仮置き場の整備

令和５年７月から春岡地区に常設の草木仮置き場を整備して、剪定枝や刈草等の堆肥化を推進しています。

（エ）グリーンリサイクル事業

公共施設で発生する剪定枝等を、直接民間施設に搬入し、堆肥化しています。

表３－１－19　公共施設で発生する剪定枝等の堆肥化の実績

区分＼年度		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
回収量	t/年	72	48	44	14	35	43	83	119

（３）資源ごみの分別収集

本市では、自治会の協力による資源ごみの分別収集を実施し、ごみの削減及び資源化を推進しています。令和４年度からは、雑がみの収集を開始しました。

なお、収集された資源の売却代金の一部は、奨励金として自治会へ還元しています。

表３－１－20　資源ごみ収集の実績

設置場所＼年度		平成25	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
アルミ缶	t/年	57	41	40	39	38	38
スチール缶	t/年	91	51	47	47	47	44
びん	t/年	469	402	388	392	381	376
金物・小型電化製品	t/年	307	428	448	517	477	452
ペットボトル	t/年	142	129	128	133	133	141
プラスチック製容器包装	t/年	796	486	456	453	469	513
乾電池・蛍光管	t/年	32	33	32	34	33	33
廃食用油	t/年	20	23	23	25	23	21
雑がみ	t/年	0	0	0	0	0	82
分別収集合計	t/年	1,914	1,593	1,562	1,640	1,601	1,700

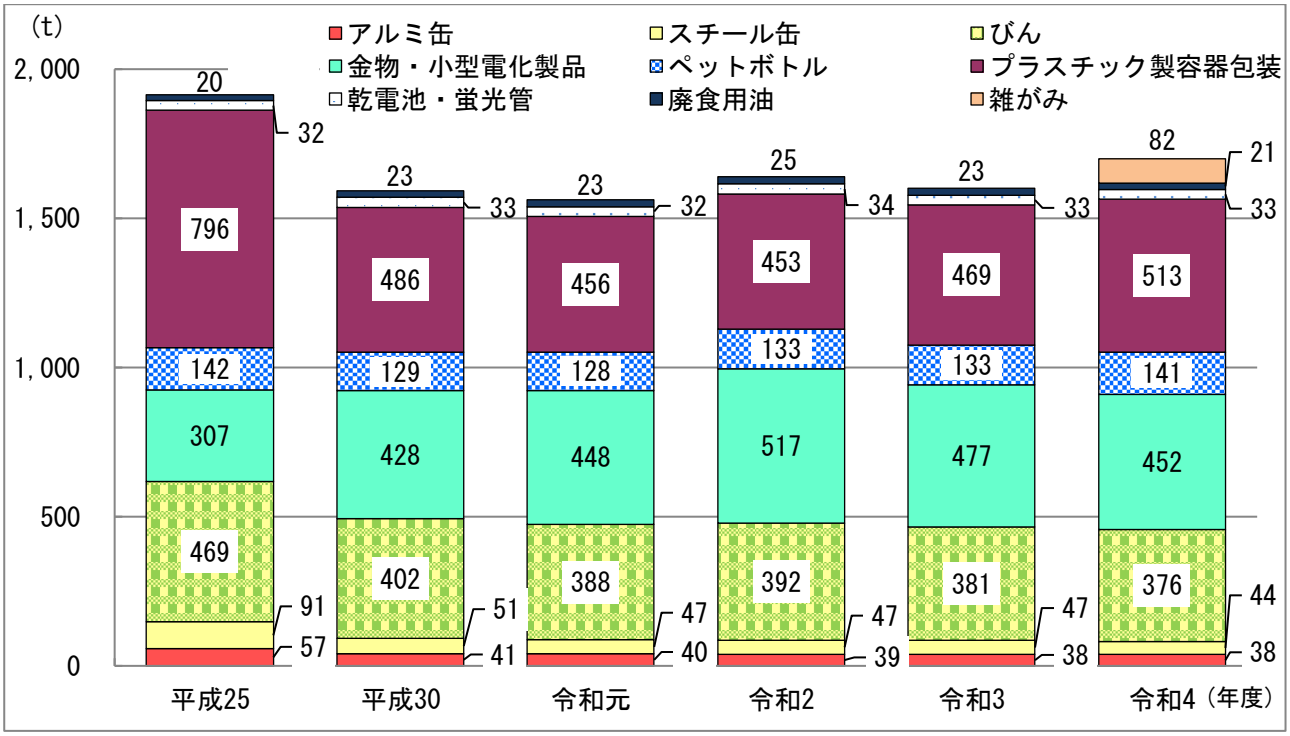


図３－１－８　資源ごみ収集の実績

（４）中間処理施設での資源回収

中遠クリーンセンターでは、燃やせるごみ、革製品・その他プラクチック・スポンジ等を溶融して、スラグとメタルを回収しています。

また、中遠広域粗大ごみ処理施設では、金属複合ごみ等（金物・小型電化製品）を破砕・選別処理して、鉄類やレアメタルを回収しています。

表３－１－21　施設資源化量の実績

設置場所＼年度		平成25	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
中遠クリーンセンター	t/年	1,594	1,841	1,652	1,963	1,439	1,456
中遠広域粗大ごみ処理施設	t/年	241	327	353	410	361	328

（５）生ごみの堆肥化

家庭から排出される生ごみを削減するため、生ごみの堆肥化を推進しています。令和５年度には、設置型のコンポストと密封型発酵容器の無料配布を行ったほか、家庭用生ごみ処理機の無料貸し出しを開始しました。利用者には、その効果等について、アンケートに協力していただく計画です。

（６）歯ブラシ・使用済みペン等回収プログラム

本市は、「ハブラシ・リサイクルプログラム」（ライオン㈱・テラサイクル合同会社協働実施）に参加しています。市役所等へ回収箱を設置し、従来は燃やせるごみとして処理していた歯ブラシを回収しています。回収された歯ブラシは、植木鉢等へリサイクルされます。

同様に、「使用済みペンリサイクルプログラム」へも参加しています。市役所等へ回収箱を設置し、従来は燃やせるごみとして処理していたボールペン、シャープペンシル、マーカー等のプラスチック製筆記具類を回収しています。回収された筆記具類は、筆記具本体の一部等に再利用されます。

（７）ふくろい５３３０運動

本市では、表３－１－21 に示す３つの目的を達成するため、可燃ごみを削減することが求められています。これまでにごみ削減効果の高いごみ処理有料化についても検討を行いましたが、市民説明会やアンケート等でのご意見を踏まえ、まずは、市民や事業者の皆様とともに、分別の徹底による可燃ごみ削減を目指すこととし、令和４年度からの有料化を見送りました。これを契機に、可燃ごみの削減に向けた取組として「ふくろい５３３０運動」を進めています。

この運動では、可燃ごみを令和６年度までに 15%、令和 12 年度までに 30%削減することを目標に掲げています。

表３－１－22　可燃ごみ削減の目的

①中遠クリーンセンターにおける処理限界量超過の回避

中遠クリーンセンターの処理限界量は、34,000t ですが、令和元年度には、32,930t（森町分を含みます。）となり、処理限界量の 96.8%に達しました。令和２年度以降、処理量は減少していますが、処理限界量の超過を回避する必要があります。

②可燃ごみ処理費の削減

令和４年度のごみ処理経費は約 12 億円です。このうち、処理及び維持管理費が９割以上を占めています。令和２年度以降、可燃ごみ処理量は減少傾向にありますが、電気代などの高騰により、処理及び維持管理費は増加傾向にあり、ごみ処理経費の削減が不可欠となっています。

③温室効果ガスの削減

本市は令和４年２月に、「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするため、市民、事業者と一丸となって全力で取り組むことを宣言しました。プラスチックごみの焼却によって多くの温室効果ガスが排出されるため、可燃ごみの削減により、温室効果ガス排出量を削減する必要があります。

表３－１－23　主な取組の例

施策	取組内容
地元説明会等の開催	分別の徹底などに関する地元説明会や出前講座を開催しました。 令和３年度～４年度：122 回、2,841 人
資源回収の立ち会い	資源ごみの分別状況や雑がみの排出状況を確認するため、令和４年４月から、市内 189 か所の資源ごみ回収場所で立ち会いを開始しました。
５３３０運動実行宣言	雑がみやプラスチック製容器包装の分別、食品ロスの削減、生ごみの水切りや生ごみ処理機の活用など、これらの取組に市民の積極的な参加を促すため、市民に自身の取組内容を宣言していただいています。
情報提供・啓発	日本人や外国人向けの分別に関する動画を作成しました。
分別回収の実施	従来からの分別回収品目に加え、令和４年度から雑がみの回収を開始しています。また、令和５年７月からコミュニティセンターに古布等回収ボックスを設置しています。
生ごみの発生抑制	取組内容については、P3-16「（５）生ごみの堆肥化」を参照ください。
草木の回収	取組内容については、P3-14「（２）草木のリサイクル」を参照ください。
リユースの取組	中遠クリーンセンターに搬入された木製家具等のうち、まだ使えるものを「ジモティー」に出品し、必要な方に無料で譲渡しています。

7　廃棄物・リサイクル関連の動向

（１）廃棄物・リサイクル関連の法制度

我が国では、循環型社会の形成と推進に向けて、「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、各種のリサイクル法が整備されています。

令和元年 10 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」といいます。）が施行されました。食品ロスの削減のための基本方針や施策が盛り込まれています。

また、令和４年４月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」といいます。）が施行されました。この法律は、プラスチック製品の設計・製造から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全体を通じたプラスチック資源循環の促進を図ることを目的としています。

表３－１－24　主な法律の制定

	食品ロス削減推進法	プラスチック資源循環法
法の制定	・令和元年５月に成立 ・令和元年 10 月に施行	・令和３年６月に成立 ・令和４年４月に施行
地方公共団体の責務	・地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及びその実施する責務を有している	・市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない ・都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない

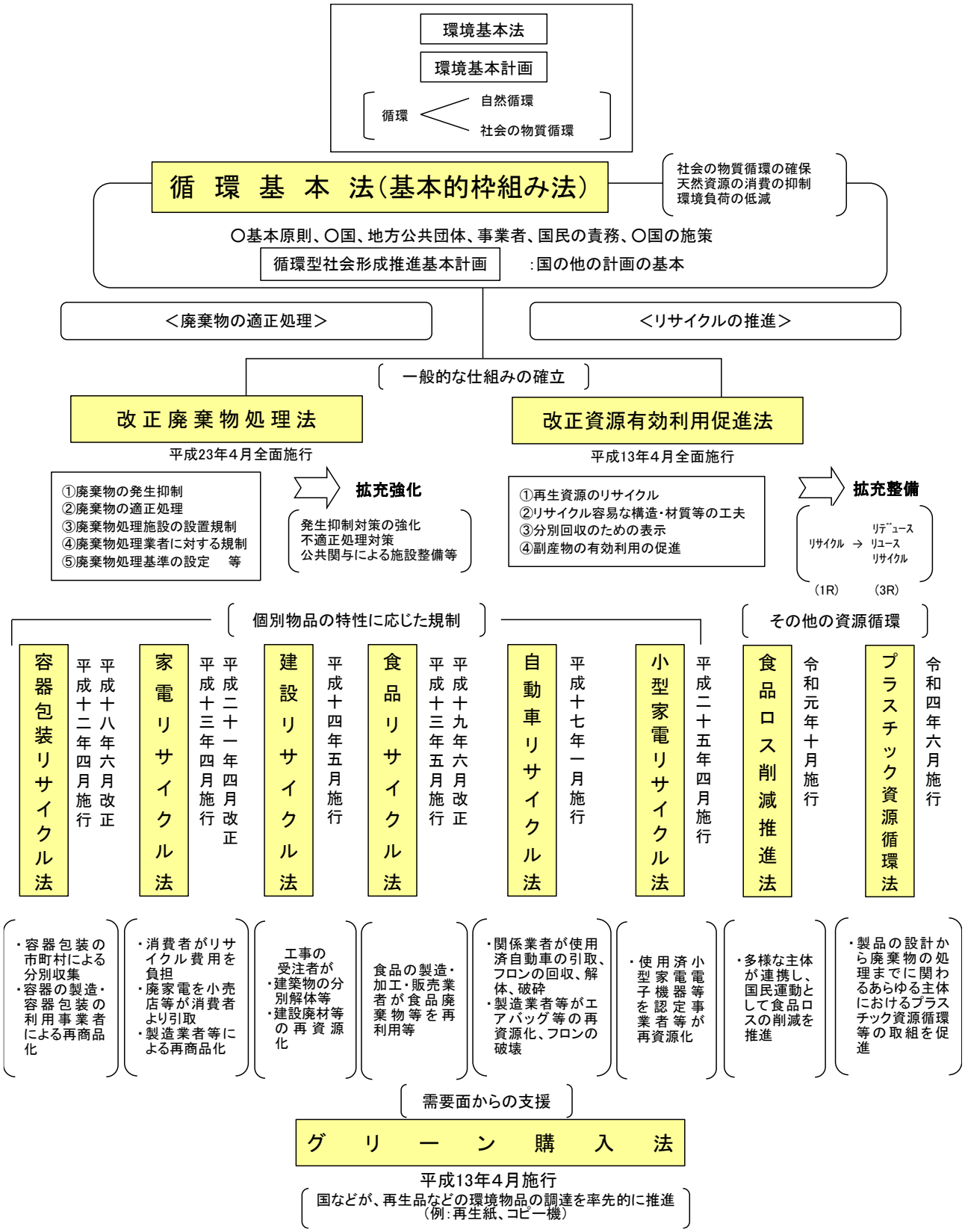


図３－１－８　関係法令の体系図

（２）国の廃棄物処理の目標

国は「循環型社会形成推進基本法」に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。平成 30 年６月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、「①地域循環共生圏形成による地域活性化」「②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「③適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げ、その実現に向けて概ね令和７年までの国が講ずべき施策を示しています。

なお、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の目標値については、令和２年度を目標年度としていますが、基本方針の内容に大幅な変更の必要がないとの理由から令和２年度に改定は行われていません。国は、令和２年度以降、「第四次循環型社会形成推進基本計画」等の目標を参考にして施策を進めるとしています。

表３－１－25　第四次循環型社会形成推進基本計画の目標

区分	指標及び数値目標
排出量	１人１日当たりのごみ排出量：約 850g/人・日（令和７年度） １人１日当たりの家庭系ごみ排出量[注1)]：約 440g/人・日（令和７年度） 事業系ごみ排出量：約 1,100 万ｔ（令和７年度）
リサイクル率	一般廃棄物の出口側の循環利用率：約 28%（令和７年度）[注2)]
最終処分量	一般廃棄物：約 320 万ｔ（令和７年度）

注１）家庭系ごみ排出量（集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量）／人口／365 日

注２）令和５年６月 30 日に環境省告示第 49 号が公布され、一般廃棄物の出口側の循環利用率の目標年度が令和９年度に変更されています。

（３）静岡県の廃棄物処理の目標

静岡県は計画期間を令和４年度～令和８年度までの５年間とする「第４次静岡県循環型社会形成計画」を策定し、持続可能な循環型社会の形成を推進しています。

静岡県では、県民の発生抑制の取組成果を確認するため、１人１日当たりの排出量と１人１日当たりの最終処分量を目標としています。食品ロスについては、特に削減目標は設定せず、食品ロス削減推進計画を策定する市町村の数等を目標としています。

表３－１－26　第４次静岡県循環型社会形成計画（一般廃棄物）の目標

区分＼年度	令和元 （基準値）	令和 8 （目標値）
１人１日当たりの排出量（g/人・日）	885	848
１人１日当たりの最終処分量（g/人・日）	43	39

表３－１－27　第４次静岡県循環型社会形成計画（食品ロス）の目標

区分＼年度	令和 3 （基準値）	令和 8 （目標値）
食品ロス削減推進計画を策定する市町村	3	35
食品ロス削減のキャンペーンの協力店舗数	704 （令和４年１月）	新規協力 50

８　ごみ処理における課題

（１）家庭系ごみの削減

ア　家庭系可燃ごみ排出量は約17,000t程度と横ばいで推移していましたが、令和２年度以降、ごみの排出抑制が進みました（図３－１－２参照）。令和４年度から展開している「ふくろい５３３０運動」による削減効果がみられます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛やテレワークの普及など生活様式の変化による影響が考えられます。しかし、中遠クリーンセンターの処理限界量の遵守やごみ処理費用の軽減、温室効果ガス排出量削減の観点から、さらに「ふくろい５３３０運動」を推進し、食品ロスの削減、生ごみの水切り、使い捨てプラスチックごみの削減、雑がみや草木・剪定枝の分別を呼び掛けるなどして、更なる可燃ごみの削減に取り組む必要があります。

イ　可燃ごみに占める「紙類」の割合は減少傾向にありますが、それでも全体の４割を占めています。令和４年度に「雑がみ」の回収を開始しましたが、分別の周知徹底を図る必要があります。

（２）事業者への対応

ア　令和４年度に、毎月１t以上の一般廃棄物を排出している事業者を訪問し、聞き取り調査を行ったところ、リサイクルに興味を持ち、具体的な対策手法や資源化ルートの情報を求めている事業者が確認されたことから、リサイクル業者の紹介や改善に向けての具体的な指導を実施していく必要があります。

（３）食品ロス対策・プラスチック資源循環への対応

ア　可燃ごみに占める「厨芥類」の割合は増加傾向にあります。令和４年度は31.9%であり、「紙類」の次に多い状況です。この「厨芥類」にはまだ食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）が多く含まれていることから、食品ロス削減の啓発強化など一層の食品ロス対策が必要です。また、どうしても発生してしまう調理くずの排出を抑制するには、生ごみ処理機やコンポストの利用を促す必要があります。

イ　可燃ごみに含まれる水分が多く、令和２年度以降、60%を超えています。水分の多くは厨芥類によって持ち込まれるため、野菜の皮や食材として利用しない部分は洗う前に皮をむいたり切ったりし、生ごみを捨てる前には水切りを行い、さらにできる限り乾燥させてから捨てるといった対策の周知徹底を図る必要があります。

ウ　プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な問題となっています。プラスチック製品の利用を見直すとともに、ポイ捨ての防止や清掃活動などにより、プラスチックの海洋への流出を防止する必要があります。

エ　「プラスチック資源循環法」の施行を受け、市町村では製品プラスチックの分別収集と資源化が求められています。これを踏まえ、国の措置内容等を考慮し、製品プラスチックの資源化に向けた検討を進める必要があります。

（４）ごみ処理に必要な財源の確保

ア　ごみ処理及び施設の維持管理費は増加傾向にあり、ごみ処理のための財源を確保する必要があります。

イ　ごみ処理有料化については、市民説明会やアンケート等でのご意見を踏まえ、まずは、市民や事業者の皆様とともに、分別の徹底による可燃ごみ削減を目指すこととし、令和４年度からの実施を見送りました。これを契機に可燃ごみの削減に向けた取組として「ふくろい５３３０運動」を進めてきました。ただし、ごみ処理有料化については、ごみ排出量の大幅な削減とそれに伴う施設の延命化や処理費用の軽減などの効果が期待できるため、今後、可燃ごみの削減目標の達成状況などを考慮したうえで、財源確保、費用負担の公平性等の観点から、引き続き、研究を進める必要があります。

（５）啓発方法の検討

ア　ごみの排出量抑制のためには、市民や事業者の協力が不可欠です。市民や事業者へ向けて、「ふくろい５３３０運動」の進捗状況やごみ削減効果を示し、更なる啓発をする必要があります。また、次世代を担う子どもたちへの環境教育の必要があります。

イ　市では、ホームページや「広報ふくろい」等を通じてごみの削減や分別に関する情報提供と普及啓発を行っています。さらに「ふくろい５３３０運動」の一環として、地元説明会の開催や「５３３０運動実行宣言」、資源回収の立ち会いなども行っていますが、市民や事業者に更なるごみの削減と分別を促すため、ICT[注)]の活用など新たな情報提供の方法を検討する余地があります。

注）Information and Communication Technology の略で、情報通信技術の総称です。

ウ　市内には外国人が多く居住していますが、ごみ処理に関する習慣やルールの違いがあることから、ごみ処理に関する啓発指導を行い、ごみの排出抑制、資源化などに協力してもらう必要があります。

（６）リサイクル率の向上

ア　市では、ごみの資源化促進のため、古紙等の集団回収や公共施設への古紙・古布等の回収コンテナ等の設置、草木・剪定枝のリサイクル、資源ごみの分別収集を行っています。スーパーマーケットなど、民間事業者による回収拠点の充実並びに草木・剪定枝及び雑がみなどの回収の増加により、直近ではリサイクル率は緩やかに増加しています。更なるリサイクル率の向上を図るため、民間事業者の回収も含めた資源ごみの回収を促進し、資源ごみを排出しやすい環境を充実させていく必要があります。

（７）新たな技術の活用

ア　高齢化に伴い、大人用紙おむつの排出が増加すると考えられます。特に、令和４年度に事業者を対象にした聞き取りを行ったところ、福祉施設や病院の中には、可燃ごみ中の紙おむつが８割に達する事業者がありました。紙おむつのリサイクルを行うには紙おむつリサイクルメーカーなどと協議を進める必要があるほか、紙おむつの排出が多い介護施設や病院等への協力を要請する必要があります。

イ　国は、下水道事業を所管する国土交通省等と連携し、下水汚泥の堆肥等の利用拡大により、国産肥料の増産と安定供給を図ることを目指しています。本市でも、すでに市内の民間事業者を通じて下水汚泥の一部を搬出し肥料化を進めていますが、国の方針を踏まえ、肥料化の拡大を目指します。

（８）効率的なごみ処理体制の整備

ア　今後、ごみ処理経費の削減や収集・運搬の効率化を図るため、収集・運搬体制を見直す必要があります。

イ　現在、集団回収方式によりごみの収集を行っており、自治会の負担が大きいことから、ステーション方式への切替を検討する余地がありますが、場所の確保と設置コストが課題です。また、現在、ごみ袋への記名は不要ですが、記名式にすることでごみの削減につながっている事例などがあることから、記名式について検討する余地があります。ただし、プライバシーを懸念する人もいるため、記名式へ移行する場合には、市民に対して丁寧に説明を行う必要があります。

ウ　高齢化や核家族化の進展に伴い、高齢者のみの世帯が増えていることから、ごみ出しに課題を抱えている排出困難世帯に対して支援が必要です。現在、ごみ処理施設への自己搬入が困難な世帯を対象に、粗大ごみについては、市が許可した民間事業所に処理を依頼するよう案内を行っています。利用者を更に増やすため、制度の周知を図る必要があります。

エ　収集場所への日々のごみ出しが困難な世帯に対しても対応を検討する必要があります。

（９）持続可能なごみ処理体制の維持

ア　中遠クリーンセンターは、平成 30 年度から大規模改修工事が実施され、適切な管理運営が行われています。将来に向けて、更なる二酸化炭素の排出抑制や施設の長寿命化を図る必要があります。

イ　中遠広域粗大ごみ処理施設では、破砕機での火災事故（センサーによる炎の感知）の頻度が増加しています。これらの火災の主な原因は、スマートフォンのバッテリーやリモコン、おもちゃに使用される電池です。重大な火災事故につながるおそれがあるため、捨てる際に電池を外し、正しい分別を行うよう、市民に広く啓発する必要があります。

ウ　中遠広域一般廃棄物最終処分場は、平成 19 年１月に供用を開始しました。中間処理による減容化や分別の徹底による資源化により処分量は抑えられていますが、更なる可燃ごみ、埋立ごみの削減に取り組む必要があります。

エ　中遠広域一般廃棄物最終処分場は、令和８年 12 月末をもって閉鎖予定であるため、今後の最終処分のあり方について、民間への委託による処分を含め、中遠広域事務組合と調整を図っていく必要があります。

（10）不法投棄等への対応

ア　山林、河川、海岸等への粗大ごみの投棄、道路沿線等への空き缶等の散乱など不法投棄が絶えない状況にあることから、これらの不法投棄を防止するための対策として、監視体制を強化する必要があります。

イ　悪質な不用品回収業者による使用済物品の放置を防止するため、不用品回収や集積、解体する行為について、現状の確認や指導を行い、条例により規制を強化しています。

（11）災害への備え

ア　平成 30 年３月に「袋井市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害により発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、体制の整備を進めていますが、国の方針の変更、県の災害廃棄物処理計画の改定、各地の災害の教訓や訓練等での課題などを受けて、継続的に見直しを行う必要があります。

イ　災害時に迅速に行動するため、市職員が確実に必要な初動対応を行える仕組みの構築や周辺自治体との協力体制の構築、各種事業者や団体との応援協定の締結を進める必要があります。

第２節　ごみの排出量の予測

１　将来人口の予測

本計画では、総合計画の推定人口を将来人口として設定します。

本市の人口は緩やかに増加が続いていましたが、令和５年度以降は減少に転ずるものと見込んでいます。令和 12 年度には令和４年度より 2,415 人少ない、86,200 人になるものと見込んでいます。

表３－２－１　将来人口の推移

（単位：人）

	年度	平成						令和			
		25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
実績[資料１]	人口	86,991	87,233	87,195	87,545	87,739	88,030	88,470	88,279	88,134	88,615

	年度	令和							
		5	6	7	8	9	10	11	12
予測[資料２]	人口	87,900	87,700	87,500	87,200	87,000	86,700	86,500	86,200

注）各年度 10 月１日現在。

資料１：「住民基本台帳」

資料２：「第２次袋井市総合計画後期基本計画」

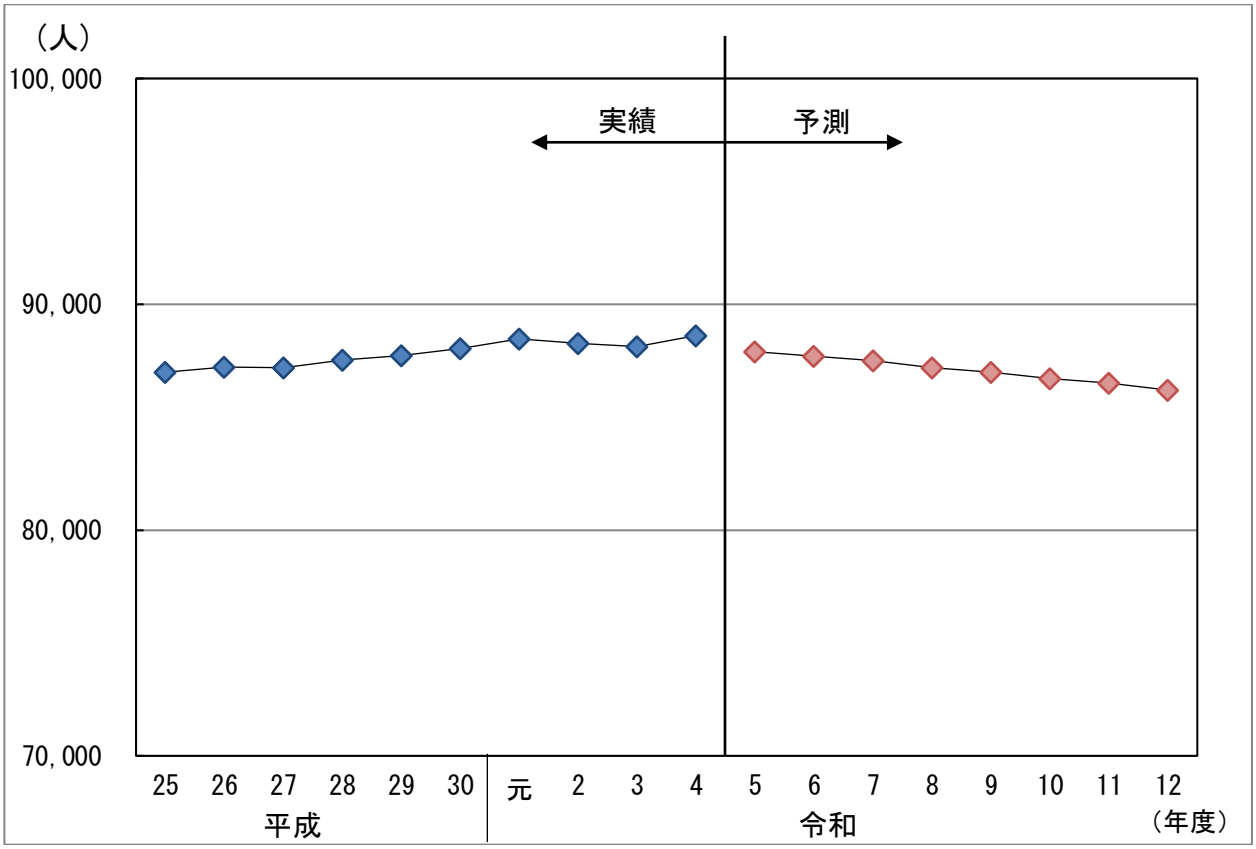


図３－２－１　将来人口の推移

２　ごみの排出量の予測

ごみ排出量の予測は、将来のごみ排出原単位を将来の人口と掛け合わせる方法を用いました。この将来の原単位の予測には、数学的手法であるトレンド法を採用し、予測に平成 25 年度から令和４年度までの 10 年間の実績値を使用しました。

ごみ排出量は、家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収量等のいずれも減少していくものと予測されます。令和６年度の総排出量は 25,071t、令和 12 年度の総排出量は 24,056t となる見込みです。

また、１人１日当たり平均排出量も家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収量等のいずれも減少していくものと予測されます。家庭系可燃ごみの１人１日当たり平均排出量は、令和６年度が 472g/人・日、令和 12 年度が 462g/人・日となる見込みです。

表３－２－２　ごみ排出量の推計結果（現状推移）

区分＼年度			単位	実績値	推計値	
				令和4	令和6	令和12
人口			人	88,615	87,700	86,200
家庭系ごみ			t/年	18,630	18,392	17,845
	収集		t/年	15,351	15,622	15,753
		可燃ごみ	t/年	13,318	13,071	13,174
		燃やせるごみ	t/年	12,950	12,719	12,853
		革製品・その他プラ等	t/年	368	352	321
		資源ごみ	t/年	1,574	2,324	2,356
		埋立ごみ	t/年	459	227	223
	直接搬入		t/年	3,279	2,770	2,092
		可燃ごみ	t/年	2,078	2,035	1,356
		資源ごみ	t/年	1,095	633	635
		埋立ごみ	t/年	106	102	101
事業系ごみ			t/年	6,148	6,028	5,796
	収集		t/年	5,598	5,483	5,261
		可燃ごみ	t/年	5,598	5,483	5,261
	直接搬入		t/年	550	545	535
		可燃ごみ	t/年	474	471	463
		資源ごみ	t/年	76	74	72
集団回収等			t/年	902	651	415
総排出量			t/年	25,680	25,071	24,056
家庭系ごみ（可燃ごみ）			t/年	15,396	15,106	14,530
家庭系ごみ（資源ごみ）			t/年	2,669	2,957	2,991
家庭系ごみ（埋立ごみ）			t/年	565	329	324
１人１日当たり平均排出量	家庭系ごみ		g/人・日	576	575	567
	家庭系可燃ごみ		g/人・日	476	472	462
	家庭系+事業系ごみ		g/人・日	766	763	751
	総排出		g/人・日	794	783	765

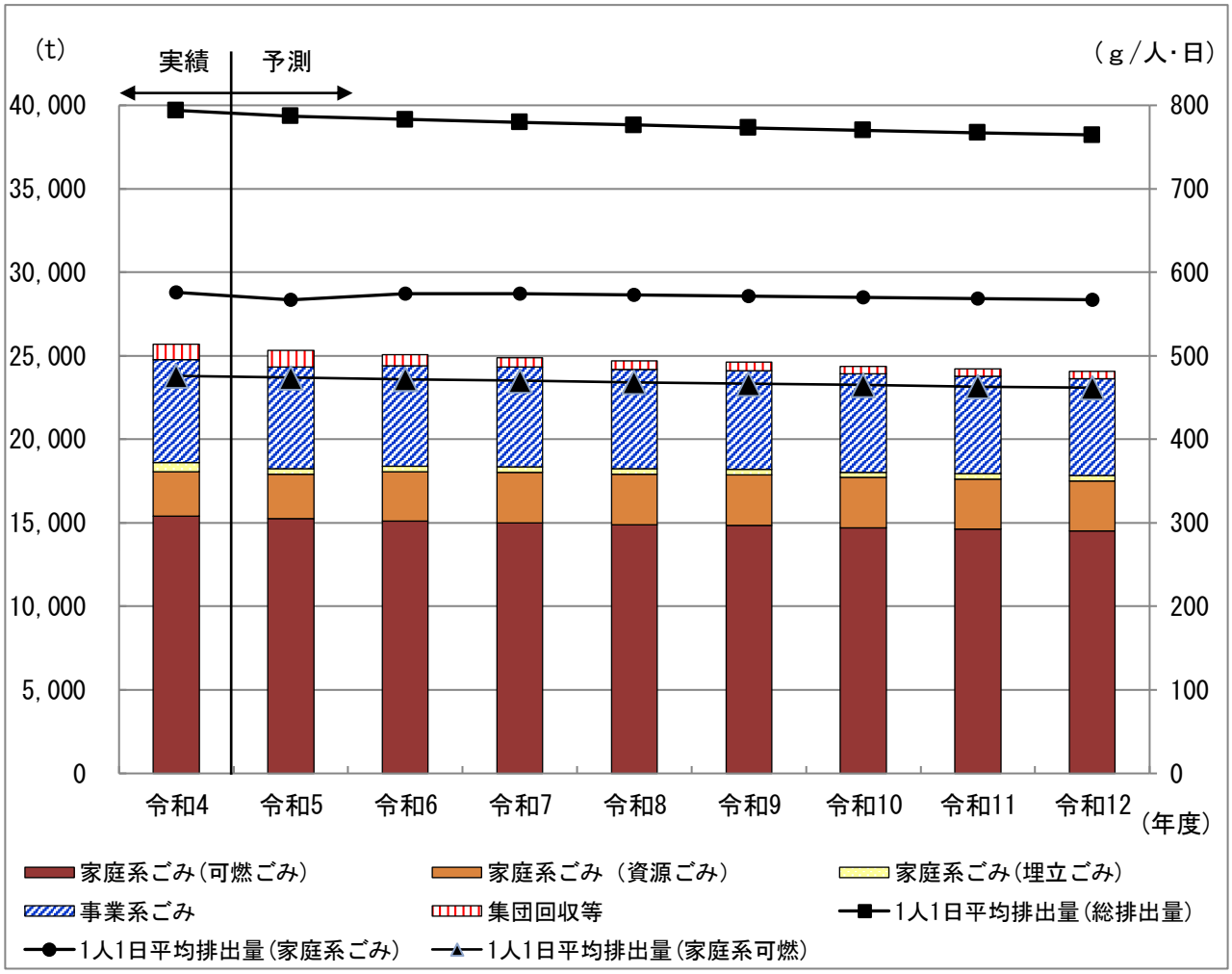


図３－２－２　ごみ排出量の推計結果（現状推移）

３　リサイクル率の予測

ごみ排出量の予測結果から算定される資源化量の推計値を基に、リサイクル率を算定しました。このリサイクル率は、今後、新たな施策を講じず、ごみの排出状況が現状と変わらなかった場合のリサイクル率です。

リサイクル率は、資源ごみのうち主に新聞紙や雑誌類などの紙類が減少するため、緩やかに減少していくものと予測されます。令和６年度のリサイクル率は 25.7%、令和 12 年度のリサイクル率は 25.5%となる見込みです。

表３－２－３　リサイクル率の推計結果（現状推移）

区分＼年度		単位	実績値	推計値	
			令和4	令和6	令和12
総排出量 （民間古紙等回収分含む）	①	t/年	27,754	27,178	26,163
資源化量 （うち民間古紙等回収分）	②	t/年	6,718 (2,074)	6,973 (2,107)	6,682 (2,107)
リサイクル率	②/①	%	24.2	25.7	25.5

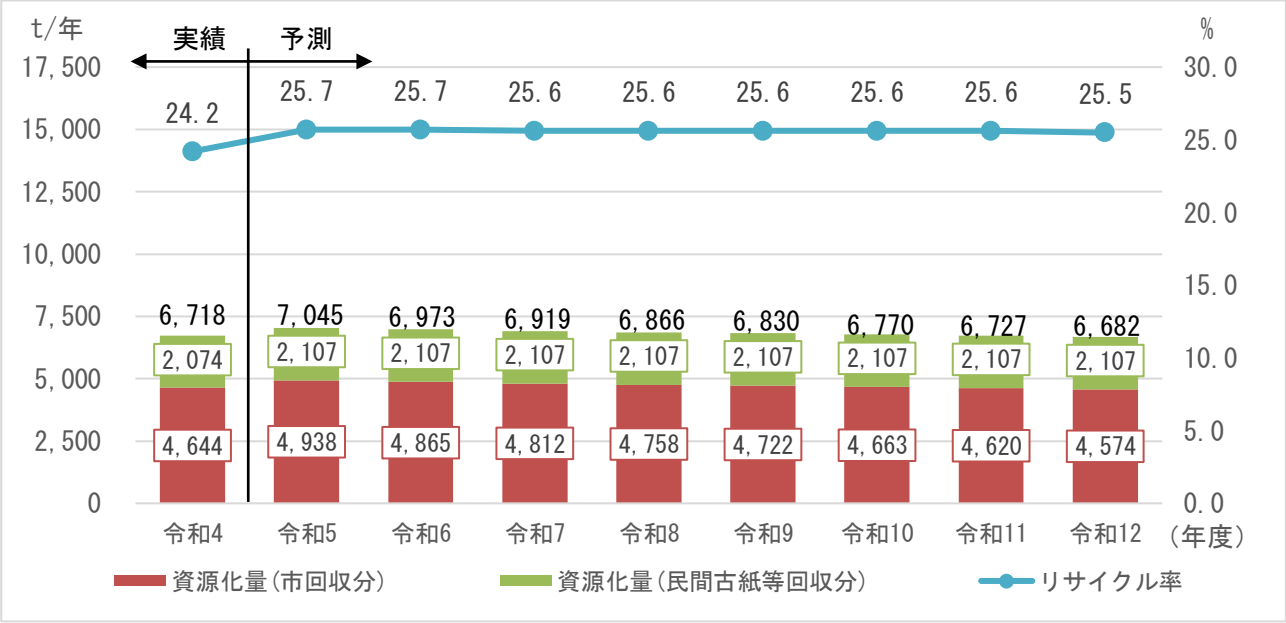


図３－２－３　リサイクル率の推計結果（現状推移）

第３節　ごみ処理基本計画

１　計画の目標（削減目標）

本計画では、ふくろい５３３０運動の削減目標値を、数値目標として設定します。

「ふくろい５３３０運動」では、コストと成果を重視し、実効性の高い取組を計画的に推進します。具体的には、家庭での食品ロスの削減、生ごみ処理機の活用、生ごみの水切り、リサイクル可能な雑がみやプラスチック製容器包装の分別などにより、家庭系可燃ごみの削減を目指します。

削減目標	「ふくろい５３３０運動」の削減目標値を本計画の数値目標とします。		
		家庭系可燃ごみ	総排出量
	平成 28 年度～		
	令和２年度平均	532g/人・日【基準】	794g/人・日【令和４年度】
		↓	↓
	令和６年度	452g/人・日以下	763g/人・日以下
		↓	↓
	令和 12 年度	372g/人・日以下	675g/人・日以下

「ふくろい５３３０運動」では、平成 28 年度から令和２年度までの家庭から出る可燃ごみ１人１日平均排出量の平均値を基準に、令和６年度までにこの１人１日平均排出量を 15%、令和 12 年度までに 30%削減することを目標としています。

なお、隣接する掛川市では、家庭ごみの削減が進んでおり、国内の人口 10 万人以上の市の中では総量に対する１人１日平均排出量が最も少なく、令和３年度は 623g/人・日です。本市の令和４年度における総量に対する１人１日平均排出量は、794g/人・日ですが、目標を達成した場合、675g/人・日となります。まだ、掛川市の現在の水準には52g及びませんが、確実に掛川市の水準に近づくことになります。Ｐ３-32～Ｐ３-34に、掛川市、磐田市（近隣自治体）、湖西市（西部地域かつ類似団体）と本市との現状の比較結果を参考として示します。

表３－３－１　ふくろい５３３０運動削減目標

区分＼年度	5 年平均						令和 6	令和 12
	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	（基準）	（中間目標）	（全体目標）
1 人 1 日平均排出量（g/人･日）	529	529	543	523	536	532	452	372
対基準比（%）	－	－	－	－	－	－	15	30
削減量（g）	－	－	－	－	－	－	80	160

表３－３－２　ごみ排出量の推計結果（目標達成）

区分＼年度				単位	実績値	推計値	
					令和4	令和6	令和12
人口				人	88,615	87,700	86,200
家庭系ごみ				t/年	18,630	17,784	15,020
	収集			t/年	15,351	15,014	13,195
		可燃ごみ		t/年	13,318	12,463	10,616
			燃やせるごみ	t/年	12,950	12,130	10,358
			革製品・その他プラ等	t/年	368	333	258
		資源ごみ		t/年	1,574	2,324	2,356
		埋立ごみ		t/年	459	227	223
	直接搬入			t/年	3,279	2,770	1,825
		可燃ごみ		t/年	2,078	2,035	1,089
		資源ごみ		t/年	1,095	633	635
		埋立ごみ		t/年	106	102	101
事業系ごみ				t/年	6,148	5,999	5,796
	収集			t/年	5,598	5,454	5,261
		可燃ごみ		t/年	5,598	5,454	5,261
	直接搬入			t/年	550	545	535
		可燃ごみ		t/年	474	471	463
		資源ごみ		t/年	76	74	72
集団回収等				t/年	902	651	415
総排出量				t/年	25,680	24,434	21,231
家庭系ごみ（可燃ごみ）				t/年	15,396	14,498	11,705
家庭系ごみ（資源ごみ）				t/年	2,669	2,957	2,991
家庭系ごみ（埋立ごみ）				t/年	565	329	324
１人１日当たり平均排出量	家庭系ごみ			g/人・日	576	556	477
	家庭系可燃ごみ			g/人・日	476	452	372
	家庭系+事業系ごみ			g/人・日	766	743	662
	総排出			g/人・日	794	763	675

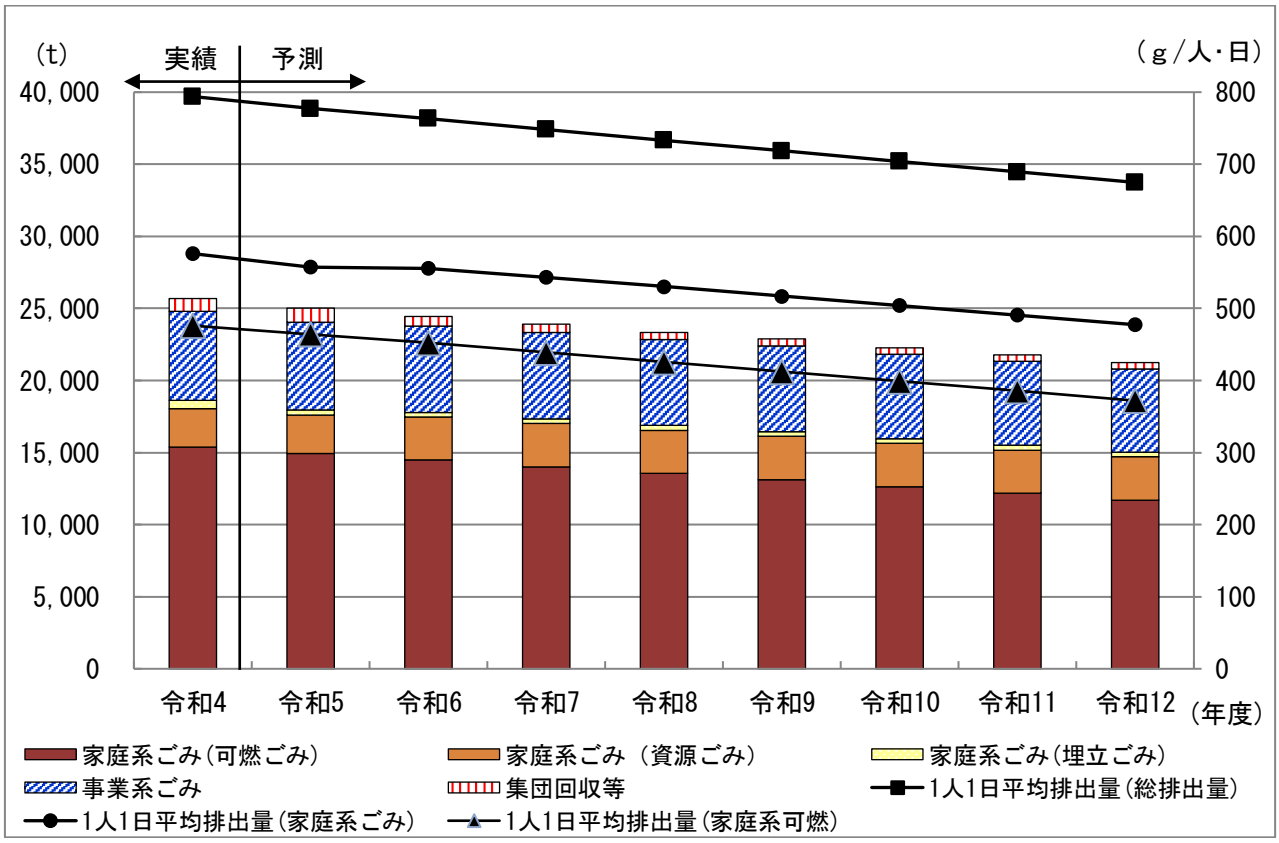


図３－３－１　ごみ排出量の推計結果（目標達成）

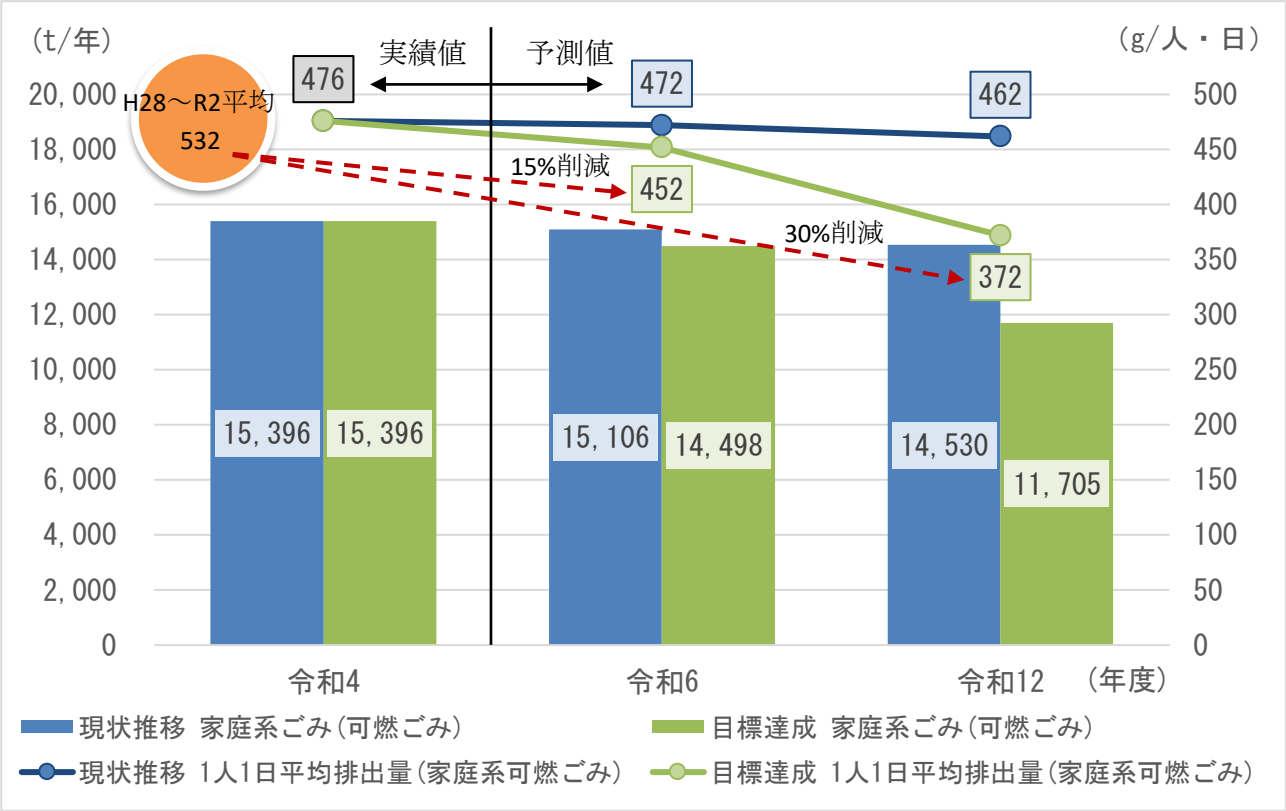


図３－３－２　将来の家庭系可燃ごみ排出量の予測(現状推移と目標達成との比較)

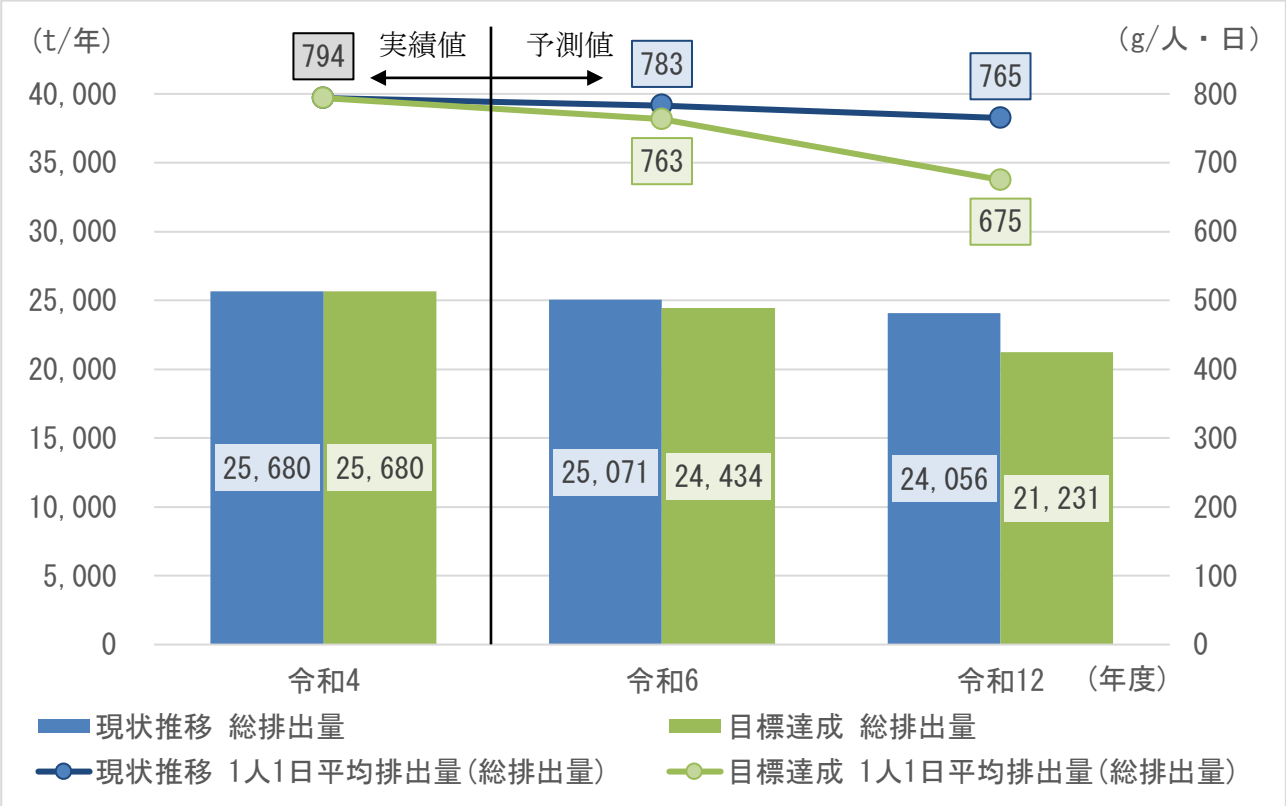


図３－３－３　将来の総排出量の予測（現状推移と目標達成との比較）

【参考】袋井市・掛川市のごみ処理量の違い（令和３年度）

			袋井市		掛川市		比較		
			搬入量（ｔ）	１人１日ごみ排出量（ｇ）	搬入量（ｔ）	１人１日ごみ排出量（ｇ）	１人１日ごみ排出量差（ｇ）	１人１日ごみ排出量割合(%)	
人口（人）			88,134		116,569				①
可燃ごみ	収集（燃やせるごみ）		13,718	426.4	16,059	377.4	49.0	88.5	②
	直接	市民の搬入	2,869	89.2	1,789	42.0	47.2	47.1	③
		うちリサイクル業者への搬入分	(300)	***	***	***	***	***	③’
		事業者の搬入	583	18.1	387	9.1	9.0	50.3	④
		うちリサイクル業者への搬入分	(53)	***	***	***	***	***	④’
		事業系許可業者	5,664	176.1	5,235	123.0	53.1	69.8	⑤
	小計（②+③−③’+④−④’+⑤）		22,481	698.8	23,470	551.6	147.2	78.9	⑥
資源ごみ	分別収集	アルミ缶	38	55.2	2,147	50.5	4.7	91.5	
		スチール缶	47						
		びん	381						
		金物・小型電化製品	477						
		ペットボトル	133						
		プラスチック製容器包装	469						
		乾電池蛍光管	33						
		廃食用油	23						
		雑がみ	***						
	直搬	粗大ごみ処理施設への搬入	176						
	小計		1,777	55.2	2,147	50.5	4.7	91.5	⑦
	直搬	事業者独自処理	399	12.4	13	0.3	12.1	2.4	
	小計		399	12.4	13	0.3	12.1	2.4	⑧
	古紙等自治会回収分		***	***	***	***	***	***	
	集団回収	新聞紙	331	18.7	0	0.0	18.7	0.0	
		段ボール	116						
		雑誌類	139						
		古布	16						
	集団回収計		602	18.7	0	0.0	18.7	0.0	
	クリーンセンター回収ボックス分		252	9.0	0	0.0	9.0	0.0	
	市役所（支所含む）回収ボックス分		37						
	小計		891	27.7	0	0.0	27.7	0.0	⑨
埋立ごみ	分別収集（がれき類）		237	7.4	514	12.1	△ 4.7	163.5	
	美化運動		234	7.3	0	0.0	7.3	0.0	
	直接搬入		121	3.8	346	8.1	△ 4.3	213.2	
	小計		592	18.4	860	20.2	△ 1.8	109.8	⑩
総合計（②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨+⑩）			26,493	823.6	26,490	622.6	201.0	75.6	⑪
1人1日ごみ排出量(g) ⑪/①/365				823.6		622.6			

注）掛川市は分別区分として「粗大ごみ」を設けていますが、この表では、「粗大ごみ」を「可燃ごみ」に含めて集計しています。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）

【参考】袋井市・磐田市のごみ処理量の違い（令和３年度）

			袋井市		磐田市		比較		
			搬入量（ｔ）	１人１日ごみ排出量（ｇ）	搬入量（ｔ）	１人１日ごみ排出量（ｇ）	１人１日ごみ排出量差（ｇ）	１人１日ごみ排出量割合(%)	
人口（人）			88,134		168,561				①
可燃ごみ	収集（燃やせるごみ）		13,718	426.4	24,192	393.2	33.2	92.2	②
	直	市民の搬入	2,869	89.2	3,762	61.1	28.1	68.5	③
		うちリサイクル業者への搬入分	(300)	***	***	***	***	***	③’
		事業者の搬入	583	18.1	1,154	18.8	△ 0.7	103.9	④
		うちリサイクル業者への搬入分	(53)	***	***	***	***	***	④’
	接	事業系許可業者	5,664	176.1	9,905	161.0	15.1	91.4	⑤
	小計（②+③−③’+④−④’+⑤）		22,481	698.8	39,013	634.1	64.7	90.7	⑥
資源ごみ	分別収集	アルミ缶	38	55.2	4,098	66.6	△ 11.4	120.7	
		スチール缶	47						
		びん	381						
		金物・小型電化製品	477						
		ペットボトル	133						
		プラスチック製容器包装	469						
		乾電池蛍光管	33						
		廃食用油	23						
		雑がみ	***						
	直搬	粗大ごみ処理施設への搬入	176						
	小計		1,777	55.2	4,098	66.6	△ 11.4	120.7	⑦
	直搬	事業者独自処理	399	12.4	0	0.0	12.4	0.0	
	小計		399	12.4	0	0.0	12.4	0.0	⑧
	古紙等自治会回収分		***	***	***	***	***	***	
	集団回収	新聞紙	331	18.7	3,206	52.1	△ 33.4	278.6	
		段ボール	116						
		雑誌類	139						
		古布	16						
	集団回収計		602	18.7	3,206	52.1	△ 33.4	278.6	
	クリーンセンター回収ボックス分		252	9.0	0	0.0	9.0	0.0	
	市役所（支所含む）回収ボックス分		37						
	小計		891	27.7	3,206	52.1	△ 24.4	0.0	⑨
埋立ごみ	分別収集（がれき類）		237	7.4	309	7.3	0.1	98.6	
	美化運動		234	7.3	0	0.0	7.3	0.0	
	直接搬入		121	3.8	457	10.7	△ 6.9	281.6	
	小計		592	18.4	766	12.5	5.9	67.9	⑩
総合計（②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨+⑩）			26,493	823.6	47,083	765.3	58.3	92.9	⑪
1人1日ごみ排出量(g) ⑪/①/365				823.6		765.3			

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）

【参考】袋井市・湖西市のごみ処理量の違い（令和３年度）

			袋井市		湖西市		比較		
			搬入量（ｔ）	１人１日ごみ排出量（ｇ）	搬入量（ｔ）	１人１日ごみ排出量（ｇ）	１人１日ごみ排出量差（ｇ）	１人１日ごみ排出量割合(%)	
人口（人）			88,134		58,682				①
可燃ごみ	収集（燃やせるごみ）		13,718	426.4	8,766	409.3	17.1	96.0	②
	直	市民の搬入	2,869	89.2	1,059	49.4	39.8	55.4	③
		うちリサイクル業者への搬入分	(300)	***	***	***	***	***	③’
		事業者の搬入	583	18.1	164	7.7	10.4	42.5	④
		うちリサイクル業者への搬入分	(53)	***	***	***	***	***	④’
	接	事業系許可業者	5,664	176.1	3,071	143.4	32.7	81.4	⑤
	小計（②+③−③’+④−④’+⑤）		22,481	698.8	13,060	609.7	89.1	87.2	⑥
資源ごみ	分別収集	アルミ缶	38	55.2	4,426	206.6	△ 151.4	374.3	
		スチール缶	47						
		びん	381						
		金物・小型電化製品	477						
		ペットボトル	133						
		プラスチック製容器包装	469						
		乾電池蛍光管	33						
		廃食用油	23						
		雑がみ	***						
	直搬	粗大ごみ処理施設への搬入	176						
	小計		1,777	55.2	4,426	206.6	△ 151.4	374.3	⑦
	直搬	事業者独自処理	399	12.4	1,651	77.1	△ 64.7	621.8	
	小計		399	12.4	1,651	77.1	△ 64.7	621.8	⑧
	古紙等自治会回収分		***	***	***	***	***	***	
	集団回収	新聞紙	331	18.7	209	9.8	8.9	52.4	
		段ボール	116						
		雑誌類	139						
		古布	16						
	集団回収計		602	18.7	209	9.8	8.9	52.4	
	クリーンセンター回収ボックス分		252	9.0	0	0.0	9.0	0.0	
	市役所（支所含む）回収ボックス分		37						
	小計		891	27.7	209	9.8	17.9	0.0	⑨
埋立ごみ	分別収集（がれき類）		237	7.4	770	18.1	△ 10.7	244.6	
	美化運動		234	7.3	0	0.0	7.3	0.0	
	直接搬入		121	3.8	100	2.4	1.4	63.2	
	小計		592	18.4	870	40.6	△ 22.2	220.7	⑩
総合計（②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨+⑩）			26,493	823.6	20,216	943.8	△ 120.2	114.6	⑪
1人1日ごみ排出量(g) ⑪/①/365				823.6		943.8			

注）湖西市は分別区分として「粗大ごみ」を設けていますが、この表では、「粗大ごみ」を「可燃ごみ」に含めて集計しています。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）

2　計画の目標（資源化目標）

本計画では、「ふくろい５３３０運動」の推進により、処理すべきごみを削減し、資源を節約するため、資源化目標としてリサイクル率を掲げます。国の目標[注)]を参考に数値目標を設定するものとし、リサイクル率を、令和６年度には26.1%以上、令和12年度には28.0%以上に引き上げることを目指します。

資源物の回収量を増やすため、草木・剪定枝の資源化、雑がみや古布の回収などに加え、民間事業者による古紙等の回収を促進し、市内から回収される資源物量の増加を目指します。民間事業者の資源物回収を増やすため、きめ細やかな情報発信を行い、広く周知・啓発を図ります。

注）第４次循環型社会形成推進基本計画の補助指標（一般廃棄物の出口側の循環利用率：28%）

資源化目標	指標：リサイクル率	
	令和４年度	24.2%
		↓
	令和６年度	26.1%以上
		↓
	令和12年度	28.0%以上

表３－３－３　リサイクル率の推計結果（目標達成）

区分＼年度		単位	実績値	推計値	
			令和4	令和6	令和12
総排出量（民間古紙等回収分含む）	①	t/年	27,754	26,555	23,431
資源化量（うち民間古紙等回収分）	②	t/年	6,718 (2,074)	6,941 (2,121)	6,571 (2,200)
リサイクル率	②/①	%	24.2	26.1	28.0

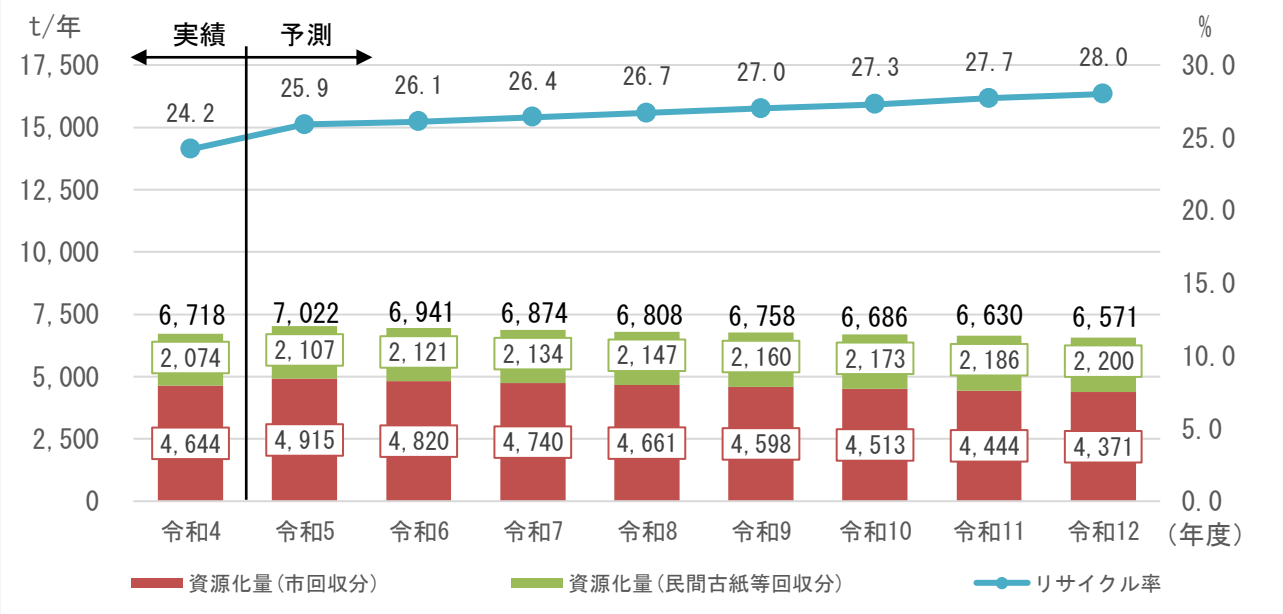
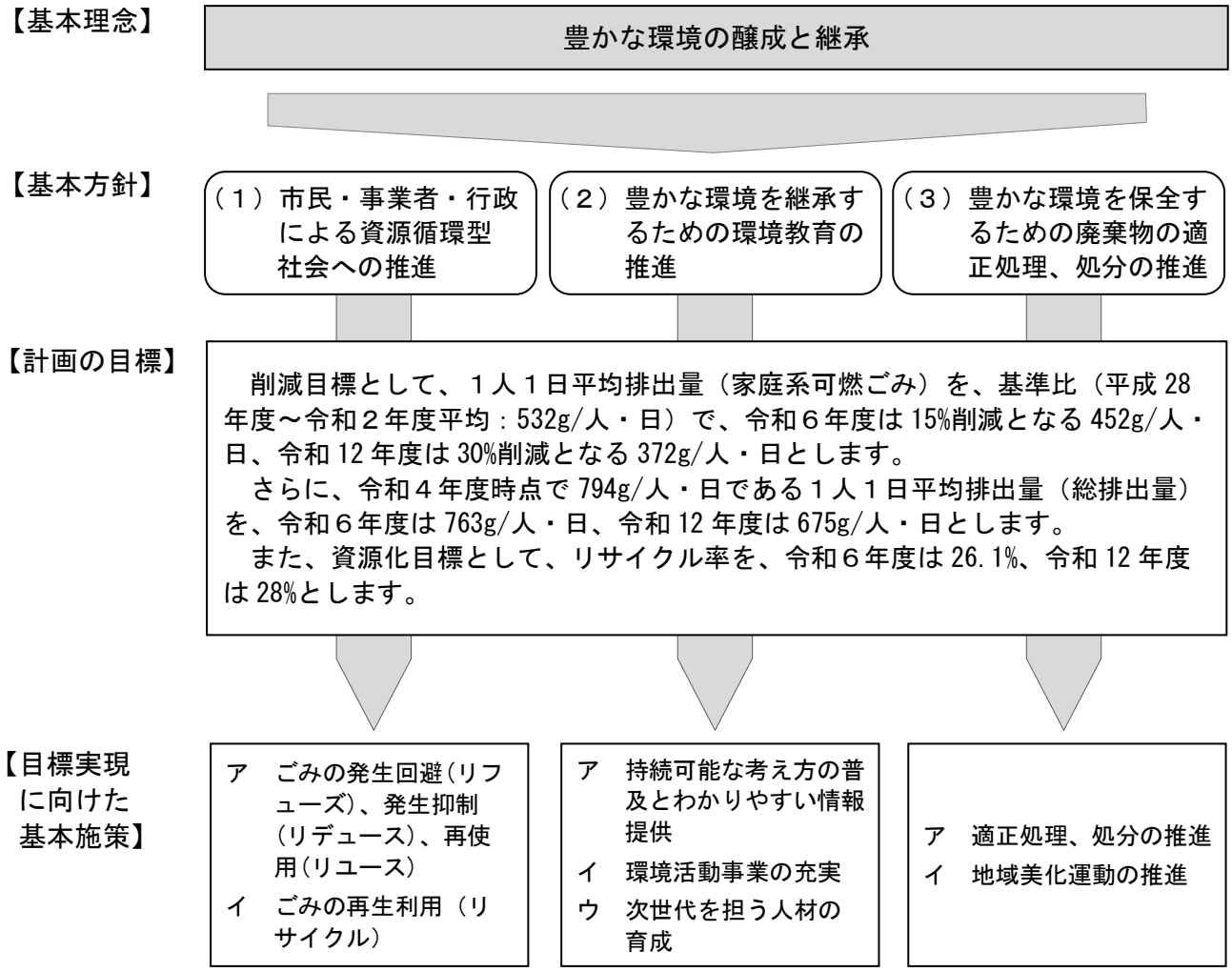


図３－３－４　リサイクル率の推計結果（目標達成）

３　ごみ処理基本計画の体系

本計画の基本理念、目標の実現に向けた基本施策、計画の体系は次のとおりです。



4　目標実現に向けた基本施策

（１）市民・事業者・行政による資源循環型社会への推進

【基本施策】	【具体的な施策】
ア　発生回避（リフューズ）、ごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）	（ア）ごみの削減の推進 （イ）食品ロスの削減 ⇒食品ロス削減推進計画 （ウ）プラスチックごみ対策 （エ）ごみ削減対策の先進事例の調査と導入の検討 （オ）事業系ごみの排出抑制と環境に配慮したサービス事業への支援
イ　ごみの再生利用（リサイクル）	（ア）資源ごみの分別収集 （イ）中間処理施設での資源回収の継続 （ウ）資源化の先進事例の調査と導入の検討 （エ）事業系生ごみの資源化 ⇒食品ロス削減推進計画 （オ）プラスチックごみの資源化 （カ）古紙等の資源化 （キ）草木・剪定枝、廃食油、生ごみの資源化 （ク）事業所が行うリサイクル活動への支援

ア　ごみの発生回避（リフューズ）、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）

（ア）ごみの削減の推進

ａ　生ごみの水切りの奨励

生ごみには多くの水分が含まれています。水切りを徹底することで削減することができ、処理経費の削減にも貢献します。このため、水切りの方法や水切りの実践について、広報やホームページ、イベントなどを通じて奨励していきます。

ｂ　リユースの促進

地域情報サイト「ジモティー」を運営している㈱ジモティー、袋井市森町広域行政組合、森町と連携し、リユース活動を促進します。中遠クリーンセンターに搬入された木製家具等のうち、まだ使えるものを「ジモティー」に出品し、必要な方に無料で譲渡します。

ｃ　リユース拠点の整備

今後更なるリユースの拡大を図るため、市民が手軽に活用できる広域的なリユース拠点の整備を検討します。

（イ）食品ロスの削減

取組内容の詳細につきましては、「第４節　食品ロス削減推進計画」の Ｐ３-56

に記載しています。

（ウ）プラスチックごみ対策

静岡県が進める「６Ｒ県民運動」を市民や事業者に周知し、プラスチックごみによる海洋汚染を防止するなど、プラスチックごみの削減を推進します。

表３－３－４　６Ｒ県民運動の取組

種別		主な取組
プラスチックごみの発生抑制	Refuse（リフューズ）	・レジ袋を断る ・使い捨てスプーンやフォークを断る ・過剰な包装を断る
	Reduce（リデュース）	・マイバッグを常に持ち歩く ・マイボトルを持つ ・ばら売りや量り売りを利用する
	Reuse（リユース）	・詰替え容器を使う ・クリーニングハンガーを店に戻す ・フリーマーケットを利用する
	Recycle（リサイクル）	・市町のルールに従って分別する ・資源回収に出す
プラスチックごみの流出防止	Return（リターン）	・店頭回収を利用する ・外出時のごみを持ち帰る
	Recover（リカバー）	・清掃活動に参加する ・落ちているごみを拾う

（エ）ごみ削減対策の先進事例の調査と導入の検討

ａ　ごみ削減対策の研究

ごみ削減対策の先進事例について調査・研究し、その中から効果的な手法を選定し、積極的に導入していきます。

ｂ　ごみ処理有料化の研究

財源確保、費用負担の公平性等の観点から、引き続きごみ処理有料化の研究を進めます。可燃ごみの削減目標の達成状況や周辺自治体のごみ処理有料化の導入状況などを考慮し、市民の意向を踏まえながら、ごみ処理有料化のあり方について研究を進めます。

（オ）事業系ごみの排出抑制と環境に配慮したサービス事業への支援

ａ　ホームページを利用した啓発

事業者に対して、簡易包装の推進、ごみ発生抑制や分別の取組、リサイクル可能な製品づくり、処理困難物の自主回収の実施等を要請していくため、優良事例やリサイクル業者の紹介など、ホームページに情報をわかりやすく整理し、事業者の取組を支援します。

ｂ　事業系ごみの適正処理の推進

事業者や許可業者が搬入するごみの展開検査を行い、産業廃棄物の混入などの違反がないか確認し、ルールが守られていない場合には引き取らせるなどの管理を強化します。また、許可業務の更新時に説明会を開催し、適正処理について指導します。さらに、毎月１ｔ以上の一般廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）を中心に事業者を訪問し、ごみの保管状況の確認を行い、廃棄物削減に向け

た取組状況についても聞き取りを行います。必要に応じて具体的な改善策を提案し、その後、その事業所へは追跡調査を実施します。

事業者向けのごみの出し方ガイドを新たに作成し、事業者へ配布します。

c　許可業者や多量排出事業者に対するごみ保管状況等の報告及び減量計画の提出指導

計画的なごみ搬入が行われるように、許可業者に対して一般廃棄物の保管、収集、運搬、処分に関する報告の提出を指導します。また、多量排出事業者に対して管理責任者選任届や減量計画の提出を指導します。

d　環境経営システム等の推進

エコアクション21を取得しようとする事業者やゼロエミッションに取り組む事業者を支援し、その普及を推進します。

イ　ごみの再生利用（リサイクル）

（ア）資源ごみの分別収集

a　資源ごみの分別収集の継続

現在実施している資源ごみ（缶類、びん類、金物・小型電化製品、プラスチック製容器包装、ペットボトル、廃食用油、雑がみ）の分別収集を、自治会と協力して継続します。

b　資源ごみ拠点回収の継続

仕事等の都合により、地域の回収に資源ごみを出すことが困難な方の利便性向上のため、中遠クリーンセンター多目的広場東側駐車場及び容器包装資源化センターでの拠点回収を継続します。

（イ）中間処理施設での資源回収の継続

a　中遠クリーンセンターで発生する副生成物の資源化

中遠クリーンセンターで発生する溶融スラグ・メタルの資源化を図ります。

b　粗大ごみ処理施設での鉄類の回収

中遠広域粗大ごみ処理施設で、金物・小型電化製品から金属類・レアメタルの回収を行います。

（ウ）資源化の先進事例の調査と導入の検討

a　紙おむつのリサイクルの検討

紙おむつのリサイクルを進めるため、紙おむつリサイクルメーカーと協議し、実施に向けて課題や予算の調査を行い、実現可能性の検討を進めます。また、おむつの排出量が多く、回収が容易な保育施設、病院、介護施設などへ協力を呼び掛けます。

b　下水汚泥の肥料化の拡大とし尿汚泥の肥料化の検討

本市ではすでに下水汚泥の一部を搬出し、肥料化していますが、搬出量の増加に向けて、事業者と協議を進め、肥料化の拡大を進めます。また、し尿汚泥等については、袋井市森町広域行政組合と連携し、肥料化を検討します。

c　先進的な資源化の事例調査

先進的な資源化の事例を調査し、現在分別回収を行っていないが資源化可能な品目の拡大を検討します。

（エ）事業系生ごみの資源化

取組内容の詳細につきましては、「第４節　食品ロス削減推進計画」の Ｐ３-57 に記載しています。

（オ）プラスチックごみの資源化

本市では、プラスチック製容器包装を、民間事業者を経由し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて資源化を行っています。「プラスチック資源循環法」の施行により、今後は製品プラスチックについても資源化を行う必要があるため、既存のプラスチック製容器包装の資源化ルートに加え、認定再商品化計画に基づき資源化を行うルートについても検討を進め、事業化を目指します。

（カ）古紙等の資源化

ａ　古紙等集団回収への支援

新聞、雑誌、段ボールや古布などの資源回収を行うＰＴＡや自治会等の住民団体に対して奨励金を交付し、古紙等の資源化を推進します。

ｂ　古紙回収コンテナ、古紙・古布等回収ボックスによる回収の継続

ごみ処理施設に設置した古紙回収コンテナや公共施設に設置した古紙回収ボックスによる回収を継続します。また、まちづくり協議会と連携し、古布等回収ボックスの増設について検討を進めます。

ｃ　雑がみの資源化

燃やせるごみに排出される紙類を削減するため、雑がみを回収し、資源化します。

（キ）草木・剪定枝、廃食油、生ごみの資源化

ａ　草木・剪定枝の資源化

燃やせるごみの削減に向けて、直接搬入されている剪定枝等を民間施設を通じて堆肥化します。同様に、公共施設で発生する剪定枝等も直接民間施設に搬入し、堆肥化します。また、自治会への草木回収コンテナの設置も継続します。

さらに、令和５年７月から春岡地区に常設の草木仮置き場を設置しましたが、市内の他の地域への増設も検討します。

ｂ　廃食用油の資源化

家庭から排出される廃食用油を回収し、バイオ燃料等としてごみ収集運搬車両等での活用を推進します。

ｃ　生ごみの資源化

モニター事業として、生ごみ処理機の貸し出しや生ごみコンポストの配布を引き続き行い、生ごみの削減を図ります。また、モニター事業により把握した市民のニーズを踏まえ、生ごみ処理に係る補助金の検討を行います。

（ク）事業所が行うリサイクル活動への支援

ａ　店頭回収実施店のホームページ等への掲載

店頭回収を実施している店舗と回収品目についてホームページ等に引き続き掲載します。また、店頭回収実施店と意見交換の場を設け、更なる支援などについても検討を進めます。

（２）豊かな環境を継承するための環境教育の推進

【基本施策】	【具体的な施策】
ア　持続可能な考え方の普及とわかりやすい情報提供	（ア）「ふくろい５３３０運動実行宣言」による意識啓発
	（イ）広報やホームページ等を利用した情報発信
	（ウ）対象者に合わせた効果的な情報提供の手段の検討
イ　環境活動事業の充実	（ア）市民団体等との連携の促進
	（イ）イベントの開催・参加の促進
ウ　次世代を担う人材の育成	（ア）学校教育との連携の強化
	（イ）地域での環境体験学習の推進

ア　持続可能な考え方の普及とわかりやすい情報提供

（ア）「ふくろい５３３０運動実行宣言」による意識啓発

雑がみやプラスチック製容器包装の分別、食品ロスの削減、生ごみの水切りや生ごみ処理機の活用など、これらの取組に市民の積極的な参加を促すため、市民に自身の取組内容を宣言していただきます。この宣言を通じて、ごみ削減の意識を高め、特に可燃ごみの削減に向けた具体的な行動を促進します。

（イ）広報やホームページ等を利用した情報発信

広報、ホームページ、地元説明会や資源回収の立会い等で、市民や事業者のごみの削減や資源化に対する意識を高め、具体的な行動に結びつけるため、「ふくろい５３３０運動」の進捗状況やごみ削減効果を公表し、市民や事業者が実行できる具体的な工夫や取組についても紹介していきます。

（ウ）対象者に合わせた効果的な情報提供の手段の検討

転入者、外国人、分別のルールが守られていない世帯や集合住宅の住民、さまざまな年齢層の市民など、対象者に合わせた情報発信や啓発に努めていきます。従来からの広報、ホームページや「ごみの出し方ガイド」に加え、ごみ出し日と分別区分が確認できるアプリ「５３７４ふくろい」、袋井市情報配信サービス「メローねっと」、多言語での説明動画、QR コードを印字した看板やチラシなど多様な媒体を利用して情報提供を行い、さらに、「ChatGPT」をはじめとする生成 AI[注)] の活用など効果的な情報提供の手段についても検討も進めます。

注）インターネット上にある膨大なデータを学習することで、指示どおりに新たな文章や画像などを生み出すことができる人工知能です

イ　環境活動事業の充実

（ア）市民団体等との連携の促進

ａ　市民環境ネットふくろい活動の推進

市民と行政の協働により、環境負荷の少ない資源循環型社会を形成するため、平成19年1月に設立した「市民環境ネットふくろい」を通して、様々な環境保全活動を推進します。

ｂ　NPO等の民間団体との連携

NPO 等の民間団体との連携を促進し、地域とのネットワークを広げます。また、NPO 等の民間団体、地域組織、企業、「市民環境ネットふくろい」に環境対策委員会への参加を依頼し、地域の環境に関する幅広い提言を求めていきます。

（イ）イベントの開催・参加の促進

ａ　環境関連イベントの実施

「エコフェスタinふくろい」などの環境イベントや講演会等の開催を推進します。また、市が市民団体等が実施するイベントに参加し、環境ブース等を出店することによりふれあいを深めます。

ウ　次世代を担う人材の育成

（ア）学校教育との連携の強化

小中学校に対して、ごみに関する学習やエコ工作などの「出前ＥＣＯ教室」、地球温暖化の防止やごみ減量に取り組むプログラムである「アースキッズプログラム」を提供し、総合学習と連携させて、子どもたちの環境に配慮し行動する意識を育成していきます。

さらに、可燃ごみ削減の意識啓発を図るために、各学校で「ふくろい５３３０運動実行宣言」への参加を促します。

（イ）地域での環境体験学習の推進

リサイクル施設訪問や、ごみの分別に関する学習会、地域での環境体験学習を通して、環境への理解や愛着を生み、行動へと繋げていきます。

（３）豊かな環境を保全するための廃棄物の適正処理、処分の推進

【基本施策】	【具体的な施策】
ア　適正処理、処分の推進	（ア）製品プラスチックの資源化を見据えた収集・運搬体制の整備
	（イ）ごみ排出モラルの向上啓発
	（ウ）ごみ集積所の維持管理の適正化
	（エ）外国人向けの普及啓発の充実
	（オ）市で処分を行わないごみの周知徹底
	（カ）不法投棄ごみの適正処理
	（キ）在宅医療廃棄物の適正処理と収集方法の周知徹底
	（ク）高齢者等排出困難世帯への支援
	（ケ）災害廃棄物処理体制の充実
イ　地域美化運動の推進	（ア）ごみ収集ウォーキング
	（イ）環境美化運動の推進
	（ウ）ポイ捨て防止の推進
	（エ）不法投棄防止対策の推進
	（オ）野焼きの防止

ア　適正処理、処分の推進

ア－1　適正処理、処分の推進に関する施策

（ア）製品プラスチックの資源化を見据えた収集・運搬体制の整備

市民サービスを低下させず、資源化の効果を最大限に引き出すため、効率的かつ適正な収集・運搬体制を整備します。また、製品プラスチックの資源化に向けて、安定的な処理を行えるリサイクル体制の構築し、わかりやすい分別ルールを設定したうえで、市民への周知を進めます。

現在、自治会の協力を得て、ごみの収集が行われていますが、ステーション方式への切替について、検討を進めます。また、ごみ袋には現在、記名は不要ですが、ごみ袋への記名についても検討を進めます。

（イ）ごみ排出モラルの向上啓発

ごみ排出モラルの向上に向けて、排出ルールのPRを広報紙やホームページで行うとともに、引き続き自治会の協力を得ながら排出ルールの徹底を図ります。特に、中遠広域粗大ごみ処理施設における火災事故を防止するためには、火災事故につながるおそれのあるスマートフォンのバッテリー等の混入を防止する必要があるため、適切な分別に関する継続的な啓発活動を推進します。

（ウ）ごみ集積所の維持管理の適正化

ごみ収集の効率化や地域の環境美化を図るため、ごみ集積所の設置補助を行います。また、引き続き自治会の協力を得ながら、適正な維持管理を図ります。

（エ）外国人向け普及啓発の充実

外国人にごみの排出抑制、資源化、適正処理などについて理解を深めてもらうため、「ごみの出し方ガイド」、収集日程表、啓発冊子、QR コード付き動画普及チラシなどを多言語で作成して外国人全世帯へ配布するほか、分別などについて説明する動画などもホームページで公開します。

（オ）市で処分を行わないごみの周知徹底

市は、家電リサイクル法対象品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）及び自動車リサイクル法の対象車種については、収集を行いません。また、事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、排出した事業者が責任を負い、適正に処理することが義務付けられているため、事業系ごみの収集も行いません。

さらに、市は「袋井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第 17 条に、「市長は、製品、容器等が廃棄物となった場合に、市における適正な処理が困難となる物を適正処理困難物として指定することができる。」と規定を設けています。市が適正処理困難物として指定し、収集できないごみとしているものは以下のとおりです。

これらの市で処分を行わないごみについては、排出者自身が種類に応じて販売店や民間処理業者へ依頼する必要があるため、適切なリサイクルルートの周知徹底を図り、適正処理を推進します。また、「ごみの出し方ガイド」の記載内容について見直しを行います。

表３－３－５　市では収集できないごみ

家電リサイクル法対象品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）、特殊なごみ（農業用ビニール、農業用機械、プロパンガス、タイヤ、バッテリー、注射針など）、危険なごみ（農薬、廃油、塗料）、消火器、オートバイ・オートバイ部品、自動車・自動車部品、事業系ごみ

（カ）不法投棄ごみの適正処理

パトロールの実施や不法投棄防止看板、監視カメラの設置により不法投棄の未然防止に努めるとともに、不法投棄ごみの早期発見及び回収により、不法投棄の減少を図ります。

（キ）在宅医療廃棄物の適正処理と収集方法の周知徹底

在宅医療廃棄物については、医療機関との連携を図り、適正処理を推進します。

（ク）高齢者等排出困難世帯への支援

ごみ出しが困難な高齢者世帯などに対して、ごみ出しの支援内容について検討し、必要に応じて福祉部門との連携を図ります。

（ケ）災害廃棄物処理体制の充実

地震や風水害など自然災害の発生により、一時的に大量に排出されるごみの処

理に対応するため、災害廃棄物の収集運搬、仮置場の確保など、関係事業者、団体との応援体制の構築を進めるとともに、災害廃棄物が発生した際には、衛生的で快適な生活環境を保持する観点から、「袋井市災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ適切な対応を図ります。

また、近隣市町において自然災害等が発生し、当該市町からごみ処理についての要請があった場合は、被災地域の衛生的な生活環境を保持するための行政間協力の観点から、本市のごみ処理能力の範囲内で災害ごみの受入と適正処理を実施します。

ア－２　適正処理、処分の推進に関する体制・方法

（ア）収集・運搬

ａ　収集区分、収集頻度、排出方法等

将来の収集品目は以下のとおりです。

表３－３－６　収集品目

分別区分		収集頻度	排出方法	収集主体	収集方法
可燃ごみ	燃やせるごみ	週２回	指定袋	委託業者	集団回収方式（集積所）
	革製品・その他プラスチック・スポンジ等	週２回	指定袋		
資源ごみ	缶	月２回	指定コンテナ		集団回収方式（自治会）
		月２回	指定コンテナ		
		月２回	指定コンテナ		
	びん	月２回	指定コンテナ		
		月２回	指定コンテナ		
		月２回	指定コンテナ		
	金物・小型電化製品	月２回	指定コンテナ		
	資源プラスチック	月２回	専用かご		
	革製品・その他プラスチック・スポンジ等	月２回	指定コンテナ		
	ペットボトル	月２回	専用かご		
	廃食用油（植物性油）	月２回	指定コンテナ		
	電池類	月２回	指定コンテナ		
	蛍光管	月２回	指定コンテナ		
	雑がみ	月２回	紙ひもやビニールひもで縛る 紙袋や透明・半透明のビニール袋		
埋立ごみ	がれき類	月２回	指定コンテナ		
	ライター	月２回	指定コンテナ		

b　収集体制

家庭系ごみは委託業者による収集、事業系ごみは許可業者による収集を基本とします。また、排出者による処理施設への自己搬入等の形態があります。概要は次のとおりです。

家庭系ごみ：委託業者による定期収集、もしくは排出者自ら処理施設へ直接搬入します。
事業系ごみ：許可業者による収集、もしくは排出者自ら処理施設へ直接搬入します。
粗 大 ご み：原則として排出者自ら処理施設へ直接搬入します。
環境系ごみ：地域の美化運動などの際に排出される道水路側溝の汚泥等は、委託業者により収集し処理施設へ搬入します。

（イ）中間処理計画処理フロー

中遠クリーンセンターでは、燃やせるごみ、革製品・その他プラスチック・スポンジ等に加え、粗大ごみ処理施設から排出される処理残渣の溶融処理を行い、処理後に排出されるスラグとメタルについては有効活用を図ります。

また、積極的な熱回収を行い、発電や場外への熱供給を行います。

中遠クリーンセンターは、平成 30 年度から大規模改修工事が行われ、適切な管理運営が行われています。今後、更なる二酸化炭素の排出抑制や施設の長寿命化を図るため、袋井市森町広域行政組合や森町と協力し、基幹的設備改良工事の実施に向けて必要な取組を進めます。

中遠クリーンセンターにおける計画処理量は次のとおりです。

表３－３－７　中遠クリーンセンター計画処理量（目標達成）

区分＼年度		令和 4（実績）	令和 6（見通し）	令和 12（見通し）
焼却処理（合計）	t/年	21,551	20,487	17,496
直接焼却（ごみ）	t/年	21,468	20,423	17,429
燃やせるごみ	t/年	21,100	20,090	17,171
革製品・その他プラスチック・スポンジ等	t/年	368	333	258
処理残渣の焼却（粗大ごみ処理施設）	t/年	83	64	67

中遠広域粗大ごみ処理施設では、多様化する廃棄物を適正かつ効率的に処理するため、引き続き、破砕機や選別機により、減容化及び資源化します。

中遠広域粗大ごみ処理施における計画処理量は次のとおりです。

表３－３－８　中遠広域粗大ごみ処理施設計画処理量（目標達成）

区分＼年度			令和4（実績）	令和6（見通し）	令和12（見通し）
破砕・選別処理（合計）		t/年	989	1,007	1,044
	金物・小型電化製品	t/年	452	464	494
	乾電池・蛍光管	t/年	33	32	31
	パソコン	t/年	7	6	6
	がれき類	t/年	221	227	223
	資源ごみ(直接搬入)注)	t/年	170	176	189
	埋立ごみ(直接搬入)	t/年	106	102	101

（ウ）最終処分

ガラス類や陶磁器類などのがれき類のほか、中遠クリーンセンターからの焼却飛灰や、中遠広域粗大ごみ処理施設からの処理残渣、そして美化運動で収集されたごみなどの埋立処分を行います。

なお、中遠広域一般廃棄物最終処分場の埋立期限は令和８年12月末までであるため、令和８年中から民間への委託を開始します。

表３－３－９　最終処分を行う計画処理量（目標達成）

区分＼年度			令和4（実績）	令和6（見通し）	令和12（見通し）
最終処分			2,092	2,126	1,969
	焼却飛灰等	t/年	1,200	1,233	1,053
	処理残渣	t/年	654	656	680
	土・砂	t/年	238	237	236

イ　地域美化運動の推進

（ア）ごみ収集ウォーキング

市民団体などで河川敷等の不法投棄ごみの収集ウォーキングを引き続き行います。自然観察を兼ねて行うなど、環境への意識を高めます。

（イ）環境美化運動の推進

環境美化指導員・推進員や「市民環境ネットふくろい」と連携し、自治会における環境美化活動の推進を図ります。

（ウ）ポイ捨て防止の推進

ポイ捨て防止を推進するため、自治会や関係団体と連携し、たばこの路上禁煙などの対策を講じます。

また、地域での道路、河川敷等の清掃活動の推進を図ります。

（エ）不法投棄防止対策の推進

本市では平成18年に制定した「袋井市まちを美しくする条例」においてごみの投棄禁止規定を設けています。

不法投棄に対しては、静岡県、警察、地域住民と連携をとり、広報啓発活動を推進していくとともに、常習場所のパトロールを実施していきます。

（オ）野焼きの防止

ダイオキシン類発生抑制の観点から、野焼きは原則的に禁止されています。煙により快適な生活環境が阻害されないよう、野焼きの防止について啓発を行い、野焼きについて苦情が寄せられた場合は、現場へ出向いて指導を行います。

第４節　食品ロス削減推進計画

１　基本的事項

（１）計画策定の趣旨

まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品を食品ロスと言います。農林水産省の推計によると、令和３年度における日本の食品ロス発生量は約 523 万ｔです。国民１人１日あたりに換算すると約 114g（お茶碗１杯分のごはんは約 150g）もの食べ物が毎日捨てられている計算になります。また、この食品ロスを処理することで、温室効果ガスが発生しています。大切な資源の有効利用と環境負荷を減らす観点から、食品ロスを削減する必要があります。

国は、令和元年５月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携して食品ロスの削減を進めることを求めています。また、令和４年３月に静岡県が策定した「第４次静岡県循環型社会形成計画」では、当該計画に食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく食品ロス削減推進計画を位置付け、県民の意識啓発及び事業者等の取組促進やフードバンク等の取組への支援などの食品ロス対策の推進を掲げています。

本市は、食品ロス削減の啓発などの取組を進めてきましたが、更なる取組の充実と総合的かつ計画的に施策を推進するため、食品ロス削減推進計画を策定します。

（２）計画の位置づけ

「食品ロス削減推進計画」は、食品ロスの削減の推進に関する法律第 13 条第１項の規定に基づき、国や県の基本方針を踏まえて策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（市町村食品ロス削減推進計画）」として位置づけます。

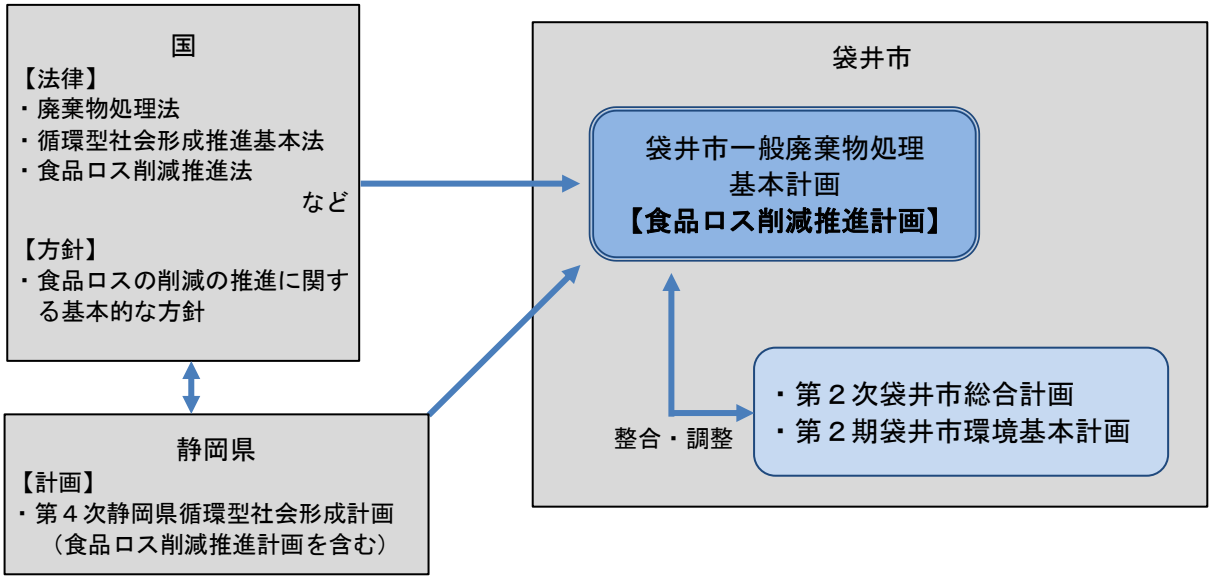


図３－４－１　食品ロス削減推進計画の位置付け

２　食品ロスの現状と課題

（１）食品ロスの現状

ア　食品ロス調査実態調査

平成４年度に、家庭から出される「燃やせるごみ」に含まれる食品ロスの排出状況を把握し、より効果的な取組を盛り込んだ実効性のある計画を策定することを目的に、食品ロス実態調査を実施しました。

表３－４－１　食品ロス実態調査の概要

調査日	令和５年１月 28 日（土） 令和５年２月 11 日（土）
試料採取地区	市街地（駅前地区、愛野地区）、郊外（袋井東地区、笠原地区）の４地区で実施
分類	「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書（令和元年５月環境省）」に準じて実施

注）環境省の手順書では、食品ロスを「直接廃棄（手つかず食品）」、「食べ残し」、「過剰除去（可食部分の除去）」の３区分に分類するが、本調査では「過剰除去」を把握することが困難であるため、「調理くず」に含めている。

イ　調査の結果

回収した燃やせるごみ（家庭ごみ）のうち、食品廃棄物（厨芥類）が 34.8%を占めていました。食品廃棄物のうち、直接廃棄が 23.2%、食べ残しが 16.2%を占め、食品ロスは 39.4%を占めていました。また、燃やせるごみ全体に占める食品ロスの割合は、13.7%でした。

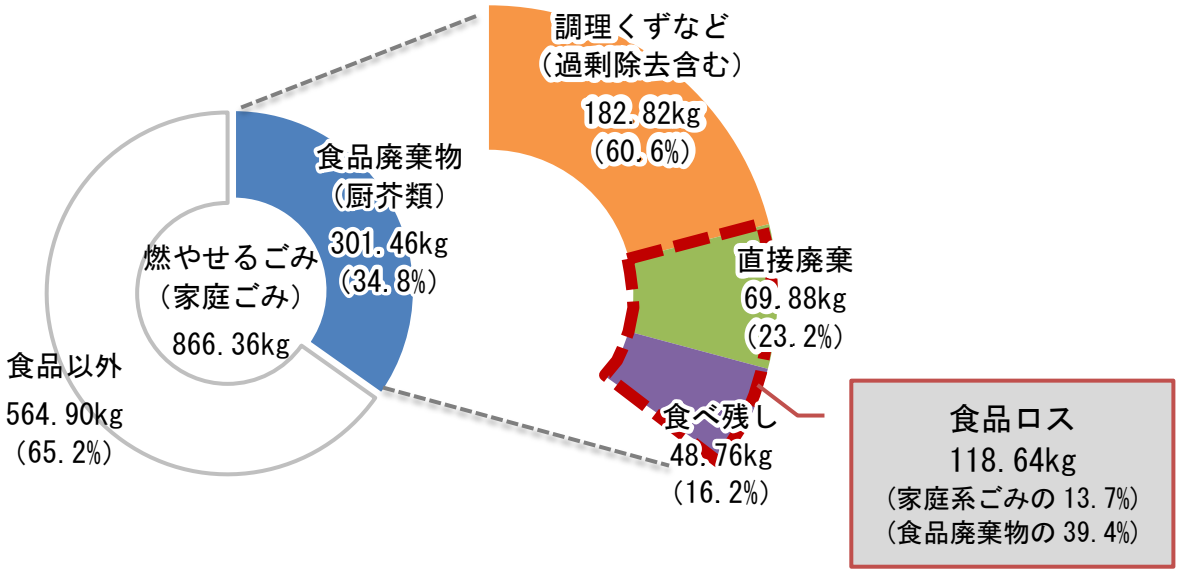
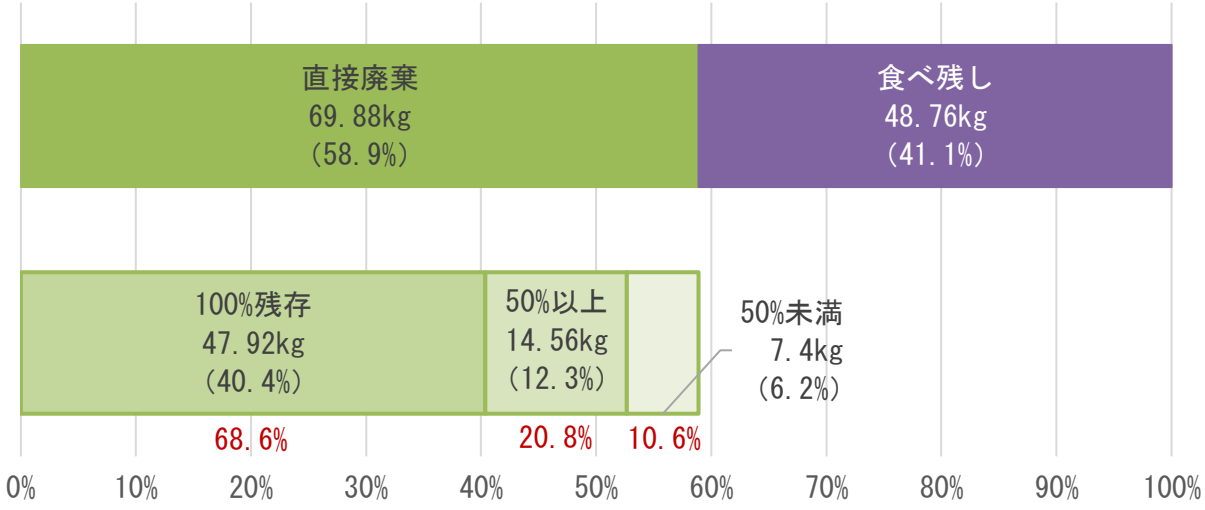


図３－４－２　食品ロスの割合

食品ロスのうち直接廃棄に着目すると、手つかずの「100%残存」が 68.6%と多くを占めており、手をつけずに廃棄されているものが多くなっていました。食品ロス全体でみると、40.4%を占めていました。



注）朱書きで示した割合は、残存率別の直接廃棄の割合を示します。

図３－４－３　食品ロス内訳



調理くず



食べ残し





直接廃棄（100%残存）

写真３－４－１　食品廃棄物（厨芥類）

（２）食品ロス発生量の推計

調査結果を踏まえ、令和４年度の実績を基に市全体の食品ロス発生量を推計すると、市全体で年間 1,776t、１人１日当たり 54.9g の食品ロスが発生しています。

表３－４－２　食品ロス発生量の推計結果（令和４年度）

	単位	収集ごみ	食品廃棄物	食品ロス		
					直接廃棄	食べ残し
市全体	t/年	12,950	4,507	1,776	1,046	730
1人1日あたり	g/人・日	400.4	139.3	54.9	32.3	22.6

注）事業系一般廃棄物及び直接搬入ごみに含まれる食品ロス発生量は含まれていません。

（３）全国推計との比較

令和３年度における全国推計（環境省）と令和４年度における本市の推計結果を比較すると、本市は食品廃棄物の割合、食品ロスの割合がともに高く、特に直接廃棄の割合が高い結果となっています。

表３－４－３　袋井市と全国推計との比較

	単位	収集ごみに占める食品廃棄物の割合				
			食品廃棄物に占める食品ロスの割合			
				直接廃棄	過剰除去	食べ残し
袋井市	%	34.8	39.4	23.2	―	16.2
全国推計	%	30.0	33.2	15.0	4.6	13.7
差	ポイント	4.8	6.2	8.2	―	2.5

注）袋井市では、「過剰除去」を「調理くず」として集計しているため、「過剰除去」が食品ロスに含まれていません。

資料：「令和４年度　食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」（令和５年３月　環境省）

（４）食品ロス削減に向けた取組状況

ア　静岡県の取組

県民の食品ロス削減に関する意識の高揚を図り、食品ロスの削減を進めるため、外食店で適量を注文して残さず食べることを呼び掛ける「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」や、家庭での「食べ切り」や食材を「買いすぎない」「使いきる」ことを啓発する県民向けチャレンジ事業、小学生等を対象にした出前講座、一般向け啓発資材及び学校用指導教材の作成に取り組んでいます。

イ　袋井市の取組

（ア）食品ロス削減の啓発

地元説明会では、食品ロスの問題にも焦点を当て、その削減の重要性を啓発するとともに、神戸大学が開発した「食品ロス削減のためのアプリ」についても紹介しています。

（イ）フードドライブの実施

フードドライブとは、家庭に眠っている食品を学校や職場・食品募集受付施設などに集めて、フードバンクに寄付する活動のことです。本市では、平成 28 年１月から特定非営利活動法人「フードバンクふじのくに」を通じて、生活困窮者への食糧支援を行っています。

食品の受付は、袋井市役所と浅羽支所のほか、袋井市社会福祉協議会のある袋井市総合健康センター「はーとふるプラザ袋井」でも行っています。

（ウ）コンポストの配布

令和５年６月に微生物の働きで生ごみを分解発酵させて堆肥を作るコンポスト容器 100 個（設置型 70 個、密封型 30 個）を無料で配布しました。利用者には、モニターとしてアンケートに協力していただき、そのアンケート結果を基に、今後の取組内容の検討を進めています。

（エ）生ごみ処理機の貸し出し

令和５年６月から生ごみ処理機の貸し出しを行っています。利用者には、モニターとしてアンケートに協力していただき、そのアンケート結果を基に、今後の取組内容の検討を進めています。

３　計画の目標

（１）食品ロス削減の考え方

食品ロスを削減するには、食品ロスが生産から消費に至るまでのあらゆる段階から様々な形で発生していることを意識し、ごみ削減の基本原則である３Ｒと同じように考えることが重要です。

市民、事業者、行政の各主体は、まず最優先で「食品ロスを発生させない」（リデュース）を心掛けることが肝要です。また、様々な理由で不要になった食品についてもすぐ捨てるのではなく、できる限り食品として有効活用（リユース）すべきです。それでも発生してしまう食品ロスについては、堆肥化等（リサイクル）に努める必要があります。

（２）計画の目標

家庭系可燃ごみの削減目標を踏まえ、食品ロス発生量の削減目標を設定します。平成 28 年度から令和２年度までの１人１日当たりの食品ロス発生量の平均値を基準に、令和６年度までにこの１人１日当たり平均排出量を５%、令和 12 年度までに 20%削減することを目標とします。

なお、国は、家庭から発生する食品ロスを、令和 12 年までに平成 12 年比で半減させることを目指しています。一方、静岡県は、食品ロス発生量の削減目標を設定していません。

削減目標	**指標：１人１日当たりの食品ロス発生量** **平成 28 年度～令和２年度平均　56g/人・日** **↓** **令和６年度　52g/人・日以下** **↓** **令和 12 年度　45g/人・日以下**

注）１人１日当たりの食品ロス発生量については、燃やせるごみ（収集ごみ）の１人１日当たり平均排出量に、令和４年度の食品ロス実態調査の結果で求められた、収集ごみに占める食品廃棄物の割合（34.8%）と食品廃棄物に占める食品ロスの割合（39.4%）を掛け合わせて算出しています。

【１人１日当たりの食品ロス発生量】

：燃やせるごみ（収集ごみ）１人１日当たり平均排出量（g/人・日）× 収集ごみに占める食品廃棄物の割合 × 食品廃棄物に占める食品ロスの割合

平成 28 年度～令和２年度　：409g/人・日 × 0.348 × 0.394 = 56g/人・日

令和６年度　：379g/人・日 × 0.348 × 0.394 = 52g/人・日

令和 12 年度　：329g/人・日 × 0.348 × 0.394 = 45g/人・日

【燃やせるごみ（収集ごみ）の１人１日当たり平均排出量】

：燃やせるごみ（収集ごみ）排出量（ｔ/年）÷ 人口（人）÷ 日数（日）× 1,000,000

平成 28 年度～令和２年度　：燃やせるごみ(収集ごみ)１人１日当たり平均排出量の 5 年平均値 = 409g/人・日

令和６年度　：12,130t ÷ 87,700 人 ÷ 365 日 = 379g/人・日

令和 12 年度　：10,358t ÷ 86,200 人 ÷ 365 日 = 329g/人・日

表３－３－４　燃やせるごみ（収集ごみの１人１日当たり平均排出量：目標達成時）

区分＼年度	5年平均					
	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	
燃やせるごみ（収集ごみ）(g/人･日)	399.3	402.3	411.4	413.5	420.9	409

４　具体的な施策

（１）食品ロスの削減

ア　食品ロス削減のための啓発

食品ロス削減のため、「買いすぎない」「使い切る」「食べきる」を呼び掛け、家庭でできる具体的な取組として、冷蔵庫の整理整頓や買い物メモの作成、食べ切れる量の調理などを紹介します。また、災害への備えと並行して、無駄にならない食料の備蓄方法であるローリングストック注）も紹介します。さらに、県が実施する食品ロス削減に向けたキャンペーンなどの取組に協力します。

注）日常的に非常食を食べ、使った分はその都度補充することで、家庭に常に新しい非常食を備蓄する方法のことです。これにより、備蓄した食品が消費期限切れで廃棄されることを防ぐことができます。

イ　フードドライブへの協力

社会福祉協議会や支援団体と連携して、余剰食品のフードバンクへの提供を呼びかけ、無駄にせずに再利用する活動を展開していきます。また、市民や事業者のフードドライブの活動内容に対する理解を深めるため、その内容について広く周知していきます。

防災備蓄食料の入れ替えの際には、廃棄することにならないよう、フードバンクを通じて必要な人々に提供します。

ウ　食品ロスダイアリーの利用の奨励

神戸市と「ＮＰＯ法人ごみじゃぱん食品ロスチーム」が環境省の助成を受けて協働で開発した「食品ロスダイアリー」は、いつ、何を、どれだけ捨ててしまったかを記録するアプリです。このアプリを使用して食品ロスの量を毎日記録し、可視化することで、食品ロスの削減に効果があるということがこのチームの調査でわかっています。本市では、このアプリの利用を促し、食品ロスの削減に繋げます。

エ　エコクッキングの奨励

エコクッキングのレシピの紹介やイベント等でのエコクッキング教室の開催などにより、食品ロス削減の啓発を図ります。

オ　事業者による食品ロス削減への取組の促進

飲食店に対して、小盛メニューの提供、ドギーバッグ注1の提供、「３０１０運動注2」の推進などを呼びかけ、食品ロス削減に協力を依頼します。

また、飲食店や食品小売業と連携して、余剰食品の回収やフードバンクへの提供を推進します。

注１）飲食店で食べきれなかった料理を持ち帰りするための容器のことです。

注２）宴会時の食べ残しを減らすための運動のことで、乾杯後 30 分間は料理を楽しむことを、お開きの 10 分前になったら自分の席に戻り、再度料理を楽しむことを呼びかけます。

カ　食品ロス調査の実施

食品ロスの発生状況を確認するため、食品ロスの調査を実施します。

（２）事業系生ごみの資源化

ア　事業者への資源化ルートの紹介

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の趣旨や内容の普及啓発に努め、特に食品廃棄物の排出割合が多い事業者に対し、生ごみ処理機の製造・販売を行う事業者や生ごみの堆肥化・飼料化を行う事業者を紹介することで、生ごみの資源化ルートへの誘導に努めます。

第４章　生活排水処理基本計画

第１節　　生活排水処理の現状と課題

１　生活排水の処理状況

（１）生活排水処理人口の実績

本市では、公共下水道の整備を行うとともに、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽により生活排水の処理を行っています。令和４年度末において、汚水処理人口普及率は82.9%となっています。

表４－１－１　生活排水処理形態別人口の実績　（単位：人）

区分＼年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
１．計画処理区域内人口	88,221	88,316	88,144	87,983	88,278
２．生活排水処理人口	68,329	68,646	69,709	72,182	73,197
(1)公共下水道	39,783	39,437	39,872	40,212	41,018
(2)農業集落排水処理施設	266	262	260	246	242
(3)合併処理浄化槽	28,280	28,947	29,577	31,724	31,937
３．水洗化･生活排水未処理人口（単独処理浄化槽）	18,289	18,073	16,839	14,209	13,511
４．非水洗化人口（し尿収集人口）	1,603	1,597	1,596	1,592	1,570
５．汚水処理人口普及率（2/1）	77.5%	77.7%	79.1%	82.0%	82.9%

注）汚水処理人口普及率＝生活排水処理人口÷計画処理区域内人口×100
　　生活排水処理人口は３月31日を当該年度とする

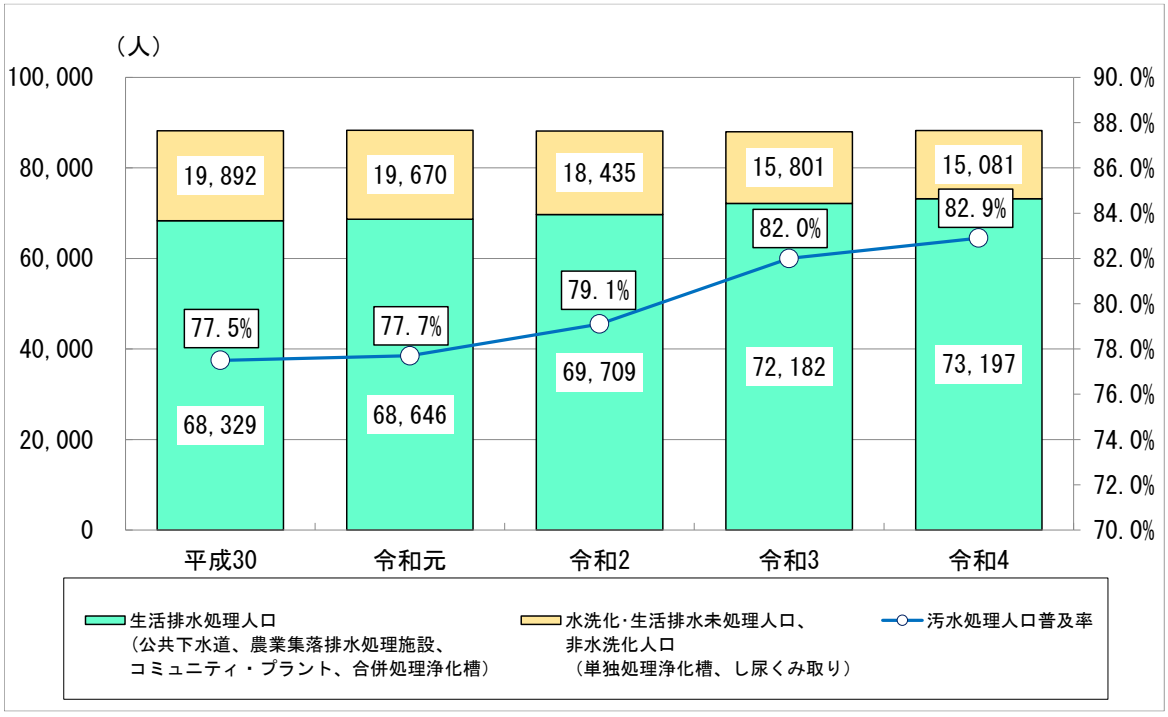


図４－１－１　生活排水処理形態別人口の実績

（２）水洗化率の実績

汚水の集合処理として、本市では公共下水道及び農業集落排水を実施しており、処理区域内の接続率は令和４年度末において 90.7%となっています。

表４－１－２　水洗化率の実績

	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
生活排水処理人口（人）	**40,049**	**39,699**	**40,132**	**40,458**	**41,260**
公共下水道	39,783	39,437	39,872	40,212	41,018
農集排	266	262	260	246	242
接続人口（人）	**35,918**	**35,602**	**36,263**	**36,874**	**37,420**
公共下水道	35,656	35,344	36,007	36,630	37,180
農集排	262	258	256	244	240
接続率（%）	**89.7**	**89.7**	**90.4**	**91.1**	**90.7**
公共下水道	89.6	89.6	90.3	91.1	90.6
農集排	98.5	98.5	98.5	99.2	99.2

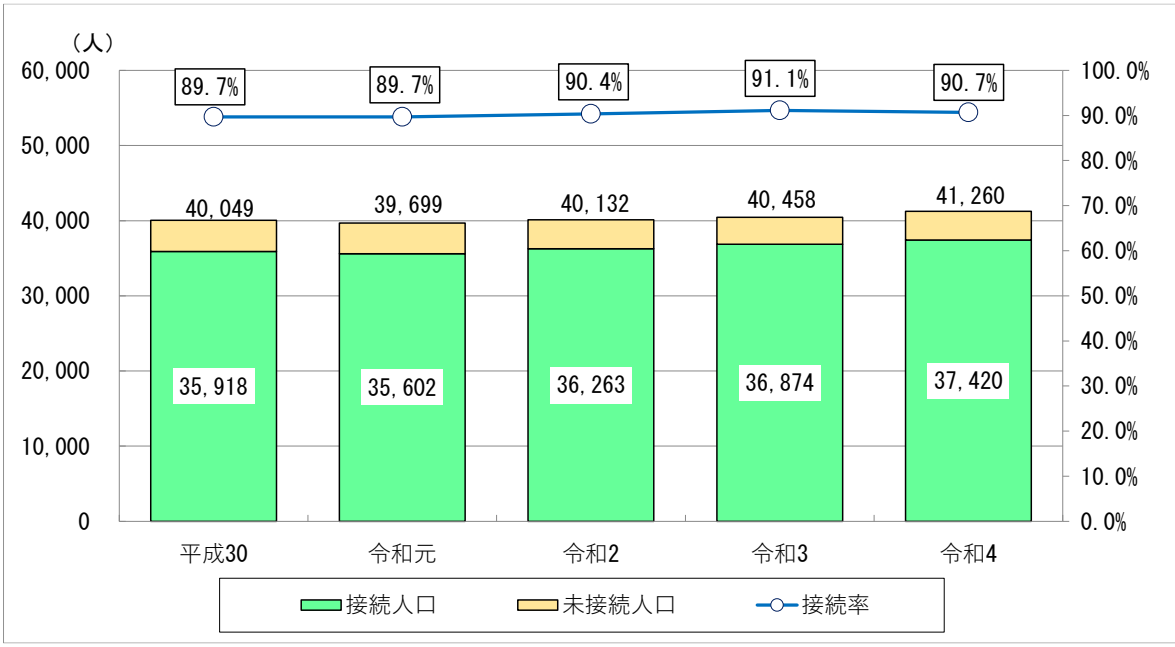


図４－１－２　水洗化率の実績

（３）公共下水道の状況

表４－１－３　袋井処理区

項目			計画面積	計画人口	計画汚水量 日最大	処理能力 日最大
事業認可　第１回			99ha	4,000人	2,260m3/日	5,040m3/日
〃　第２回			189ha	8,000人	5,230m3/日	10,080m3/日
〃　第３回			99ha	2,200人	1,540m3/日	10,080m3/日
〃　第４回			138ha	5,860人	3,320m3/日	15,120m3/日
〃　第５回			1ha	―	―	15,120m3/日
〃　第６回			210ha	7,040人	3,550m3/日	18,600m3/日
〃　第７回			―	2,400人	700m3/日	18,600m3/日
〃　第８回			9ha	300人	-1,200m3/日	18,600m3/日
〃　第９回			57ha	2,400人	-800m3/日	15,000m3/日
〃　第10回			―	―	―	15,000m3/日
〃　第11回			65ha	400人	-100m3/日	15,000m3/日
合計			867ha	32,600人	14,500m3/日	15,000m3/日
排除方式			分流式			
終末処理場	名称		袋井浄化センター"アクアピュア"			
	所在地		袋井市新池 880－1			
	処理方式		標準活性汚泥法			
	処理水質	流入	ＢＯＤ200mg/ℓ以下、ＳＳ155mg/ℓ以下			
		放流	ＢＯＤ15mg/ℓ以下、ＳＳ30mg/ℓ以下			
	放流先		準用河川　松橋川			

注）第 10 回は雨水計画の変更のみ

表４－１－４　浅羽処理区

項目			計画面積	計画人口	計画汚水量 日最大	処理能力 日最大
事業認可　第１回			93ha	3,400人	1,820m3/日	3,300m3/日
〃　第２回			152ha	4,880人	3,026m3/日	6,600m3/日
〃　第３回			-1ha	―	―	6,600m3/日
〃　第４回			75ha	2,540人	954m3/日	6,600m3/日
〃　第５回			―	-220人	-300m3/日	6,600m3/日
〃　第６回			―	-400人	-500m3/日	6,600m3/日
〃　第７回			1ha	600人	-200m3/日	6,600m3/日
〃　第８回			―	―	―	6,600m3/日
〃　第９回			1ha	-200人	-200m3/日	6,600m3/日
合計			321ha	10,600人	4,600m3/日	6,600m3/日
排除方式			分流式			
終末処理場	名称		アクアパークあさば			
	所在地		袋井市梅山 1111			
	処理方式		標準活性汚泥法			
	処理水質	流入	ＢＯＤ205mg/ℓ以下、ＳＳ130mg/ℓ以下			
		放流	ＢＯＤ15mg/ℓ以下、ＳＳ20mg/ℓ以下			
	放流先		普通河川　新堀川			

注）第８回は雨水計画の変更のみ

（４）農業集落排水処理施設の状況

表４－１－５　農業集落排水処理施設の概要

地　区　名	大日地区
施設名称	環境保全センター　やまなみ
所　在　地	袋井市宇刈 3332－１
供用開始	平成 14 年４月
処理区域	宇刈の一部（大日）
処理人口	350 人
処理能力	94.5m^3/日
処理方式	沈殿分離及び接触ばっ気法

（５）合併処理浄化槽の状況

表４－１－６　合併処理浄化槽の整備状況　　（単位：基）

区分＼年度	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
浄化槽設置補助基数	250	255	284	279
浄化槽設置延補助基数	4,959	5,214	5,498	5,777

２　し尿・浄化槽汚泥の処理状況

（１）し尿・浄化槽汚泥の処理実績

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の処理量を見ますと、し尿及び浄化槽汚泥は減少傾向にあります。

表４－１－７　し尿・浄化槽汚泥の処理実績

区分＼年度		令和元	令和2	令和3	令和4
処理人口（人）	し尿	1,597	1,596	1,592	1,570
	浄化槽	47,020	46,416	45,933	45,448
処理量（kℓ/年）	し尿	1,452	1,270	1,250	1,151
	浄化槽汚泥	41,718	42,240	42,448	42,394
	計	43,170	43,510	43,698	43,545
１人１日平均排出量（ℓ/人日）	し尿	2.48	2.18	2.15	2.01
	浄化槽汚泥	2.42	2.49	2.53	2.56

注）１人１日平均排出量＝処理量÷365 日÷処理人口
人口：各年３月 31 日現在（外国人登録人口を含む）

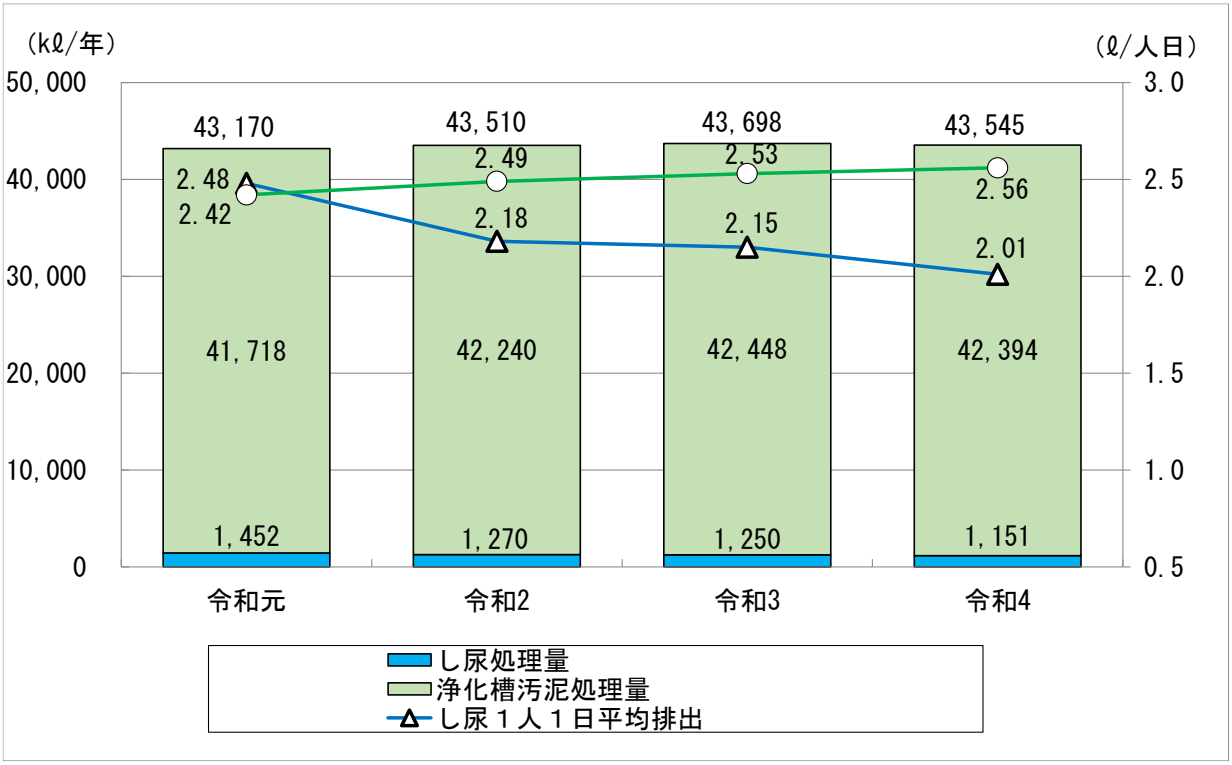


図４－１－３　し尿・浄化槽汚泥の処理実績

（２）し尿・浄化槽汚泥の収集運搬状況

本市では、し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は許可業者が行っています。

表４－１－８　収集運搬の現状

区　　分	し　　尿	浄化槽汚泥
収集運搬体制	許可業者	許可業者

本市で収集されたし尿・浄化槽汚泥については、一部事務組合である袋井市森町広域行政組合の袋井衛生センターで処理しています。

表４－１－９　し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要

施設名称	袋井市衛生センター　クリーンピアあいの	
	第１プラント	第２プラント
設置主体	袋井市森町広域行政組合	
所在地	袋井市愛野 2961	
竣工年月	昭和 61 年３月	平成 10 年３月
処理能力	100kℓ/日 し尿：60 kℓ/日 浄化槽汚泥：40 kℓ/日	50 kℓ/日 し尿：３kℓ/日 浄化槽汚泥：47 kℓ/日
処理方式	標準活性汚泥法・ 高負荷酸化処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式
放流水質	ＢＯＤ　10mg/ℓ以下　ＳＳ　５mg/ℓ以下	

（３）し尿・浄化槽汚泥の処理経費

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の処理経費の推移を次に示します。

表４－１－10　し尿処理経費の実績

区分＼年度	令和元	令和2	令和3	令和4
処理施設分担金（千円）	237, 491	247, 963	260, 081	274, 246
市民１人当たりの処理費(円/人･年)	2, 689	2, 813	2, 956	3, 107

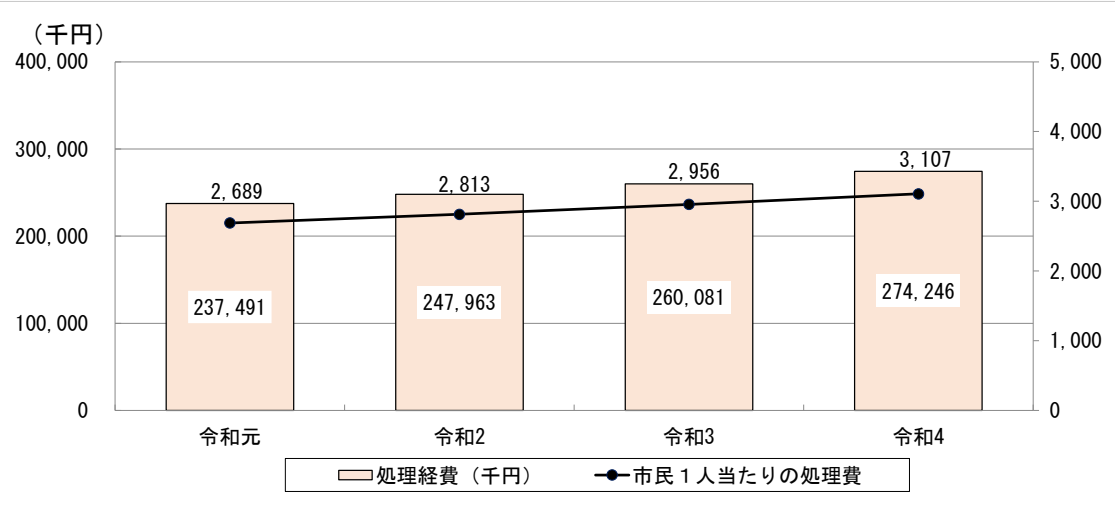


図４－１－４　し尿処理経費の実績

３　生活排水処理における課題

（１）生活排水の処理における課題

ア　本市の汚水処理人口普及率は、令和４年度末において 82.9％となっており、全国平均 92.9％と静岡県平均 84.9％に比べ低い状況にあることから、計画的に公共下水道の整備を進めるとともに、下水道計画区域外での合併処理浄化槽への付替えについて、補助金などを用いて促進していく必要があります。

また、下水道整備区域内の住宅は、下水道への接続（水洗化）を速やかに行うよう指導していく必要があります。

イ　将来の人口減少、管渠や処理施設の更新を踏まえた公共下水道区域における効率的な下水道整備を推進していく必要があります。

ウ　物価高騰による今後の下水道整備が遅れる可能性に加え、高齢化により、下水道への接続や単独浄化槽または汲み取りから、合併処理浄化槽への付替えが進まない懸念があります。

エ　平成 29 年度の公共下水道区域の見直しに伴い、合併処理浄化槽整備区域を拡大したことから、合併処理浄化槽の効率的な整備推進を行う必要があります。

オ　単独及び合併処理浄化槽の処理水は、法定検査や定期的な保守点検・清掃の実施が義務付けられています。

県所轄の事業であるため、適切な浄化槽維持管理の必要性から、浄化槽の保守・点検、清掃及び検査の徹底を図るよう働きかけていく必要があります。

（２）し尿・浄化槽汚泥の処理における課題

本市では、袋井市森町広域行政組合の袋井衛生センターで、し尿及び浄化槽汚泥を全量処理しています。袋井衛生センターの処理能力は、150kℓ/日ですが、搬入される量は平成 27 年度に 137.6kℓ/日だったものが、令和４年度は 138.8kℓ/日となっています。今後は合併処理浄化槽の普及状況を踏まえ推移を観察していく必要があります。

第２節　生活排水処理基本計画

１　計画の目標

（１）汚水処理人口普及率

令和２年２月に策定された「静岡県生活排水処理長期計画」では、県全体の生活排水処理施設整備率（汚水処理人口普及率）の目標を令和８年度 89.5%、令和 13 年度 92.7%、令和 18 年度 95.7%としています。

本市は、令和４年度末で汚水処理人口普及率が 82.9%であり、今後も継続して生活排水処理施設整備の推進を図り、令和 12 年度における汚水処理人口普及率の目標を 90%以上（0.9%/年の進捗）に設定します。また、中間年度の令和８年度は、86.9%とします。

計画の目標	汚水処理人口普及率　86.9%（令和８年度） 90.0%以上（令和 12 年度）

（２）将来人口、生活排水処理形態別人口及びし尿浄化槽汚泥処理量の見通し

【将来人口の推計】

本計画での将来人口は、第２次袋井市総合計画後期基本計画における推定人口（国勢調査結果により推計）を採用します。

表４－２－１　将来人口の推計　（単位：人）

実績	年度	H25	26	27	28	29	30	R 元	2	3	4
	人口	86,991	87,233	87,195	87,545	87,739	88,030	88,470	88,279	88,134	88,615

予測	年度	R5	6	7	8	9	10	11	12
	人口	87,900	87,700	87,500	87,200	87,000	86,700	86,500	86,200

注）実績人口：各年度 10 月１日現在
　　予測人口：第２次総合計画における推定値

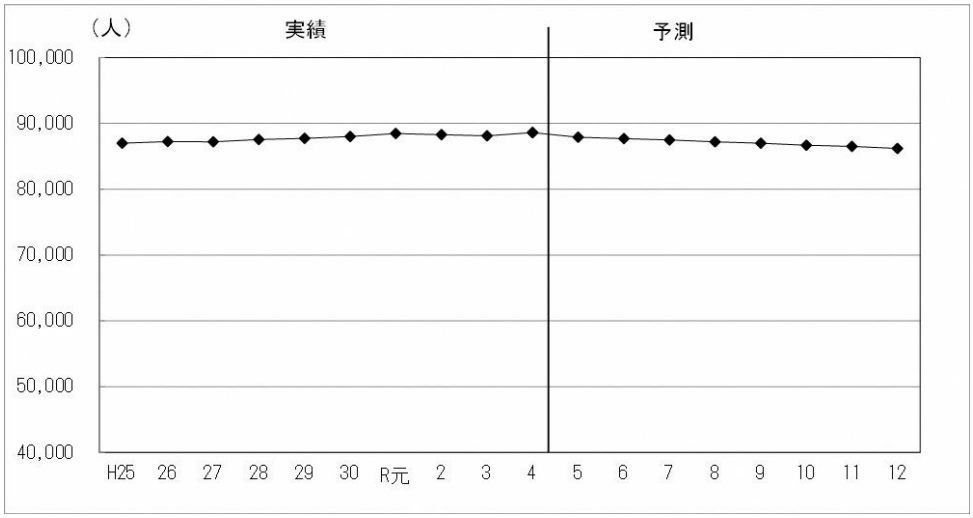


図４－２－１　将来人口の推計

【生活排水処理形態別人口の見通し】

生活排水処理形態別人口の将来の見通しを次に示します。

表４－２－２　生活排水処理形態別人口の見通し

区分＼年度	単位	実績	見通し	
		令和4	令和8	令和12
１．計画処理区域内人口	人	88,278	87,200	86,200
２．生活排水処理人口	人	73,197	75,800	77,660
(1)公共下水道	人	41,018	43,140	44,880
(2)農業集落排水処理施設	人	242	240	240
(3)合併処理浄化槽	人	31,937	32,420	32,540
３．水洗化･生活排水未処理人口（単独処理浄化槽）	人	13,511	10,020	7,340
４．非水洗化人口（し尿収集人口）	人	1,570	1,380	1,200
５．汚水処理人口普及率（2/1）	%	82.9%	86.9%	90.1%
６．整備区域面積	ha	984	1,044	1,104

注）汚水処理人口普及率＝生活排水処理人口÷計画処理区域内人口×100
　　各計画人口、整備区域面積は、下水道基本構想及び第２次総合計画の将来人口より設定

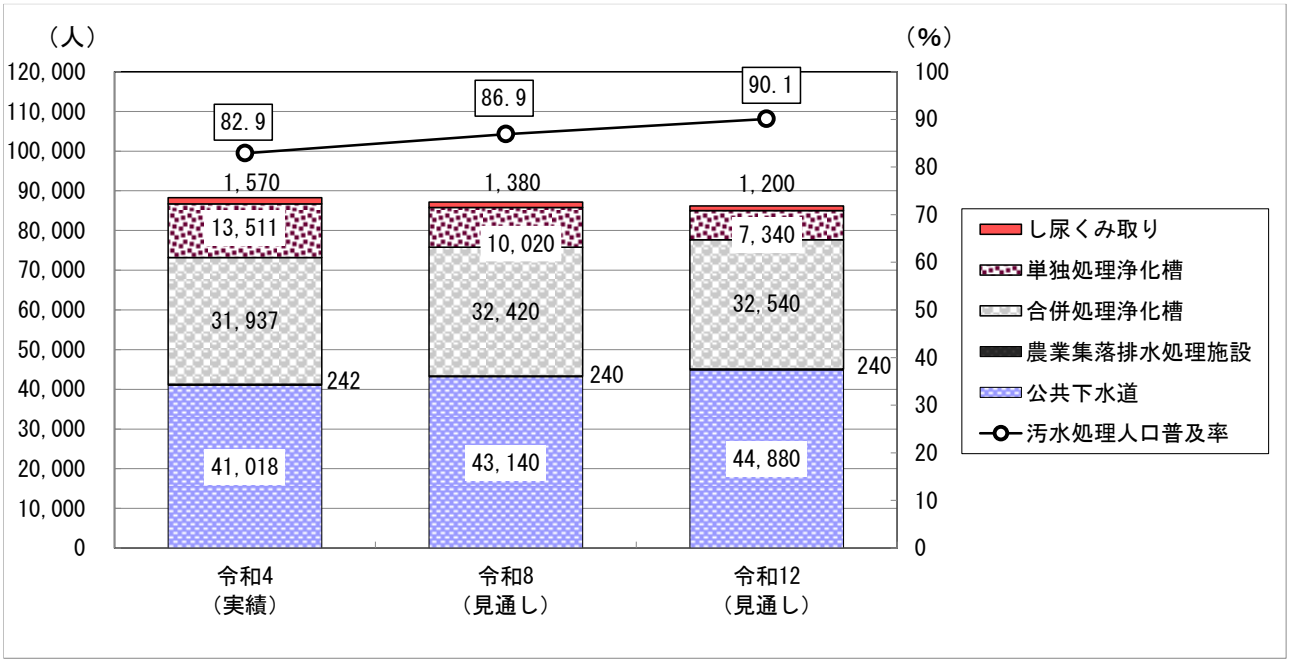


図４－２－２　生活排水処理形態別人口の見通し

【し尿・浄化槽汚泥処理量の見通し】

し尿・浄化槽汚泥処理量の将来の見通しを次に示します。

表４－２－３　し尿・浄化槽汚泥処理量の見通し

区分＼年度	単位	実績	見通し	
		令和4	令和8	令和12
し尿	kℓ/年	1,151	1,123	977
浄化槽汚泥	kℓ/年	42,394	42,213	40,911
合計	kℓ/年	43,545	43,336	41,888
	kℓ/日	119.3	118.7	114.8

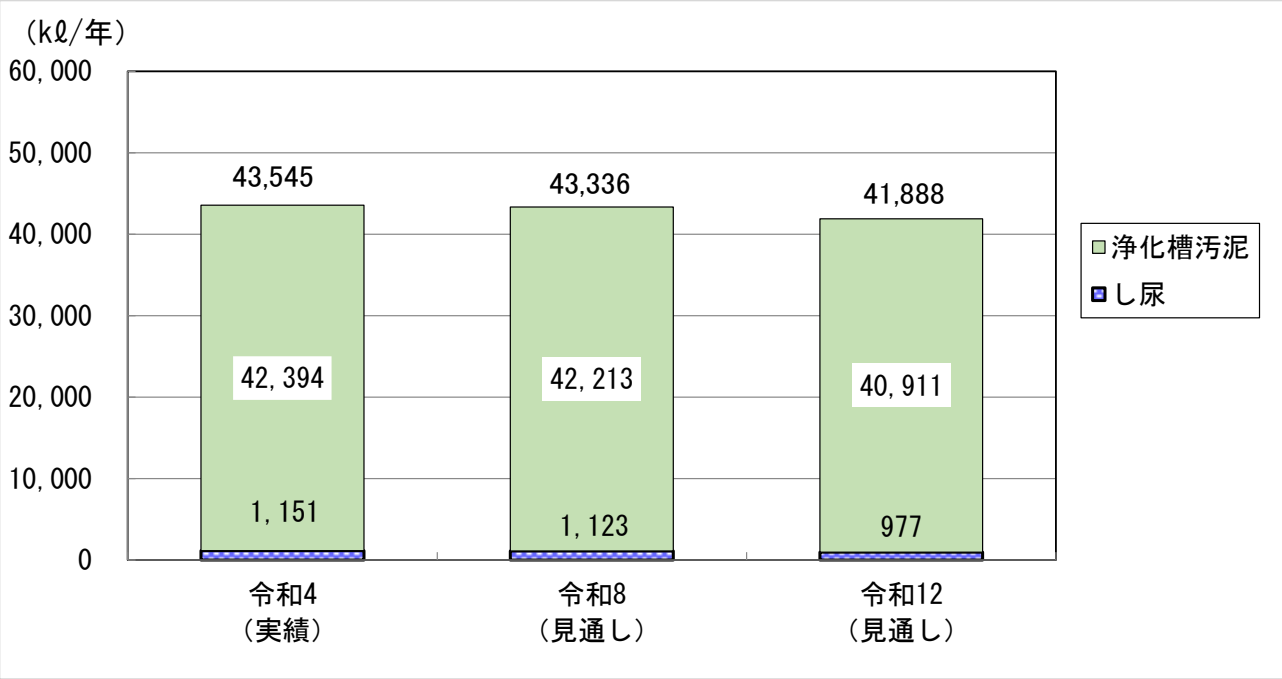


図４－２－３　し尿・浄化槽汚泥処理量の見通し

【まとめ】

公共下水道や合併処理浄化槽の促進により、汚水処理人口普及率は上昇する見通しです。

表４－２－４　処理形態別人口の実績と見通し

項目		行政人口（人）	生活排水処理人口（人）			未処理人口（人）		汚水処理人口普及率
			公共下水道	農業集落排水	合併浄化槽	単独浄化槽	し尿収集	
実績	H25	86,927	35,724	275	24,960	23,891	2,077	70.1%
	26	87,155	36,825	273	25,011	23,044	2,002	71.3%
	27	87,174	37,167	262	25,774	22,055	1,916	72.5%
	28	87,557	38,327	263	26,125	21,015	1,827	73.9%
	29	87,938	39,442	266	27,065	19,474	1,691	75.9%
	30	88,221	39,783	266	28,280	18,289	1,603	77.5%
	R元	88,316	39,437	262	28,947	18,073	1,597	77.7%
	2	88,144	39,872	260	29,577	16,839	1,596	79.1%
	3	87,983	40,212	246	31,724	14,209	1,592	82.0%
	4	88,278	41,018	242	31,937	13,511	1,570	82.9%
予測	5	87,900	41,540	240	32,060	12,540	1,520	84.0%
	6	87,700	42,120	240	32,220	11,650	1,470	85.0%
	7	87,500	42,670	240	32,350	10,810	1,430	86.0%
	8	87,200	43,140	240	32,420	10,020	1,380	86.9%
	9	87,000	43,640	240	32,510	9,280	1,330	87.8%
	10	86,700	44,060	240	32,530	8,590	1,280	88.6%
	11	86,500	44,510	240	32,570	7,950	1,240	89.4%
	12	86,200	44,880	240	32,540	7,340	1,200	90.1%

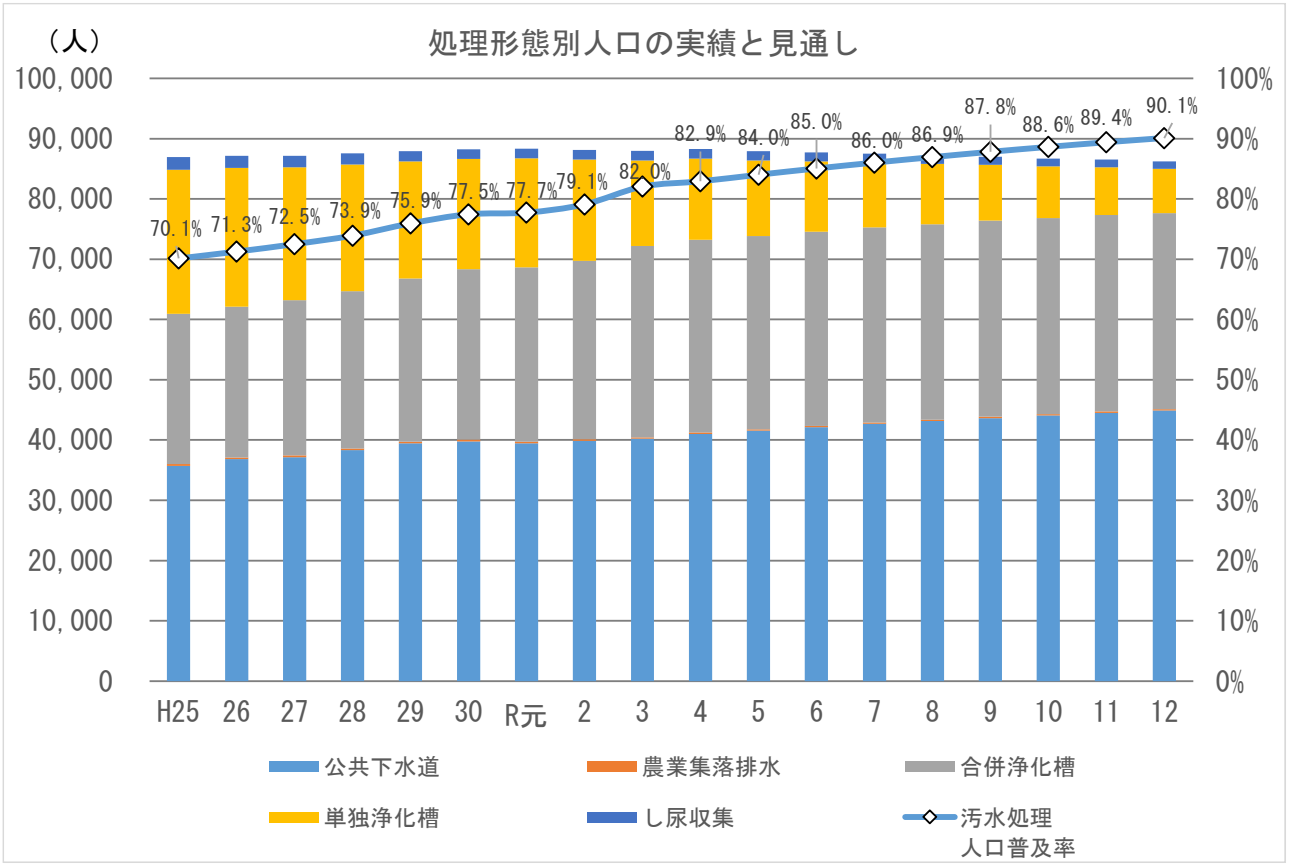


図４－２－４　生活排水処理形態別人口の実績と見通し

し尿及び浄化槽汚泥処理量は、合併処理浄化槽の普及により一時的な増加が見込まれますが、長期的には減少していく見通しです。

表４－２－５　し尿・浄化槽汚泥処理量の実績と見通し

項目		汚泥処理量（kℓ/年）			汚泥処理量（kℓ/日）
		し尿	浄化槽	合計	
実績	H25	1,923	40,629	42,552	116.6
	26	1,734	40,483	42,217	115.7
	27	1,665	40,536	42,201	115.3
	28	1,517	40,611	42,128	115.4
	29	1,415	38,580	39,995	109.6
	30	1,362	40,990	42,352	116.0
	R元	1,452	41,718	43,170	118.0
	2	1,270	42,240	43,510	119.2
	3	1,250	42,448	43,698	119.7
	4	1,151	42,394	43,545	119.3
予測	5	1,237	43,156	44,393	121.3
	6	1,196	42,860	44,056	120.7
	7	1,164	42,557	43,721	119.8
	8	1,123	42,213	43,336	118.7
	9	1,083	41,918	43,001	117.5
	10	1,042	41,570	42,612	116.8
	11	1,009	41,272	42,281	115.8
	12	977	40,911	41,888	114.8

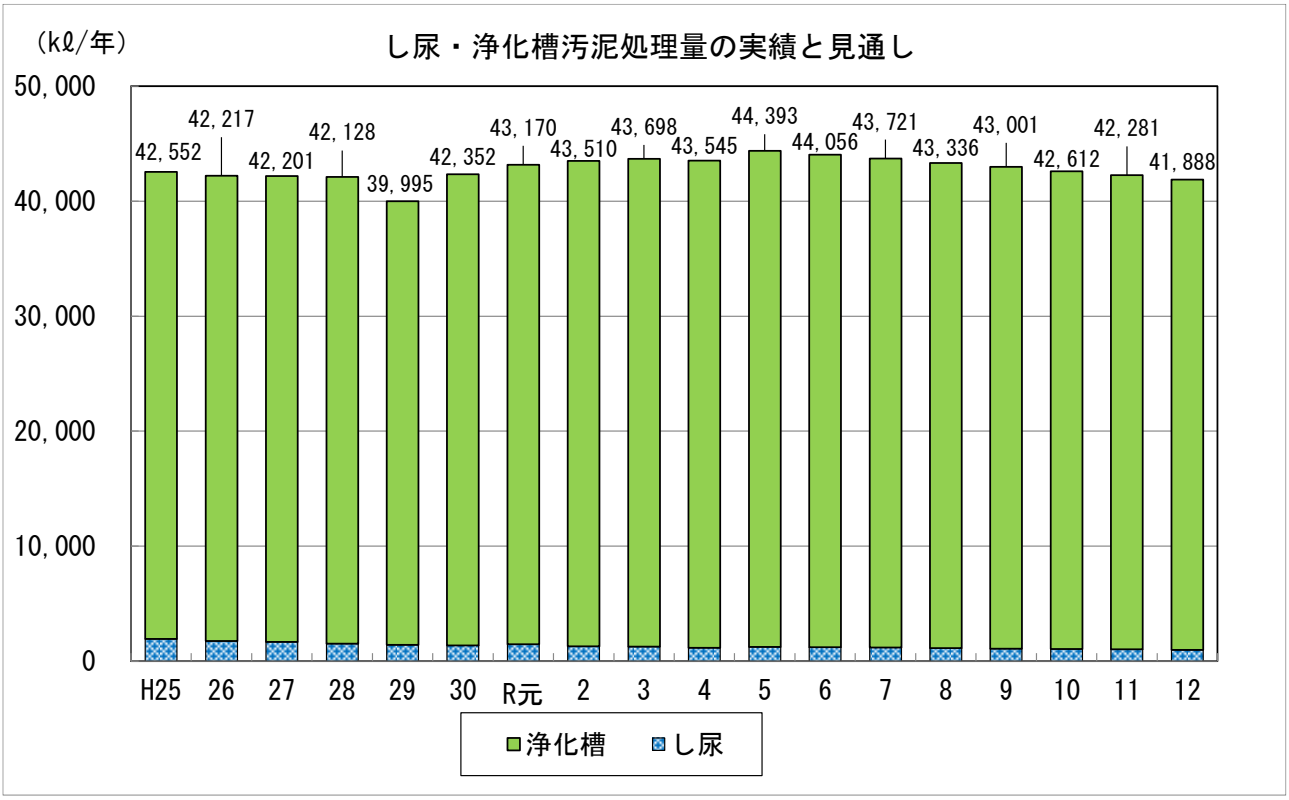
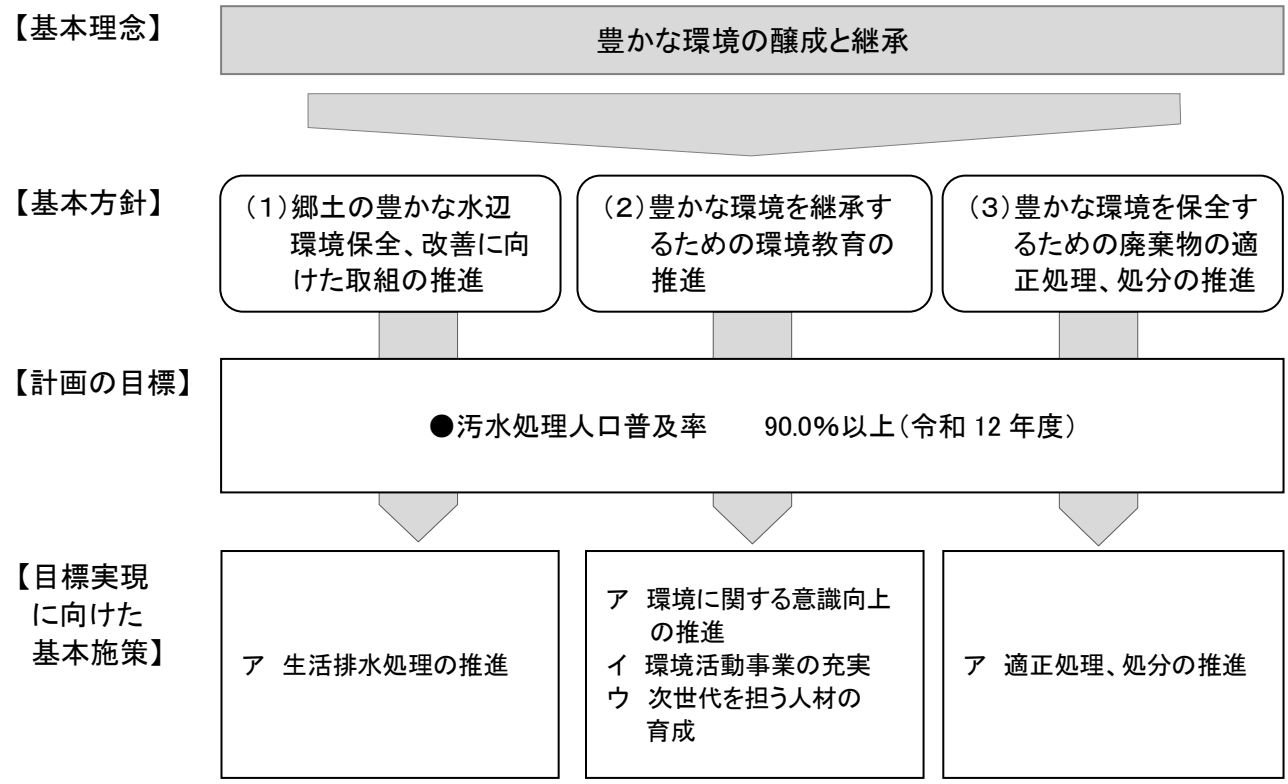


図４－２－５　し尿・浄化槽汚泥処理量の実績と見通し

２　生活排水処理基本計画の体系

本計画の基本理念、目標の実現に向けた基本施策、計画の体系は次のとおりです。



3　目標実現に向けた基本施策

（１）郷土の豊かな水辺環境保全、改善に向けた取組の推進

【基本施策】	【具体的な施策】
ア　生活排水処理の推進	（ア）公共下水道による生活排水処理の推進
	（イ）合併処理浄化槽による生活排水処理の推進

ア　生活排水処理の推進

公共下水道や合併処理浄化槽の普及を図り、生活排水の処理を推進し、公共用水域の水質保全を図ります。

（ア）公共下水道による生活排水処理の推進

将来の人口減少や施設更新を踏まえ、公共下水道施設の整備・普及を進めるとともに、整備区域内での戸別訪問等による接続率の向上を推進していきます。

（イ）合併処理浄化槽による生活排水処理の推進

平成 28 年度の下水道基本構想の見直しにより、公共下水道で計画していた区域の一部については、費用対効果など総合的に見直しをした結果、合併処理浄化槽で処理することとしました。

引き続き、合併処理浄化槽の設置に対する補助を行い、生活排水処理の推進を図ります。

また、維持管理費に対しては、法定検査や定期的な保守点検・清掃の実施など一定の基準を満たした場合、個人負担の公平性の確保から補助を行い、下水道使用料との格差是正を図っています。

（２）豊かな環境を継承するための環境教育の推進

【基本施策】	【具体的な施策】
ア　環境に関する意識向上の推進	（ア）広報やホームページ等を利用した情報発信
	（イ）浄化槽法定検査の推進
イ　環境活動事業の充実	（ア）市民団体との連携の促進
	（イ）イベントの開催・参加の促進
ウ　次世代を担う人材の育成	（ア）学校教育との連携の強化
	（イ）地域での環境体験学習の推進

ア　環境に関する意識向上の推進

（ア）広報やホームページ等を利用した情報発信

広報やホームページ等で、生活排水対策の必要性に対する意識の啓発に努め、意識が具体的行動に結びつくような情報提供を行います。

また、広報やホームページ等により、市民が日常的に実行できる工夫を紹介していきます。

（イ）浄化槽法定検査の推進

県が行う浄化槽の法定検査などの実施指導に協力し、浄化槽の適正な管理の周知に努めます。

イ　環境活動事業の充実

（ア）市民団体との連携の促進

ａ　市民環境ネットふくろい活動の推進

市民と行政の協働により、環境負荷の少ない資源循環型社会を形成するため、平成 19 年１月に設立した「市民環境ネットふくろい」を通して、様々な環境保全活動を推進します。

ｂ　ＮＰＯ等の民間団体との連携

ＮＰＯ等の民間団体との連携を促進し、地域とのネットワークを広げます。

（イ）イベントの開催・参加の促進

ａ　環境関連イベントの実施

環境イベントや講演会等の開催の推進、市民団体等が実施するイベントに参加し、水環境の保全に対する普及啓発活動を行います。

ウ　次世代を担う人材の育成

（ア）学校教育との連携の強化

小中学校に対して環境に関する職業講話やエコ工作等、出前エコ教室、公共下水道施設訪問学習や、総合学習と連携し、水の大切さを教える環境教育を推進します。

（イ）地域での環境体験学習の推進

地域での環境体験学習を通して環境への理解や愛着を生み、行動へと結びつけていきます。

（３）豊かな環境を保全するための廃棄物の適正処理、処分の推進

【基本施策】	【具体的な施策】
ア　適正処理、処分の推進	（ア）収集・運搬体制の継続
	（イ）安定的、計画的な収集・運搬の指導
	（ウ）袋井衛生センターの適正な運転管理
	（エ）下水汚泥等の肥料化
	（オ）災害時の適正処理

【基本施策】	【体制・方法】
ア　適正処理、処分の推進	（ア）収集・運搬
	（イ）中間処理計画
	（ウ）最終処分計画

ア　適正処理、処分の推進

ア－1　適正処理、処分の推進に関する施策

（ア）収集・運搬体制の継続

し尿収集人口及び浄化槽人口の予測に大きな変動がない限り、現在の収集・運搬体制を継続します。収集したし尿・浄化槽汚泥は、袋井衛生センターへ搬入します。

（イ）安定的、計画的な収集・運搬の指導

浄化槽汚泥の収集・運搬については、毎日の搬入量が一定化するよう指導を行います。

（ウ）袋井衛生センターの適正な運転管理

今後は浄化槽汚泥の処理量の搬入量の把握に努めるとともに、施設の老朽化に備え、適切な点検、補修を行い、適正な運転管理に努めます。

（エ）下水汚泥等の肥料化の拡大とし尿汚泥の肥料化の検討

本市ではすでに下水汚泥の一部を搬出し、肥料化していますが、搬出量の増加に向けて、事業者と協議を進め、肥料化の拡大を進めます。また、し尿汚泥等については、袋井市森町広域行政組合と連携し、肥料化を検討します。

（オ）災害時の適正処理

災害時には、「袋井市災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ適切な対応を図ります。

ア－２　適正処理、処分の推進に関する体制・方法

（ア）収集・運搬

収集区域は、本市の行政区域全域とします。

収集･運搬体制は現状の体制を継続し、許可業者により収集・運搬を行います。

（イ）中間処理計画

収集・運搬されたし尿・浄化槽汚泥は、今後も袋井市森町広域行政組合の袋井衛生センターで全量処理を行います。

（ウ）最終処分計画

袋井衛生センターの処理工程で発生する汚泥・し渣は中遠クリーンセンターで溶融処理を行い、スラグとして有効利用を図っております。沈砂と中遠クリーンセンターで生じた飛灰は､埋立期限である令和８年 12 月まで中遠広域事務組合の最終処分場で埋立処分し、令和８年度中から民間への委託を開始します。

袋井市一般廃棄物処理基本計画

発　行　令和６年（2024 年）３月
編　集　袋井市　環境水道部　廃棄物対策課
袋井市　環境水道部　上下水道課
〒437-8666
静岡県袋井市新屋一丁目１番地の１

【ごみ処理基本計画】
担　当：袋井市　環境水道部　廃棄物対策課
電　話：0538-84-6057（直通）
ＦＡＸ：0538-44-3185
E-mail：genryou@city.fukuroi.shizuoka.jp

【生活排水処理基本計画】
担　当：袋井市　環境水道部　上下水道課
電　話：0538-84-6058（直通）
ＦＡＸ：0538-84-6083
E-mail：suidou@city.fukuroi.shizuoka.jp

※令和８年 10 月一部修正